

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」等の発出について

計 1 7 0 枚（本紙を除く）

Vol.65

平成21年3月13日

厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課

【 今般通知する内容については、平成21年4月1日からの適用となりますので、貴関係機関等に速やかに送信いただきますよう、よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3949)
FAX：03-3595-4010

別紙 1

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

改 正 前	改 正 後
第一・二 （略） 第三 介護サービス 一 訪問介護 1 人員に関する基準 (1) （略） (2) サービス提供責任者（居宅基準第五条第二項） 事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。 ① 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。 ② サービス提供責任者の配置の基準は、以下のいずれかに該当する員数を置くこととする。 イ 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が概ね四五〇時間又はその端数を増すごとに一人以上 ロ 当該事業所の訪問介護員等の数が一〇人又はその端数を増すごとに一人以上 従って、例えば、常勤割合が比較的高いなど、訪問介護員等一人当たりのサービス提供時間が多い場合は、月間の延べサービス提供時間が四五〇時間を超えていても、訪問介護員等の人数が一〇人以下であれば、ロの基準によりサービス提供責任者は一人で足りることとなる（具体的には、例えば、常勤職員四人で、そのサービス提供時間が合わせて三二〇時間、非常勤職員が六人で、そのサービス提供時間が合わせて二〇〇時間である場合、当該事業所の延べサービス提供時間は五二〇時間となるが、ロの基準により、配置すべきサービス提供責任者は一人で足りることとなる）。 なお、指定訪問介護事業者が、指定介護予防訪問介護事業者の	第一・二 （略） 第三 介護サービス 一 訪問介護 1 人員に関する基準 (1) （略） (2) サービス提供責任者（居宅基準第五条第二項） ① 事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。 <u>なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。</u> イ 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。 ロ サービス提供責任者の配置の基準は、以下のいずれかに該当する員数を置くこととする。 a 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が四五〇時間又はその端数を増すごとに一人以上 b 当該事業所の訪問介護員等の数が一〇人又はその端数を増すごとに一人以上 従って、例えば、常勤割合が比較的高いなど、訪問介護員等一人当たりのサービス提供時間が多い場合は、月間の延べサービス提供時間が四五〇時間を超えていても、訪問介護員等の人数が一〇人以下であれば、<u>b</u>の基準によりサービス提供責任者は1人で足りることとなる(具体的には、例えば、常勤職員四人で、そのサービス提供時間が合わせて三二〇時間、非常勤職員が六人で、そのサービス提供時間が合わせて二〇〇時間である場合、当該事業所の延べサービス提供時間は五二〇時間となるが、<u>b</u>の基準により、配置すべきサービス提供責任者は一人で足りることとなる)。 なお、指定訪問介護事業者が、指定介護予防訪問介護事業者の

指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、第二の３の定めるところにより、これらの各事業の訪問介護員等の人数又はサービス提供時間を合算して計算することができるものとする。

③～⑤ (略)
 (3) (略)
 2～4 (略)
 二 (略)

指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、第二の３の定めるところにより、これらの各事業の訪問介護員等の人数又はサービス提供時間を合算して計算することができるものとする。

② 事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数(三二時間を下回る場合は三二時間を基本とする。)の二分の一以上に達している者でなければならない。

イ ①のロの a 又は b に基づき、一人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法とすることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、訪問介護員等は、常勤換算方法で、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を四五〇で除して得られた数(小数第一位に切り上げた数)又は訪問介護員等の数を一〇で除して得られた数以上とする。

ロ イに基づき、常勤換算方法とする事業所については、①のロの a 又は b に基づき算出されるサービス提供責任者数から一を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

ハ ①のロの a 又は b に基づき、六人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であつて、常勤換算方法とする事業所については、①のロの a 又は b に基づき算出されるサービス提供責任者の数に二を乗じて三で除して得られた数(一の位に切り上げた数)以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

従って、具体例を示すと別表一又は二に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

③～⑤ (略)
 (3) (略)
 2～4 (略)
 二 (略)

三 訪問看護

1 人員に関する基準

- (1) (略)
- (2) 指定訪問看護ステーションの管理者（居宅基準第六十一条）
 - ① (略)
 - ② 指定訪問看護ステーションの管理者は、管理者としてふさわしいと認められる保健師又は看護師であって、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十四条第三項の規定により保健師又は看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後二年を経過しない者に該当しないものである。
 - ③ 管理者の長期間の傷病又は出張等の緊急やむを得ない理由がある場合には、老人の福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して指定訪問看護ステーションの管理者としてふさわしいと都道府県知事に認められた者であれば、管理者として保健師及び看護師以外の者をあてることができるものとする。ただし、この場合においても、可能な限り速やかに常勤の保健師及び看護師の管理者が確保されるように努めなければならないものである。
 - ④ 指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は老人保健法第十九条の訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要がある。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。

2 (略)

3 運営に関する基準

- (1) (略)
- (2) 健康手帳への記載

居宅基準第六十五条は、提供した指定訪問看護に関して、次のとおりその記録を利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに記載しなければならないことを定めたものである。なお、健康手帳の医療に係るページの様式については、「健康手帳の医療の受給資格を証するページ及び医療の記録に係るページの様式」（昭和五十七年十一月厚生省告示第百九十二号）により定められているものである。

- ① 「医療機関等名称・所在地・電話」の欄には、指定訪問看護事業

三 訪問看護

1 人員に関する基準

- (1) (略)
- (2) 指定訪問看護ステーションの管理者（居宅基準第六十一条）
 - ① (略)
 - ② 指定訪問看護ステーションの管理者は、管理者としてふさわしいと認められる保健師又は看護師であって、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十四条第三項の規定により保健師又は看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後二年を経過しない者に該当しないものである。
 - ③ 管理者の長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合には、老人の福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して指定訪問看護ステーションの管理者としてふさわしいと都道府県知事に認められた者であれば、管理者として保健師及び看護師以外の者をあてることができるものとする。ただし、この場合においても、可能な限り速やかに常勤の保健師及び看護師の管理者が確保されるように努めなければならないものである。
 - ④ 指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は老人保健法第十九条及び健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十七条第一項の規定に基づく訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要がある。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。

2 (略)

3 運営に関する基準

- (1) (略)

<u>所の名称、所在地及び電話番号を記載すること。</u> ② 「外来・入退院年月日」の欄には、利用開始及び終了年月日を記載すること。 <u>(3)～(8) (略)</u> 四 訪問リハビリテーション 1・2 (略) 3 運営に関する基準 (1)・(2) (略) (3) 訪問リハビリテーション計画の作成（居宅基準第八十一条） ①～④ (略) (4)・(5) (略) 五 居宅療養管理指導 1 人員に関する基準（居宅基準第八十五条）	<u>(2)～(7) (略)</u> 四 訪問リハビリテーション 1・2 (略) 3 運営に関する基準 (1)・(2) (略) (3) 訪問リハビリテーション計画の作成（居宅基準第八十一条） ①～④ (略) ⑤ <u>平成二十一年の介護報酬改定においてリハビリマネジメント加算が本体報酬に包括化された趣旨を踏まえ、リハビリテーションの実施は以下手順を踏まえて行われることが望ましい。</u> <u>イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同によりリハビリテーションに関する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行って訪問リハビリテーション計画の作成を行うこと。</u> <u>ロ 必要に応じ、介護支援専門員を通して、他の居宅サービス事業所のサービス担当者に対してリハビリテーションに関する情報伝達（日常生活上の留意点、介護の工夫等）や連携を図るとともに、居宅サービス計画の変更の依頼を行うこと。</u> <u>ハ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すとともに、その内容を利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</u> <u>ニ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前リハビリテーションカンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員や他の居宅サービス事業所のサービス担当者等の参加を求めること。</u> <u>ホ 利用終了時には、サービス担当者会議等を通じて、居宅介護支援事業所の介護支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行うこと。</u> (4)・(5) (略) 五 居宅療養管理指導 1 人員に関する基準（居宅基準第八十五条）
--	---

指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき居宅療養管理指導従業者の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとしたものである。

(1)・(2) (略)

2 設備に関する基準

(1) 居宅基準第八十六条は、指定居宅療養管理指導事業所については、

① 病院、診療所又は薬局であること。

②・③ (略)

としたものである。

(2) (略)

3 運営に関する基準

(1) (略)

(2) 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針
(略)

①・② (略)

③ 薬剤師、歯科衛生士及び管理栄養士は、指定居宅療養管理指導を行った際には、速やかに、指定居宅療養管理指導を実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した居宅療養管理指導の要点及び担当者の氏名を記録すること。

(3) 運営規程

居宅基準第九十条は、指定居宅療養管理指導の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保するため、同条第一号から第五号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅療養管理指導事業所ごとに義務づけたものであること。なお、第四号の「指定居宅療養管理指導の種類」としては、当該事業所により提供される指定居宅療養管理指導の提供者の職種(医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士)ごとの種類を規定するものであること。

指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき居宅療養管理指導従業者の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとしたものである。

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第三十五号)第六十三条第一項にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう。))をいう。以下この項において同じ。))である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員

2 設備に関する基準

(1) 居宅基準第八十六条は、指定居宅療養管理指導事業所については、

① 病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であること。

②・③ (略)

としたものである。

(2) (略)

3 運営に関する基準

(1) (略)

(2) 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針
(略)

①・② (略)

③ 薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士及び看護職員は、指定居宅療養管理指導を行った際には、速やかに、指定居宅療養管理指導を実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した居宅療養管理指導の要点及び担当者の氏名を記録すること。

(3) 運営規程

居宅基準第九十条は、指定居宅療養管理指導の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保するため、同条第一号から第五号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅療養管理指導事業所ごとに義務づけたものであること。なお、第四号の「指定居宅療養管理指導の種類」としては、当該事業所により提供される指定居宅療養管理指導の提供者の職種(医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士、介護職員)ごとの種類を規定するものであること。

(4)・(5) (略) 六 通所介護 1 (略) 2 設備に関する基準（居宅基準第95条） (1)・(2) (略) (3) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。 <u>なお、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の消防設備に関しては、先般の火災事故を契機として、現在消防庁において「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」が開催されているところであり、消防法に基づく規制についての改正が検討されているところである。</u> 3・4 (略) 5 指定療養通所介護の事業 (1)・(2) (略) (3) 設備に関する基準 ① 利用定員等 利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものであり、事業所の実情に応じて<u>五人</u>までの範囲で定めることとするものである。 ② 設備及び備品等 イ (略) ロ 専用の部屋の面積は、利用者一人につき<u>八平方メートル</u>以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮蔽されていること。 ハ 指定療養通所介護を行う設備は専用でなければならないが、当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。例えば、利用者以外の者（重症心身障害児等）をサービス提供に支障のない範囲で受け入れることが可能である。ただしこの場合、利用者以外の者も利用者とみなして人員及び設備の基準を満たさなければならない。具体的には、利用者<u>四人</u>、利用者以外の者<u>一人</u>であれば、療養通所介護従業者の員数は、提供時間帯を通じて<u>三・三人</u>を確保するために必要な数とするとともに、利用者の数	(4)・(5) (略) 六 通所介護 1 (略) 2 設備に関する基準（居宅基準第95条） (1)・(2) (略) (3) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。 3・4 (略) 5 指定療養通所介護の事業 (1)・(2) (略) (3) 設備に関する基準 ① 利用定員等 利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものであり、事業所の実情に応じて<u>八人</u>までの範囲で定めることとするものである。 ② 設備及び備品等 イ (略) ロ 専用の部屋の面積は、利用者一人につき<u>六・四平方メートル</u>以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮蔽されていること。 ハ 指定療養通所介護を行う設備は専用でなければならないが、当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。例えば、利用者以外の者（重症心身障害児等）をサービス提供に支障のない範囲で受け入れることが可能である。ただしこの場合、利用者以外の者も利用者とみなして人員及び設備の基準を満たさなければならない。具体的には、利用者<u>六人</u>、利用者以外の者<u>二人</u>であれば、療養通所介護従業者の員数は、提供時間帯を通じて<u>五・三人</u>を確保するために必要な数とするとともに、利用者の数
--	---

はすでに<u>五人</u>とみなされていることから、これを上限としなければならぬ。 (4) (略) 七 通所リハビリテーション 1 人員に関する基準 (1) 指定通所リハビリテーション事業所 ① 略 ② 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（第二号） <u>イ 利用者数は、専従する従事者二人に対し一単位二〇人以内とし、一日二単位を限度とすること。</u> <u>ロ 専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、〇・二人以上確保されていること。</u>	はすでに<u>八人</u>とみなされていることから、これを上限としなければならぬ。 (4) (略) 七 通所リハビリテーション 1 人員に関する基準 (1) 指定通所リハビリテーション事業所 ① 略 ② 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（第二号） <u>イ 指定通所リハビリテーションの単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所リハビリテーションをいうものであることから、例えば、次のような場合は、二単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</u> <u>a 指定通所リハビリテーションが同時に一定の距離を置いた二つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合</u> <u>b 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合</u> <u>ロ 六時間以上八時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。</u> <u>ハ 提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を確保するとは、指定通所リハビリテーションの単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に居宅基準上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである（例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が二人必要である場合、提供時間帯の二分の一ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては四人が必要となる。）。</u> <u>また、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百人又はその端数を増すごとに一以上確保するとは、指定通所リハビリテーションのうち、リハビリテーションを提供する時間帯に、当該職種の従事者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、所要</u>
--	--

(2) <u>指定通所リハビリテーション事業所が診療所であって、指定通所リハビリテーションの提供が同時に一〇人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合（居宅基準第百十一条第二項）</u> ① <u>医師（第一号）</u> イ <u>専任の医師が一人勤務していること。</u> ロ <u>利用者数は、専任の医師一人に対し一日四〇人以内であること。</u> ② <u>理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護</u>	<u>時間一時間から二時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができる。</u> ニ <u>なお、ここでいう利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定通所リハビリテーションについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、一日のうちの午前の提供時間帯に利用者一〇人に対して指定通所リハビリテーションを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者一〇人に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合であって、それぞれの指定通所リハビリテーションの定員が一〇人である場合には、当該事業所の利用定員は一〇人、必要となる従業者の員数は午前午後それぞれ一人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。</u> ホ <u>同一事業所で複数の単位の指定通所リハビリテーションを同時に行う場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となるものである（居宅基準第百十一条第一項・第二項関係）。</u> ヘ <u>従事者一人が一日に行うことのできる指定通所リハビリテーションは二単位までとすること。ただし、一時間から二時間までの通所リハビリテーションについては〇・五単位として扱う。</u> (2) <u>指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合</u> ① <u>医師（第一号）</u> イ <u>利用者の数が同時に一〇人を超える場合にあっては、(1)①を準用すること</u> ロ <u>利用者の数が同時に一〇人以下の場合にあっては、次に掲げる要件に適合していること</u> a <u>専任の医師が一人勤務していること。</u> b <u>利用者数は、専任の医師一人に対し一日四八人以内であること。</u> ② <u>理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護</u>
--	---

師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（第二号）

イ 利用者数は、専従する従事者一人に対し一単位一〇人以内とし、一日二単位を限度とする。

ロ 専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一人以上確保されていること。

師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（第二号）

イ 指定通所リハビリテーションの単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所リハビリテーションをいうものであることから、例えば、次のような場合は、二単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

a 指定通所リハビリテーションが同時に一定の距離を置いた二つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合

b 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合

ロ 六時間以上八時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。

ハ 提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を確保するとは、指定通所介護の単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に居宅基準上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである（例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が二人必要である場合、提供時間帯の二分の一ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては四人が必要となる。）。

また、専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一人以上確保されていることとし、所要時間一時間から二時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができる。

ニ なお、ここでいう利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定通所リハビリテーションについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、一日のうちの午前の提供時間帯に利用者一〇人に対して指定通所リハビリテーションを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者一

ハ 経験を有する看護師とは、診療報酬の算定方法に定める重度認知症患者デイケア、精神科デイケア、作業療法（老人作業療法を含む。）、理学療法（老人理学療法を含む。）に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等又は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成十二年厚生省告示第十九号）に定める通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定通所リハビリテーション事業所、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準」（平成十八年厚生労働省告示第三十五号）に定める介護予防通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所、「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数」（平成十二年厚生省告示第三十号）に定める理学療法、作業療法に係る施設基準の届出を行った介護保険施設において、それらに一年以上従事した者であること。

2 （略）

3 準用
（略）

① 居宅基準第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えられることに留意されたいこと。

② 準用される居宅基準第六十五条は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、これまでどおり健康手帳の医療に関するページに、

○人に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合であって、それぞれの指定通所リハビリテーションの定員が一〇人である場合には、当該事業所の利用定員は一〇人、必要となる従業者の員数は午前午後それぞれ一人ということとなり、人員算定上、午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。

ホ 同一事業所で複数の単位の指定通所リハビリテーションを同時にを行う場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となるものである（居宅基準第百十一条第一項・第二項関係）。

ヘ 従事者一人が一日に行うことのできる指定通所リハビリテーションは二単位までとすること。ただし、一時間から二時間までの通所リハビリテーションについては○・五単位として扱う。

ト 経験を有する看護師とは、診療報酬の算定方法に定める重度認知症患者デイケア、精神科デイケア、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等又は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成十二年厚生省告示第十九号）に定める通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定通所リハビリテーション事業所、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準」（平成十八年厚生労働省告示第三十五号）に定める介護予防通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所、「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数」（平成十二年厚生省告示第三十号）に定める理学療法、作業療法に係る施設基準の届出を行った介護保険施設において、それらに一年以上従事した者であること。

2 （略）

3 準用
（略）

① 居宅基準第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えられることに留意されたいこと。

指定通所リハビリテーションの提供開始日及び指定通所リハビリテーション事業者の名称を記載することとしたものであること。ただし、特定疾病の患者等で、健康手帳を有さない要介護者については、記載しなくてもよいこととなったこと。

- ③ 準用される居宅基準第百一条第一項については、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があること。

八 短期入所生活介護

1・2 (略)

3 運営に関する基準

(1)～(6) (略)

(7) 食事

① 食事の提供について

利用者の身体の状態・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。 (略)

②～⑦ (略)

(8) (略)

(9) 健康管理

① 居宅基準第百三十三条第一項は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。

② 居宅基準第百三十三条第二項で定める定期健康診断などの状況については、その利用者の老人保健法の健康手帳の所要の記入欄に必要な事項を記載するものとする。これらは、医療を受けた場合や在宅復帰後に指定短期入所生活介護事業所での利用者の健康管理状況を把握できるようにすることをねらいとしているものである。

(10)～(15) (略)

4 ユニット型指定短期入所介護の事業

(1)～(9) (略)

(10) 勤務体制の確保（居宅基準第百四十条の十一の二）

ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付け

- ② 準用される居宅基準第百一条第一項については、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があること。

八 短期入所生活介護

1・2 (略)

3 運営に関する基準

(1)～(6) (略)

(7) 食事

① 食事の提供について

利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。 (略)

②～⑦ (略)

(8) (略)

(9) 健康管理

居宅基準第百三十三条第一項は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。

(10)～(15) (略)

4 ユニット型指定短期入所介護の事業

(1)～(9) (略)

(10) 勤務体制の確保（居宅基準第百四十条の十一の二）

ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付け

ることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下「研修受講者」という。）を各施設（一部ユニット型の施設も含む。）に二名以上配置する（ただし二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）職員を決めてもらうことで足りるものとする。

この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。

また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。

ユニット型指定短期入所生活介護事業所（以下（10）において「ユニット型事業所」という。）とユニット型又は一部ユニット型の指定介護老人福祉施設等（以下（10）において「ユニット型施設」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設（併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか一施設に限る。）を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。）。

なお、平成十八年四月一日の時点で上記の要件を満たす研修受講者が二名に満たない施設については、平成十九年三月三十一日までの間に満たせばよいこととする。

(11) (略)

5・6 (略)

九 短期入所療養介護

1 人員に関する基準・設備に関する基準（居宅基準第一百四十二条及び第一百四十三条）

(1) 本則

いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設又

ることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下「研修受講者」という。）を各施設（一部ユニット型の施設も含む。）に二名以上配置する（ただし二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）職員を決めてもらうことで足りるものとする。

この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。

また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。

ユニット型指定短期入所生活介護事業所（以下（10）において「ユニット型事業所」という。）とユニット型又は一部ユニット型の指定介護老人福祉施設等（以下（10）において「ユニット型施設」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設（併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか一施設に限る。）を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。）。

(11) (略)

5・6 (略)

九 短期入所療養介護

1 人員に関する基準・設備に関する基準（居宅基準第一百四十二条及び第一百四十三条）

(1) 本則

いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設、

は療養病床を有する病院若しくは診療所が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準（ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設並びにユニット型指定介護療養型医療施設及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。）を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院又は診療所については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。

(2) (略)

2 運営に関する基準

(1)～(6) (略)

(7) 食事の提供（居宅基準第百五十一条）

① 食事の提供について

利用者の栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行うこと。（略）

②～⑦ (略)

(8) (略)

(9) 定員の遵守
(略)

① (略)

② 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(10)・(11) (略)

3・4 (略)

十～一二 (略)

第四 介護予防サービス

一 介護予防サービスに関する基準について

介護予防サービスに関する基準については、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」において定められていると

療養病床を有する病院又は診療所が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準（ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設並びにユニット型指定介護療養型医療施設及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。）を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院又は診療所については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。

(2) (略)

2 運営に関する基準

(1)～(6) (略)

(7) 食事の提供（居宅基準第百五十一条）

① 食事の提供について

個々の入所者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養管理を行うように努めるとともに、利用者の栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行うこと。（略）

②～⑦ (略)

(8) (略)

(9) 定員の遵守
(略)

① (略)

② 療養病床を有する病院、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(10)・(11) (略)

3・4 (略)

十～一二 (略)

第四 介護予防サービス

一 介護予防サービスに関する基準について

介護予防サービスに関する基準については、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」において定められていると

ころであるが、このうち、三に記載する「介護予防のための効果的な支援のための基準」については、指定介護予防サービスの提供に当たっての基本的な指針となるべきものであり、今般の制度改正に基づく介護予防サービスの創設に伴い、新たに制定された基準である。今後の介護予防サービスの事業の運営に当たっては、当該基準に従った適正な運営を図られたい。

なお、①人員、②設備及び③運営に関する基準については、二に記載する事項を除き、その取扱いについては、基本的には、第三に記載した介護サービスに係る取扱いと同様であるので、第三の該当部分を参照されたい。

二 (略)

三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～7 (略)

8 介護予防短期入所生活介護

(1)～(3) (略)

(4) 食事

① 食事の提供について

利用者の身体の状態・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。 (略)

②～⑦ (略)

(5) (略)

(6) 健康管理

① 予防基準第百四十八条第一項は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。

② 同条第二項で定める定期健康診断などの状況については、その利用者の老人保健法の健康手帳の所要の記入欄に必要な事項を記載するものとする。これらは、医療を受けた場合や在宅復帰後に指定介護予防短期入所生活介護事業所での利用者の健康管理状況を把握できるようにすることをねらいとしているものである。

(7) (略)

9 介護予防短期入所療養介護

(1)～(5) (略)

(6) 食事

① 食事の提供について

利用者の身体の状態・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とする

ころであるが、このうち、三に記載する「介護予防のための効果的な支援のための基準」については、指定介護予防サービスの提供に当たっての基本的な指針となるべき基準である（基準の性格等については、第一及び第二を参照されたい。）。介護予防サービスの事業の運営に当たっては、当該基準に従った適正な運営を図られたい。

なお、①人員、②設備及び③運営に関する基準については、二に記載する事項を除き、その取扱いについては、基本的には、第三に記載した介護サービスに係る取扱いと同様であるので、第三の該当部分を参照されたい。

二 (略)

三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1～7 (略)

8 介護予防短期入所生活介護

(1)～(3) (略)

(4) 食事

① 食事の提供について

利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。 (略)

②～⑦ (略)

(5) (略)

(6) 健康管理

予防基準第百四十八条第一項は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。

(7) (略)

9 介護予防短期入所療養介護

(1)～(5) (略)

(6) 食事

① 食事の提供について

利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状

こと。(略) ②～⑦ (略) 10～12 (略)	<u>態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能 その他の利用者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切 な栄養量及び内容とすること。</u>(略) ②～⑦ (略) 10～12 (略)
---	---

別紙2

- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号 厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課長連名通知）

改 正 前	改 正 後
第一・第二 （略） 第三 地域密着型サービス 一 夜間対応型訪問介護 1 基本方針 (1) 基本方針（基準第四条） （略） <u>また、指定夜間対応型訪問介護は、要介護者を対象にしたサービスである（介護予防には夜間対応型訪問介護のサービス類型はない）ことから、いわゆる経過的要介護者は利用できないものである。</u> (2) （略） 2 人員に関する基準 (1) 訪問介護員等の員数（基準第六条） ① オペレーションセンター従業者 イ オペレーターは、看護師、介護福祉士その他の厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならないとされているが、厚生労働大臣が定める者とは、看護師、介護福祉士のほか、医師、保健師及び社会福祉士としている。 ロ～ニ （略） ② （略） (2) 管理者（基準第七条） 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該指定夜間対応型訪問介護事業所のオペレーションセンター従業者又は訪問介護員等としての職務に従事する場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、オペレーションセンター従業者又は訪問介護員等である必要はないものである。	第一・第二 （略） 第三 地域密着型サービス 一 夜間対応型訪問介護 1 基本方針 (1) 基本方針（基準第四条） （略） （削除） (2) （略） 2 人員に関する基準 (1) 訪問介護員等の員数（基準第六条） ① オペレーションセンター従業者 イ オペレーターは、看護師、介護福祉士その他の厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならないとされているが、厚生労働大臣が定める者とは、看護師、介護福祉士のほか、医師、保健師、<u>社会福祉士、准看護師及び介護支援専門員</u>としている。 ロ～ニ （略） ② （略） (2) 管理者（基準第七条） 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該指定夜間対応型訪問介護事業所のオペレーションセンター従業者又は訪問介護員等としての職務に従事する場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。<u>また、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</u>なお、管理者は、オペレーションセンター従業者又は訪問介護員等である必要はないものである。

3・4 (略) 二 (略) 三 小規模多機能型居宅介護 1 (略) 2 人員に関する基準 (1) 従業者の員数等（基準第六十三条） ① 小規模多機能型居宅介護従業者 イ～ホ (略) ヘ 宿泊サービスの利用者が一人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤一名と宿直一名の計二名が最低必要となるものである。また、宿泊サービスの利用者がいない場合であっても、<u>登録者からの訪問サービスの要請に備え、宿直又は夜勤を行う従業者を置かなければならないこと</u>としたものである。(略) ト・チ (略) ② (略) (2)・(3) (略) 3 設備に関する基準 (1) (略) (2) 設備及び備品等（基準第六十七条） ① (略) ② 居間及び食堂 イ (略) ロ <u>居間及び食堂を合計した面積は一人当たり三㎡以上とすることとされたが、例えば、居間及び食堂を合計した面積が二七㎡の場合は、通いサービスの利用定員の上限は九人となり、これを逆算すると、登録定員の上限は一八人ということになる。居間及び食堂が十分な広さがないにもかかわらず、多くの利用者を登録した場合は、利用者が十分な通いサービスを受けられないこともあるため、面積に見合った登録定員とする必要がある。</u> ③～⑤ (略) 4 運営に関する基準 (1)～(4) (略) (5) 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針（基準第七十三条）	3・4 (略) 二 (略) 三 小規模多機能型居宅介護 1 (略) 2 人員に関する基準 (1) 従業者の員数等（基準第六十三条） ① 小規模多機能型居宅介護従業者 イ～ホ (略) ヘ 宿泊サービスの利用者が一人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤一名と宿直一名の計二名が最低必要となるものである。また、宿泊サービスの利用者がいない場合であって、<u>夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している時は、宿直及び夜勤を行う従業者を置かないことができる</u>こととしたものである。(略) ト・チ (略) ② (略) (2)・(3) (略) 3 設備に関する基準 (1) (略) (2) 設備及び備品等（基準第六十七条） ① (略) ② 居間及び食堂 イ (略) ロ <u>居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを確保することが必要である。</u> ③～⑤ (略) 4 運営に関する基準 (1)～(4) (略) (5) 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針（基準第七十三条）
--	--

①～④ (略) ⑤ 同条第八号に定める「適切なサービス」とは、一の利用者に対して、<u>通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週四日以上行うことが目安となるものである</u>。指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>通いサービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わる</u>ことが望ましい。 (6)～(19) (略) 四・五 (略) 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1～3 (略) 4 運営に関する基準 (1)～(6) (略) (7) 食事（基準第百四十条） ① 食事の提供について <u>入所者の身体の状態・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。</u> (略) ②～⑦ (略) (8)～(22) (略) 5・6 (略) 第四 地域密着型介護予防サービス 一・二 (略) 三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1 (略) 2 介護予防小規模多機能型居宅介護 (1) (略) (2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 ①～⑤ (略) ⑥ 同条第十二号に定める「適切なサービス」とは、一の利用者に対して、<u>通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週四日以上行うことが目安となるものである</u>。指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>通いサービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わるこ</u>	①～④ (略) ⑤ 同条第八号に定める「適切なサービス」とは、一の利用者に対して、<u>通いサービス、<u>宿泊サービス</u>及び訪問サービスを合わせて概ね週四回以上行うことが目安となるものである</u>。指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>通いサービス、<u>宿泊サービス</u>及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わる</u>ことが望ましい。 (6)～(19) (略) 四・五 (略) 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1～3 (略) 4 運営に関する基準 (1)～(6) (略) (7) 食事（基準第百四十条） ① 食事の提供について <u>入所者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入所者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の入所者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。</u> (略) ②～⑦ (略) (8)～(22) (略) 5・6 (略) 第四 地域密着型介護予防サービス 一・二 (略) 三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1 (略) 2 介護予防小規模多機能型居宅介護 (1) (略) (2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 ①～⑤ (略) ⑥ 同条第十二号に定める「適切なサービス」とは、一の利用者に対して、<u>通いサービス、<u>宿泊サービス</u>及び訪問サービスを合わせて概ね週四回以上行うことが目安となるものである</u>。指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>通いサービス、<u>宿泊サービス</u>及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、</u>
---	--

とが望ましい。 ⑦ (略) (3)・(4) (略) 3 (略)	利用者に何らかの形で関わることを望ましい。 ⑦ (略) (3)・(4) (略) 3 (略)
---	---

別紙 3

- 事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成18年9月11日老振発第0911001号・老老発第0911001号 厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）

改 正 前	改 正 後
1 事業所評価加算の概要 事業所評価加算は、選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。）を行う介護予防通所サービス事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、試行的取組として、評価対象となる期間（各年一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における介護予防通所サービスの提供につき加算を行うものである。 2 事業所評価加算の対象事業所の決定に係る事務処理の流れ 事業所評価加算の対象事業所の決定については、「事業所評価加算の対象事業所の決定に関する事務フロー（概要）」（別紙1）及び「事業所評価加算の対象事業所の決定に関するスケジュール（平成十八年度実施分）」（別紙2）で示すとおり、介護予防通所サービス事業所による事業所評価加算（申出）の届出を踏まえ、各都道府県の国保連合会、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）及び各都道府県において事務処理を行う。 3 事業所による事業所評価加算（申出）の届出 選択的サービスの加算の届出を行い、介護予防通所サービスを提供している事業所において、翌年度から事業所評価加算の算定を希望する場合には、各事業所が各年十月十五日までに各都道府県へ「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「事業所評価加算（申出）」の届出を行う必要がある（届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合にその旨の届出は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合にはその旨の届出が必要となる。）。 各都道府県は、各年十月十五日までに受理した事業所評価加算（申出）の届出を各年十一月処理分の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。 4 国保連合会における事務処理 (1) 評価対象事業所の抽出 以下の要件のいずれにも該当する事業所を抽出する。 ① 各年十月十五日までの届出分の事業所台帳にて、「事業所評価加算	1 事業所評価加算の概要 事業所評価加算は、選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。）を行う介護予防通所サービス事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、試行的取組として、評価対象となる期間（各年一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における介護予防通所サービスの提供につき加算を行うものである。 2 事業所評価加算の対象事業所の決定に係る事務処理の流れ 事業所評価加算の対象事業所の決定については、「事業所評価加算の対象事業所の決定に関する事務フロー（概要）」（別紙1）で示すとおり、介護予防通所サービス事業所による事業所評価加算（申出）の届出を踏まえ、各都道府県の国保連合会、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）及び各都道府県において事務処理を行う。 3 事業所による事業所評価加算（申出）の届出 選択的サービスの加算の届出を行い、介護予防通所サービスを提供している事業所において、翌年度から事業所評価加算の算定を希望する場合には、各事業所が各年十月十五日までに各都道府県へ「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「事業所評価加算（申出）」の届出を行う必要がある（届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合にその旨の届出は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合にはその旨の届出が必要となる。）。 各都道府県は、各年十月十五日までに受理した事業所評価加算（申出）の届出を各年十一月処理分の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。 4 国保連合会における事務処理 (1) 評価対象事業所の抽出 以下の要件のいずれにも該当する事業所を抽出する。 ① 各年十月十五日までの届出分の事業所台帳にて、「事業所評価加算

（申出）の有無」が「２・あり」であること。

- ② 事業所台帳にて、「運動器機能向上体制の有無」「栄養改善体制の有無」「口腔機能向上体制の有無」のいずれか一つ以上を「２・あり」として届出を行っていること。

（２）評価対象受給者の抽出

受給者台帳及び（１）の評価対象事業所の給付実績（当該事業者から国保連合会へ請求された現物給付分に限る。）より、以下の要件のいずれにも該当する受給者を抽出する。

- ① （１）の評価対象事業所にて、選択的サービスに係る加算を連続して三月以上算定していること。

- ② 前記算定より後の月に要支援認定の更新又は変更認定を受けた者

なお、②の更新・変更認定については、当該認定が各年十月末日までになされた場合、当年十二月末までに評価対象受給者であるか否かが確定することから、翌年度の事業所評価加算に係る評価対象受給者となるが、当該認定が十一月以降の場合には、翌々年度の加算に係る評価対象受給者となる。

* 「事業所評価加算に係る評価対象受給者及び評価対象期間の考え方（国保連合会における事務処理）」（別紙３）を参照。

（３）サービス提供終了確認情報の授受

- ① （２）の評価対象受給者のうち、要支援状態区分に変更がなかった者について、「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表」（別紙４）を作成し、各年十一月中旬に地域包括支援センター（介護予防支援事業所）宛に送付する。

- ② 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）から送付される「サービス提供終了確認情報」（別紙５）を各年十二月十日までに収受する。

（４）評価基準値の算出等

- ① 評価基準値の算出

事業所評価加算の対象事業所については、次の算定式に適合している必要があり、（１）の評価対象事業所について、事業所番号・介護予防サービスの種類毎に評価基準値を算出する。

なお、評価対象受給者について、事業所の所在地が他都道府県であるものについては、所在地である都道府県の国保連合会へ当該情報の交換を行った上で、評価基準値を算出する。

（申出）の有無」が「２・あり」であること。

- ② 事業所台帳にて、「運動器機能向上体制の有無」「栄養改善体制の有無」「口腔機能向上体制の有無」のいずれか一つ以上を「２・あり」として届出を行っていること。

（２）評価対象受給者の抽出

受給者台帳及び（１）の評価対象事業所の給付実績（当該事業者から国保連合会へ請求された現物給付分に限る。）より、以下の要件のいずれにも該当する受給者を抽出する。

- ① （１）の評価対象事業所にて、選択的サービスに係る加算を連続して三月以上算定していること。

- ② 前記算定より後の月に要支援認定の更新又は変更認定を受けた者

なお、②の更新・変更認定については、当該認定が各年十月末日までになされた場合、当年十二月末までに評価対象受給者であるか否かが確定することから、翌年度の事業所評価加算に係る評価対象受給者となるが、当該認定が十一月以降の場合には、翌々年度の加算に係る評価対象受給者となる。

* 「事業所評価加算に係る評価対象受給者及び評価対象期間の考え方（国保連合会における事務処理）」（別紙２）を参照。

（３）サービス提供終了確認情報の授受

- ① （２）の評価対象受給者のうち、要支援状態区分に変更がなかった者について、「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表」（別紙３）を作成し、各年十一月中旬に地域包括支援センター（介護予防支援事業所）宛に送付する。

- ② 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）から送付される「サービス提供終了確認情報」（別紙４）を各年十二月十日までに収受する。

（４）評価基準値の算出等

- ① 評価基準値の算出

事業所評価加算の対象事業所については、次の算定式に適合している必要があり、（１）の評価対象事業所について、事業所番号・介護予防サービスの種類毎に評価基準値を算出する。

なお、評価対象受給者について、事業所の所在地が他都道府県であるものについては、所在地である都道府県の国保連合会へ当該情報の交換を行った上で、評価基準値を算出する。

$$\frac{\text{要支援度の維持者数 (A)} + 1 \text{ ランク改善者数 (B)} \times 5}{+ 2 \text{ ランク改善者数 (C)} \times 10}$$

評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に変更・変更認定を受けた者の数（D）

評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に変更・変更認定を受けた者の数（C）

C：（２）の評価対象受給者のうち、要支援状態区分が２ランク改善（要支援２→非該当）した人数

D：評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

② 算定基準適合一覧表等の送付

①の算出結果により、次のとおり資料を作成し、各年一月上旬に都道府県宛に送付する。

- ・ 評価基準値が二を超える場合・「事業所評価加算算定基準適合事業所一覧表」(別紙6)の作成
- ・ 評価基準値が二以下及び評価対象期間における介護予防通所サービス事業所の利用実人員が一〇人未満の場合・「事業所評価加算算定基準不適合事業所一覧表」(別紙7)の作成

5 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）における事務処理

(1) サービス提供終了の確認

地域包括支援センター（介護予防支援事業所）においては、国保連合会から送付された「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表」（別紙４）の対象者（要支援状態区分に変更がなかった者）について、ケアプランに定める目標に照らし、当該介護予防通所サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認められるかどうかの確認を各年十一月中旬から十二月上旬までに行うこと。なお、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）において、その目標に照らし、特段の支障がないと認められるものであれば、「サービスの提供が終了した」と確認する取扱いをして差し支えない。この場合、「サービスの提供が終了した」後に改めて当該サービスを継続して利用する場合も含まれるので、御留意願いたい。

（２）サービス提供終了確認情報の作成・送付

（１）において、サービスの提供が終了したものと確認された者については、「サービス提供終了確認情報」（別紙５）を作成し、各年十二月十日までに国保連合会宛に送付すること。

６ 都道府県における事務処理

（１）事業所に対する決定通知

「事業所評価加算算定基準適合事業所一覧表」（別紙６）及び「事業所評価加算算定基準不適合一覧表」（別紙７）を踏まえ、各都道府県において事業所評価加算の対象事業所を決定し、当該加算の算定の可否を各年二月上旬までに事業所に通知する。

（２）地域包括支援センター（介護予防支援事業者）、住民等に対する周知
事業所評価加算の対象事業所情報を各年二月下旬を目途に公表し、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）、住民等に周知することにより、四月サービスからの利用者の事業所の選択、介護予防支援事業所における給付管理業務、ケアプラン作成等に支障の生ずることがないように対応されたい。

地域包括支援センター（介護予防支援事業所）においては、国保連合会から送付された「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表」（別紙３）の対象者（要支援状態区分に変更がなかった者）について、ケアプランに定める目標に照らし、当該介護予防通所サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認められるかどうかの確認を各年十一月中旬から十二月上旬までに行うこと。なお、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）において、その目標に照らし、特段の支障がないと認められるものであれば、「サービスの提供が終了した」と確認する取扱いをして差し支えない。この場合、「サービスの提供が終了した」後に改めて当該サービスを継続して利用する場合も含まれるので、御留意願いたい。

（２）サービス提供終了確認情報の作成・送付

（１）において、サービスの提供が終了したものと確認された者については、「サービス提供終了確認情報」（別紙４）を作成し、各年十二月十日までに国保連合会宛に送付すること。

６ 都道府県における事務処理

（１）事業所に対する決定通知

「事業所評価加算算定基準適合事業所一覧表」（別紙５）及び「事業所評価加算算定基準不適合一覧表」（別紙６）を踏まえ、各都道府県において事業所評価加算の対象事業所を決定し、当該加算の算定の可否を各年二月上旬までに事業所に通知する。

（２）地域包括支援センター（介護予防支援事業者）、住民等に対する周知
事業所評価加算の対象事業所情報を各年二月下旬を目途に公表し、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）、住民等に周知することにより、四月サービスからの利用者の事業所の選択、介護予防支援事業所における給付管理業務、ケアプラン作成等に支障の生ずることがないように対応されたい。

７ 平成二十一年介護報酬改定に伴う特別措置について

平成二十一年介護報酬改定において算出式を改正したことに伴い、平成二十一年度のサービス提供分に対する事業所評価加算の請求にあっては、４（４）①及び②並びに６（１）及び（２）に規定する手続きについて以下のとおりとする。

（１）評価基準の算出について

各都道府県国保連合会が、４（４）①の「評価基準値の算出」を平成 21 年 4 月の介護報酬改定による新たな算出式により行う。

別紙 1 (略) 別紙 2 (略) 別紙 3～5 (略) 別紙 6 (別添) 別紙 7 (別添) 参考 1～3	(2) <u>算定基準適合一覧表等の送付について</u> 各都道府県国保連合会が、(1)の算出結果に基づき、各都道府県に 対して4(4)②の「算定基準適合一覧表等の送付」を4月上旬までに行う。 <u>なお、その際、既に従前の算出式により作成された算定基準適合一覧表 等については無効とする。</u> (3) <u>事業所に対する決定通知及び地域包括支援センター（介護予防支援事 業者）、住民等に対する周知について</u> 各都道府県が、(2)の新たな算定基準適合一覧表等に基づき、6(1) の「事業所に対する決定通知」及び(2)の「地域包括支援センター（介護 予防支援事業者）、住民等に対する周知」を4月下旬までを目途に行う。 <u>なお、その際、既に従前の算定基準適合一覧表等に基づき決定通知を送 付している場合にあっては、従前の決定通知は無効とする。</u> (4) <u>その他</u> 各事業所に対しては、本年4月サービス提供分（5月の事業所評価加 算の請求分）から新たな算定式による決定通知に基づいて請求を行うよ う周知されたい。 別紙 1 (略) <u>(削除)</u> 別紙 2～4 (略) 別紙 5 (別添) 別紙 6 (別添) <u>(削除)</u>
---	--

(改正後別紙5)

事業所評価加算算定基準適合事業所一覧表

以下に示す事業所について、平成 年度の事業所評価加算算定のための基準（※1）に適合しましたので、お知らせいたします。

都道府県番号	
都道府県名	〇〇県

平成 年 月 日

頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所番号	サービス事業所名	サービス種類	サービス種類名	利用実人員数	評価対象受給者総数 (C)	改善者数 (B)	要支援度の維持者数 (A)	評価基準値 (※2)
	〇〇〇〇〇事業所		予防通所介護	300	100	12	50	0.74

※1 算定のための基準＝利用実人員数が10人以上であり、評価基準値が0.7以上であること。

※2 評価基準値＝
$$\frac{\text{要支援度の維持者数(A)} + \text{改善者数(B)} \times 2}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数(C)}}$$

- ・都道府県番号…加算届出先の都道府県番号

・都道府県名…加算届出先の都道府県名

・事業所番号…サービス提供事業所の指定介護予防サービス事業所番号

・サービス事業所名…サービス提供事業所の名称

・サービス種類番号…サービス種類番号

・サービス種類名…「予防通所介護」又は「予防通所リハビリ」

・利用実人員数…評価対象期間内のサービスを利用した実人員数

・要支援度の維持者数(A)…サービス提供終了確認情報におけるサービス提供終了者数

・改善者数(B)…要支援状態区分が1ランク改善（要支援2→要支援1又は要支援1→非該当）又は2ランク改善（要支援→非該当）した人数
- ・評価対象受給者総数(C)…評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

・評価基準値…上記(A)～(C)から算出される判定基準となる数値
小数点以下第3位以降を切り上げし、小数点以下第2位までの値で表示する。
表示数値が、『0.70』以上を適合、『0.69』以下を不適合とする。

(改正後別紙6)

事業所評価加算算定基準不適合事業所一覧表

以下に示す事業所について、平成 年度 年度の事業所評価加算算定のための基準（※1）に適合しませんでしたので、お知らせいたします。

都道府県番号	
都道府県名	〇〇県

平成 年 月 日

頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所番号	サービス事業所名	サービス種類	サービス種類名	利用実人員数	評価対象受給者総数 (C)	改善者数 (B)	要支援度の維持者数 (A)	評価基準値 (※2)
	〇〇〇〇〇事業所		予防通所介護	300	100	10	45	0.65

※1 算定のための基準＝利用実人員数が10人以上であり、評価基準値が0.7以上であること。

※2 評価基準値＝
$$\frac{\text{要支援度の維持者数(A)} + \text{改善者数(B)} \times 2}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数(C)}}$$

- ・都道府県番号…加算届出先の都道府県番号

・都道府県名…加算届出先の都道府県名

・事業所番号…サービス提供事業所の指定介護予防サービス事業所番号

・サービス事業所名…サービス提供事業所の名称

・サービス種類番号…サービス種類番号

・サービス種類名…「予防通所介護」又は「予防通所リハビリ」

・利用実人員数…評価対象期間内のサービスを利用した実人員数

・要支援度の維持者数(A)…サービス提供終了確認情報におけるサービス提供終了者数

・改善者数(B)…要支援状態区分が1ランク改善（要支援2→要支援1又は要支援1→非該当）又は2ランク改善（要支援→非該当）した人数
- ・評価対象受給者総数(C)…評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

・評価基準値…上記(A)～(C)から算出される判定基準となる数値
小数点以下第3位以降を切り上げし、小数点以下第2位までの値で表示する。
表示数値が、『0.70』以上を適合、『0.69』以下を不適合とする。

(改正前別紙6)

事業所評価加算算定基準適合事業所一覧表

以下に示す事業所について、平成 年度の事業所評価加算算定のための基準（※1）に適合しましたので、お知らせいたします。

都道府県番号	
都道府県名	〇〇県

平成 年 月 日

頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所番号	サービス事業所名	サービス種類	サービス種類名	利用実人員数	評価対象受給者総数(D)	1ランク改善者数(B)	2ランク改善者数(C)	要支援度の維持者数(A)	評価基準値(※2)
	〇〇〇〇〇事業所		予防通所介護	300	100	12	10	50	2.10

※1 算定のための基準＝利用実人員数が10人以上であり、評価基準値が2を超えること。

※2 評価基準値＝
$$\frac{\text{要支援度の維持者数(A)} + 1 \text{ ランク改善者数(B)} \times 5 + 2 \text{ ランク改善者数(C)} \times 10}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数(D)}}$$

- ・都道府県番号…加算届出先の都道府県番号

・都道府県名…加算届出先の都道府県名

・事業所番号…サービス提供事業所の指定介護予防サービス事業所番号

・サービス事業所名…サービス提供事業所の名称

・サービス種類番号…サービス種類番号

・サービス種類名…「予防通所介護」又は「予防通所リハビリ」

・利用実人員数…評価対象期間内のサービスを利用した実人員数

・要支援度の維持者数(A)…サービス提供終了確認情報におけるサービス提供終了者数

・1ランク改善者数(B)…要支援状態区分が1ランク改善（要支援2→要支援1又は要支援1→非該当）した人数
- ・2ランク改善者数(C)…要支援状態区分が2ランク改善（要支援2→非該当）した人数

・評価対象受給者総数(D)・…評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

・評価基準値…上記(A)～(D)から算出される判定基準となる数値。
小数点以下第3位以降を切り上げし、小数点以下第2位までの値で表示する（ただし、算出された数値が2を超える場合において、小数点以下第2位の値が0の場合は、小数点以下第2位を1とする。）。
表示数値が、『2.01』以上を適合、『2.00』以下を不適合とする。

(改正前別紙 7)

事業所評価加算算定基準不適合事業所一覧表

以下に示す事業所について、平成 年度の実業所評価加算算定のための基準（※ 1）に適合しませんでしたので、お知らせいたします。

都道府県番号	
都道府県名	〇〇県

平成 年 月 日

頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所番号	サービス事業所名	サービス種類	サービス種類名	利用実人員数	評価対象受給者総数(D)	1 ランク改善者数(B)	2 ランク改善者数(C)	要支援度の維持者数(A)	評価基準値(※ 2)
	〇〇〇〇〇事業所		予防通所介護	300	100	12	6	70	1.90

※ 1 算定のための基準＝利用実人員数が10人以上であり、評価基準値が2を超えること。

※ 2 評価基準値＝
$$\frac{\text{要支援度の維持者数(A)} + 1 \text{ ランク改善者数(B)} \times 5 + 2 \text{ ランク改善者数(C)} \times 10}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数(D)}}$$

- ・都道府県番号…加算届出先の都道府県番号
 - ・都道府県名…加算届出先の都道府県名
 - ・事業所番号…サービス提供事業所の指定介護予防サービス事業所番号
 - ・サービス事業所名…サービス提供事業所の名称
 - ・サービス種類番号…サービス種類番号
 - ・サービス種類名…「予防通所介護」又は「予防通所リハビリ」
 - ・利用実人員数…評価対象期間内のサービスを利用した実人員数
 - ・要支援度の維持者数(A)…サービス提供終了確認情報におけるサービス提供終了者数
 - ・1 ランク改善者数(B)…要支援状態区分が1 ランク改善（要支援2→要支援1又は要支援1→非該当）した人数
- ・2 ランク改善者数(C)…要支援状態区分が2 ランク改善（要支援2→非該当）した人数
 - ・評価対象受給者総数(D)…評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数
 - ・評価基準値…上記(A)～(D)から算出される判定基準となる数値。
小数点以下第3位以降を切り上げし、小数点以下第2位までの値で表示する（ただし、算出された数値が2を超える場合において、小数点以下第2位の値が0の場合は、小数点以下第2位を1とする。）。
表示数値が、『2.01』以上を適合、『2.00』以下を不適合とする。

別紙 4

○ 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る人員基準及び介護報酬上の取扱いについて（平成18年9月11日老振発第0911001号・老老発第0911001号 厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）

改正前	改正後
1 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る人員基準上の取扱い 基準省令第百十一条第一項第二号の規定により、指定通所リハビリテーションの単位ごとに、<u>その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供にあたる従事者が二人以上確保され、このうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が常勤換算方法で○・二人以上確保されていることを要するものであること。</u> なお、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、指定通所リハビリテーションの基本方針(基準省令第百十条)に照らし、原則として、通所リハビリテーションの単位ごと、かつ営業日ごとに適切に配置することが望ましいものであること。 2 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る介護報酬上の取扱い 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が<u>常勤換算方法で○・二人以上勤務していない週に提供された指定通所リハビリテーショ</u>	1 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る人員基準上の取扱い 基準省令第百十一条第一項第二号の規定により、指定通所リハビリテーションの単位ごとに、<u>利用者の数が十人までは、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供にあたる従事者が一人以上、利用者の数が十人を超える場合は、利用者の数を十で除した数以上確保されていることとし、これらのうち、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者が百人、又はその端数を増すごとに一以上確保されていることを要するものであること。</u> なお、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、指定通所リハビリテーションの基本方針(基準省令第百十条)に照らし、原則として、通所リハビリテーションの単位ごと、かつ営業日ごとに適切に配置することが望ましいものであること。 2 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る介護報酬上の取扱い 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が<u>百人、又はその端数を増すごとに一以上勤務していない週に提供された指定通所リハビ</u>

ンについては、当該単位について当該週を通じて所定単位数に一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数を算定するものであること。

リテーションについては、当該単位について当該週を通じて所定単位数に一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数を算定するものであること。

別紙5

- リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成18年3月27日
老老発第0327001号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）（抄）

改 正 前	改 正 後
リハビリテーションマネジメントは、高齢者の尊厳ある自己実現を目指すという観点に立ち、利用者の生活機能向上を実現するため、介護保険サービスを担う専門職やその家族等が協働して、継続的な「サービスの質の管理」を通じて、適切なリハビリテーションを提供し、もって利用者の要介護状態又は要支援状態の改善や悪化の防止に資するものである。 その促進を図るため、平成十八年度より、「リハビリテーションマネジメント加算」を創設することとしたところであり、その算定については、別に通知する「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十二年老企第三六号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十二年老企第四〇号）、「特定診療費の算定に関する留意事項について」（平成十二年老企第五八号）及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制	リハビリテーションマネジメントは、高齢者の尊厳ある自己実現を目指すという観点に立ち、利用者の生活機能向上を実現するため、介護保険サービスを担う専門職やその家族等が協働して、継続的な「サービスの質の管理」を通じて、適切なリハビリテーションを提供し、もって利用者の要介護状態又は要支援状態の改善や悪化の防止に資するものである。 その促進を図るため、平成十八年度より、<u>通所リハビリテーションサービス、訪問リハビリテーションサービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービスにおいて「リハビリテーションマネジメント加算」を設定してきたところである。</u>その算定については、<u>平成21年度介護報酬改定に伴い、別に通知する「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十二年老企第三六号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十二年老企第四〇</u>

定に伴う実施上の留意事項について」（平成十八年老計発第〇三一七〇〇一号、老振発第〇三一七〇〇一号、老老発第〇三一七〇〇一号）において示しているところであるが、今般、リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例を左記の通りお示しするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関にその周知を図られたい。 1～2 （略）	号）、「特定診療費の算定に関する留意事項について」（平成十二年老企第五八号）及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十八年老計発第〇三一七〇〇一号、老振発第〇三一七〇〇一号、老老発第〇三一七〇〇一号）において示しているところであるが、<u>既に、多くの事業所で算定されている現状を踏まえ、一部のサービスについては、本体報酬に包括化することとした。</u>今般、<u>あらためて、</u>リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例を左記の通りお示しするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関にその周知を図られたい。 1～2 （略）
--	---

別紙6

○ 介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について（平成12年3月31日老企第59号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改 正 前	改 正 後
1～6 （略） 7 処方せんの取扱について （1） （略） （2） 介護老人保健施設入所者を往診・通院により診療した保険医は、保険薬局における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないこと。 ただし、以下①から⑦に掲げる場合及び<u>医科診療報酬点数表の第2章第2部第2節第1款の在宅療養指導管理料において算定することができる特定保険医療材料及び同節第2款の各区分に規定する加算の費用はこの限りではないこと</u> ① 悪性新生物に罹患している患者に対し、抗悪性腫瘍剤（注射薬を除く）を投与する場合 ② 疼痛コントロールのための医療用麻薬を投与する場合 ③ 抗ウィルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はH I V感染症の効能若しくは効果を有するものに限る）を投与する場合 ④ インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る）を投与する場合 ⑤ 人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対してエリスロポエチン又はダルベポエチンを投与する場合 ⑥ 血友病の患者に対して血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体を投与する場合 ⑦ 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤を投与する場合	1～6 （略） 7 処方せんの取扱について （1） （略） （2） 介護老人保健施設入所者を往診・通院により診療した保険医は、保険薬局における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないこと。 ただし、以下①から⑩に掲げる場合及び<u>診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表第4節区分番号30に掲げる特定保険医療材料及び同節第2款の各区分に規定する加算の費用はこの限りではないこと</u> ① 悪性新生物に罹患している患者に対し、抗悪性腫瘍剤（注射薬を除く。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合 ② 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方せんを交付する場合 ③ 抗ウィルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はH I V感染症の効能若しくは効果を有するものに限る）の支給を目的とする処方せんを交付する場合 ④ インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合 ⑤ 在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対してエリスロポエチン又はダルベポエチンの支給を目的とする処方せんを交付する場合 ⑥ 血友病の患者に対して血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の支給を目的とする処方せんを交付する場合 ⑦ 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合 ⑧ 在宅血液透析を受けている患者に対し人工腎臓用透析液の支給を目的とする処方せんを交付する場合 ⑨ 在宅血液透析を受けている患者に対し血液凝固阻止剤の支給を目

	<u>的とする処方せんを交付する場合</u> ⑩ <u>在宅血液透析を受けている患者に対し生理食塩水の支給を目的とする処方せんを交付する場合</u>
--	---

別紙 7

○ 栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 17 年 9 月 7 日 老老発第 0907002 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）

改 正 前	改 正 後
1 栄養ケア・マネジメントの実務等について (1) 栄養ケア・マネジメントの体制 ア (略) イ 施設長は、医師、管理栄養士、看護師及び介護支援専門員その他の職種が共同して栄養ケア・マネジメントを行う体制を整備する。 ウ～オ (略) (2) 栄養ケア・マネジメントの実務 ア (略) イ 栄養アセスメントの実施 管理栄養士は、栄養スクリーニングを踏まえ、入所（院）者毎に解決すべき課題を把握する(以下「栄養アセスメント」という。)。栄養アセスメントの実施にあたっては、別紙 2 の様式例を参照の上、作成する。<u>この際、栄養スクリーニングに基づき低リスク者と判断された場合は、別紙 2 中の（Ⅰ）のみに、中リスク又は、高リスク者と判断された場合は、別紙 2 中の（Ⅰ）及び（Ⅱ）に必要事項を記入する。</u> ウ 栄養ケア計画の作成 ① 管理栄養士は、上記の栄養アセスメントに基づいて、入所（院）者の i) 栄養補給（補給方法、エネルギー・たんぱく質・水分の補給量、療養食の適用、食事の形態等食事の提供に関する事項等）、ii) 栄養食事相談、iii) 課題解決のための関連職種の分担等について、関連職種と共同して、栄養ケア計画を作成する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 12 条若しくは第 49 条若しくは第 61 条において準用する第 12 条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 14 条若しくは第 50 条若しくは第 62 条において準用する第 14 条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 15 条若しくは第 50 条若しくは第 62 条において準用する	1 栄養ケア・マネジメントの実務等について (1) 栄養ケア・マネジメントの体制 ア (略) イ 施設長は、医師、管理栄養士、<u>歯科医師</u>、看護師及び介護支援専門員その他の職種が共同して栄養ケア・マネジメントを行う体制を整備すること。 ウ～オ (略) (2) 栄養ケア・マネジメントの実務 ア (略) イ 栄養アセスメントの実施 管理栄養士は、栄養スクリーニングを踏まえ、入所（院）者毎に解決すべき課題を把握する(以下「栄養アセスメント」という。)。栄養アセスメントの実施にあたっては、別紙 2 の様式例を参照の上、作成する。 ウ 栄養ケア計画の作成 ① 管理栄養士は、上記の栄養アセスメントに基づいて、入所（院）者の i) 栄養補給（補給方法、エネルギー・たんぱく質・水分の補給量、療養食の適用、食事の形態等食事の提供に関する事項等）、ii) 栄養食事相談、iii) 課題解決のための関連職種の分担等について、関連職種と共同して、<u>別紙 3 の様式例を参照の上</u>、栄養ケア計画を作成する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 12 条若しくは第 49 条若しくは第 61 条において準用する第 12 条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 14 条若しくは第 50 条若しくは第 62 条において準用する第 14 条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 15 条若しくは第 50 条若しくは第 62 条において準用する第 15 条において作成することとされて

第 15 条において作成することとされている各計画の中に、栄養ケア計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。 ②・③ (略) エ～ケ (略) 2 (略)	いる各計画の中に、栄養ケア計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。 ②・③ (略) エ～ケ (略) 2 (略)
--	--

栄養スクリーニング（施設）（様式例）

別紙1

記入者氏名 作成年月日 年 月 日

氏 名	(ふりがな)		男 ・ 女	要介護度	
	明・大・昭 年 月 日 (才)				

低栄養状態のリスクのレベル

実施日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
リスク	低 ・ 中 ・ 高	低 ・ 中 ・ 高	低 ・ 中 ・ 高	低 ・ 中 ・ 高
身長 (cm)	cm	cm	cm	cm
体重 (kg)	kg	kg	kg	kg
BMI (kg/ m ²)	() リスク 低 ・ 中 ・ 高	() リスク 低 ・ 中 ・ 高	() リスク 低 ・ 中 ・ 高	() リスク 低 ・ 中 ・ 高
体重減少率	か月に % (減・増) リスク 低 ・ 中 ・ 高	か月に % (減・増) リスク 低 ・ 中 ・ 高	か月に % (減・増) リスク 低 ・ 中 ・ 高	か月に % (減・増) リスク 低 ・ 中 ・ 高
血清アルブミン値 ※ (検査日)	g/dl (/) リスク 低 ・ 中 ・ 高	g/dl (/) リスク 低 ・ 中 ・ 高	g/dl (/) リスク 低 ・ 中 ・ 高	g/dl (/) リスク 低 ・ 中 ・ 高
食事摂取量	全体 % 主食 % 副食 % (内容：) リスク 低 ・ 中 ・ 高	全体 % 主食 % 副食 % (内容：) リスク 低 ・ 中 ・ 高	全体 % 主食 % 副食 % (内容：) リスク 低 ・ 中 ・ 高	全体 % 主食 % 副食 % (内容：) リスク 低 ・ 中 ・ 高
栄養補給法	☐ 経腸栄養法 ☐ 静脈栄養法 リスク 中 ・ 高	☐ 経腸栄養法 ☐ 静脈栄養法 リスク 中 ・ 高	☐ 経腸栄養法 ☐ 静脈栄養法 リスク 中 ・ 高	☐ 経腸栄養法 ☐ 静脈栄養法 リスク 中 ・ 高
褥 瘡	☐ なし ☐ あり リスク 高	☐ なし ☐ あり リスク 高	☐ なし ☐ あり リスク 高	☐ なし ☐ あり リスク 高

※検査値がわかる場合に記入

<低栄養状態のリスクの判断>

上記の全ての項目が低リスクに該当する場合には、「低リスク」と判断する。高リスクにひとつでも該当する項目があれば「高リスク」と判断する。それ以外の場合は「中リスク」と判断する。
BMI、食事摂取量、栄養補給法については、その程度や個々人の状態等により、低栄養状態のリスクは異なることが考えられるため、入所(入院)者個々の状態等に依りて判断し、「高リスク」と判断される場合もある。

リスク分類	低リスク	中リスク	高リスク
BMI	18.5～29.9	18.5未満	
体重減少率	変化なし (減少3%未満)	1 か月に3～5%未満 3 か月に3～7.5%未満 6 か月に3～10%未満	1 か月に5%以上 3 か月に7.5%以上 6 か月に10%以上
血清アルブミン値	3.6g/dl以上	3.0～3.5g/dl	3.0g/dl未満
食事摂取量	76～100%	75%以下	
栄養補給法		経腸栄養法 静脈栄養法	
褥 瘡			褥瘡

栄養アセスメント・モニタリング（施設）（様式例）

利用者名		記入者	
身体状況、栄養・食事に關する意向		家族構成とキーパーソン	本人　—

（以下は、入所（入院）者個々の状態に応じて作成。）

実　施　日	年　月　日（記入者名）	年　月　日（記入者名）	年　月　日（記入者名）	
本人の意欲 ¹⁾ （健康感、生活機能、身体機能など）	[] ()	[] ()	[] ()	
身体計測等	体　重 (kg)	(kg)	(kg)	
	BMI (kg/ m ²)	(kg/ m ²)	(kg/ m ²)	
	3%以上の体重減少	☐ 無 ☐ 有 (kg/ ヶ月)	☐ 無 ☐ 有 (kg/ ヶ月)	☐ 無 ☐ 有 (kg/ ヶ月)
	血清アルブミン値 (g/dl)	☐ 無 ☐ 有 ((g/dl))	☐ 無 ☐ 有 ((g/dl))	☐ 無 ☐ 有 ((g/dl))
その他				
食生活状況等	食欲・食事の満足感 ²⁾	[]	[]	[]
	食事摂取量 ・主食の摂取量 ・副食の摂取量 ・その他（補助食品、経腸・静脈栄養など）	% % %	% % %	% % %
		()	()	()
		必要栄養量（エネルギー・たんぱく質など）	kcal g	kcal g
食事の留意事項の有無 （療養食の指示、食事形態、嗜好、禁忌、アレルギーなど）	☐ 無 ☐ 有 ()	☐ 無 ☐ 有 ()	☐ 無 ☐ 有 ()	
その他（食習慣、生活習慣、食行動などの留意事項など）				

多職種による栄養ケアの課題（低栄養関連問題）³⁾

評価・判定	①褥瘡 ②口腔及び摂食・嚥下 ③嘔気・嘔吐 ④下痢 ⑤便秘 ⑥浮腫 ⑦脱水 ⑧感染・発熱 ⑨経腸・静脈栄養 ⑩生活機能の低下 ⑪閉じこもり ⑫うつ ⑬認知機能 ⑭医薬品 ⑮その他	☐ 無 ☐ 有 []	☐ 無 ☐ 有 []	☐ 無 ☐ 有 []
	特記事項			
総合評価	問題点 ³⁾ ①食事摂取・栄養補給の状況（補助食品、経腸・静脈栄養など） ②身体機能・臨床症状（体重、摂食・嚥下機能、検査データなど） ③習慣・周辺環境（食・生活習慣、意欲、購買など） ④その他	☐ 無 ☐ 有 []	☐ 無 ☐ 有 []	☐ 無 ☐ 有 []
		☐ 改善 ☐ 改善傾向 ☐ 維持 ☐ 改善が認められない	☐ 改善 ☐ 改善傾向 ☐ 維持 ☐ 改善が認められない	☐ 改善 ☐ 改善傾向 ☐ 維持 ☐ 改善が認められない

1) 1よい 2まあよい 3ふつう 4あまりよくない 5よくない から[]へ該当数字を記入し、必要な事項があれば記載する。
2) 1大いにある 2ややある 3ふつう 4ややない 5全くない から[]へ該当数字を記入し、必要な事項があれば記載する。
3) 問題があれば、☐有 にチェックし、[]へその番号を記入。必要な事項があれば記載する。
※ 利用者の状態及び家族等の状況により、確認できない場合は空欄でもかまわない。

氏名：	殿	入所（院）日：	年	月	日
		初回作成日：	年	月	日
作成者：		作成（変更）日：	年	月	日
利用者及び家族の意向	説明と同意日 年 月 日				
解決すべき課題 （ニーズ）	サイン				
長期目標と期間	続柄				

短期目標と期間	栄養ケア(①栄養補給、②栄養食事相談、③多職種による栄養ケアなど)	担当者	頻度	期間
特記事項				

栄養ケア提供経過記録

[illegible]

別紙 8

○ 居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 18 年 3 月 31 日老老発第 0331009 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）（抄）

改 正 前	改 正 後
1. 通所サービスにおける栄養ケア・マネジメントの実務等について (1) 通所サービスにおける栄養ケア・マネジメントの提供体制 ア (略) イ 事業所は、主治医、管理栄養士、看護師及び居宅介護支援専門員その他の職種が共同して栄養ケア・マネジメントを行う体制を整備すること。 ウ～オ (略) (2) 栄養ケア・マネジメントの実務 ア～エ (略) オ 栄養ケアの実施 ①～⑤ (略) ⑥ 管理栄養士は、栄養ケア提供の主な経過を記録する。記録内容、栄養補給（食事等）の状況や内容の変更、栄養食事相談の実施内容、課題解決に向けた関連職種のケアの状況等について記録する。なお、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 91 条、第 105 条若しくは第 119 条において準用する第 19 条又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 107 条若しくは第 123 条において準用する第 19 条に規定するサービスの提供の記録において管理栄養士が栄養ケア提供の経過を記録する場合にあっては、当該記録とは別に<u>栄養マネジメント加算又は栄養改善加算の算定のために栄養ケア提供の経過を記録する必要はないものとする。</u> カ～ケ (略) 2 管理栄養士の居宅療養管理指導の実務について 管理栄養士の居宅療養管理指導にかかる栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等については、別紙 1～3 の様式例を準用する。	1 通所サービスにおける栄養ケア・マネジメントの実務等について (1) 通所サービスにおける栄養ケア・マネジメントの提供体制 ア (略) イ 事業所は、主治医、管理栄養士、<u>歯科医師</u>、看護師及び居宅介護支援専門員その他の職種が共同して栄養ケア・マネジメントを行う体制を整備すること。 ウ～オ (略) (2) 栄養ケア・マネジメントの実務 ア～エ (略) オ 栄養ケアの実施 ①～⑤ (略) ⑥ 管理栄養士は、栄養ケア提供の主な経過を記録する。記録内容、栄養補給（食事等）の状況や内容の変更、栄養食事相談の実施内容、課題解決に向けた関連職種のケアの状況等について記録する。なお、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 91 条、第 105 条若しくは第 119 条において準用する第 19 条又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 107 条若しくは第 123 条において準用する第 19 条に規定するサービスの提供の記録において管理栄養士が栄養ケア提供の経過を記録する場合にあっては、当該記録とは別に<u>栄養改善加算の算定のために栄養ケア提供の経過を記録する必要はないものとする。</u> カ～ケ (略) 2 管理栄養士の居宅療養管理指導の実務について 管理栄養士の居宅療養管理指導にかかる栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等については、別紙 1～3 の様式例を準用する。<u>ただし、当該指導に必要とされる事項が記載できるものであれば、別の様式を利用して差し支えない。</u>

栄養スクリーニング（通所・居宅）（様式例）

別紙1

記入者氏名 作成年月日 年 月 日

氏 名	(ふりがな)	要介護度		特記事項：	
		男	女		
	明・大・昭	年	月		

低栄養状態のリスクのレベル

実施日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
リスク	低	中	高	低	中	高	低	中	高
身長 (cm)	cm			cm			cm		
体重 (kg)	kg			kg			kg		
BMI (kg/ m ²)	()	リスク 低	中	高	()	リスク 低	中	高	()
体重減少率	か月に % (減・増)	リスク 低	中	高	か月に % (減・増)	リスク 低	中	高	か月に % (減・増)
血清アルブミン値 ※ (検査日)	g/dl (/)	リスク 低	中	高	g/dl (/)	リスク 低	中	高	g/dl (/)
食事摂取量	全体 % 主食 % 副食 % (内容：)	リスク 低	中	高	全体 % 主食 % 副食 % (内容：)	リスク 低	中	高	全体 % 主食 % 副食 % (内容：)
栄養補給法	☐ 経腸栄養法 ☐ 静脈栄養法 リスク 中 ・ 高	☐ 経腸栄養法 ☐ 静脈栄養法 リスク 中 ・ 高	☐ 経腸栄養法 ☐ 静脈栄養法 リスク 中 ・ 高	☐ 経腸栄養法 ☐ 静脈栄養法 リスク 中 ・ 高	☐ 経腸栄養法 ☐ 静脈栄養法 リスク 中 ・ 高	☐ 経腸栄養法 ☐ 静脈栄養法 リスク 中 ・ 高	☐ 経腸栄養法 ☐ 静脈栄養法 リスク 中 ・ 高	☐ 経腸栄養法 ☐ 静脈栄養法 リスク 中 ・ 高	☐ 経腸栄養法 ☐ 静脈栄養法 リスク 中 ・ 高
褥 瘡	☐ なし ☐ あり リスク 高	☐ なし ☐ あり リスク 高	☐ なし ☐ あり リスク 高	☐ なし ☐ あり リスク 高	☐ なし ☐ あり リスク 高	☐ なし ☐ あり リスク 高	☐ なし ☐ あり リスク 高	☐ なし ☐ あり リスク 高	☐ なし ☐ あり リスク 高

※検査値がわかる場合に記入

＜低栄養状態のリスクの判断＞

上記の全ての項目が低リスクに該当する場合には、「低リスク」と判断する。高リスクにひとつでも該当する項目があれば「高リスク」と判断する。それ以外の場合は「中リスク」と判断する。
BMI、食事摂取量、栄養補給法については、その程度や個々人の状態等により、低栄養状態のリスクは異なることが考えられるため、対象者個々の程度や状態等に応じて判断し、「高リスク」と判断される場合もある。

リスク分類	低リスク	中リスク	高リスク
BMI	18.5～29.9	18.5未満	
体重減少率	変化なし (減少3%未満)	1 か月に3～5%未満 3 か月に3～7.5%未満 6 か月に3～10%未満	1 か月に5%以上 3 か月に7.5%以上 6 か月に10%以上
血清アルブミン値	3.6g/dl以上	3.0～3.5g/dl	3.0g/dl未満
食事摂取量	76～100%	75%以下	
栄養補給法		経腸栄養法 静脈栄養法	
褥 瘡			褥瘡

栄養アセスメント・モニタリング (通所・居宅) (様式例)

利用者名		記入者	
身体状況、栄養・食事に 関する意向		家族構成と キーパーソン	本人 —

(以下は、利用者個々の状態に応じて作成。)

実 施 日		年 月 日 (記入者名)	年 月 日 (記入者名)	年 月 日 (記入者名)
本人の意欲 ¹⁾ (健康感、生活機能、身体機能など)		[] ()	[] ()	[] ()
	体 重 (kg)	(kg)	(kg)	(kg)
	BMI (kg/ m ²)	(kg/ m ²)	(kg/ m ²)	(kg/ m ²)
	3%以上の体重減少	□無 □有 (kg/ ヲ月)	□無 □有 (kg/ ヲ月)	□無 □有 (kg/ ヲ月)
身体計測等	血清アルブミン値 (g/dl)	□無 □有 (g/dl)	□無 □有 (g/dl)	□無 □有 (g/dl)
	その他			
	食欲・食事の満足感 ²⁾	[]	[]	[]
	食事摂取量 ・主食の摂取量 ・副食の摂取量 ・その他 (補助食品、経腸・静脈栄養など)	% % % ()	% % % ()	% % % ()
食生活状況等	栄養摂取の状況			
	必要栄養量 (エネルギー・たんぱく質など)	kcal g	kcal g	kcal g
	食事の留意事項の有無 (療養食の指示、食事形態、嗜好、禁忌、アレルギーなど)	□無 □有 ()	□無 □有 ()	□無 □有 ()
	食事に対する意識 ²⁾	[]	[]	[]
	他のサービスの使用の有無 など (訪問介護、配食など)	□無 □有 ()	□無 □有 ()	□無 □有 ()
	その他 (食習慣、生活習慣、食行動などの留意事項など)			

多職種による災害ケアの問題 (災害連携問題) 3)

①褥瘡 ②口腔及び摂食・嚥下 ③嘔気・嘔吐 ④下痢 ⑤便秘 ⑥浮腫 ⑦脱水 ⑧感染・発熱 ⑨経腸・静脈栄養 ⑩生活機能低下 ⑪閉じこもり ⑫うつ ⑬認知機能 ⑭医薬品 ⑮その他	□無 □有 []	□無 □有 []	□無 □有 []	□無 □有 []
特記事項				
問題点 ³⁾ ①食事摂取・栄養補給の状況 (補助食品、経腸・静脈栄養など) ②身体機能・臨床症状(体重、 摂食・嚥下機能、検査データなど) ③習慣・周辺環境(食・生活習慣、意欲、購買など) ④その他	□無 □有 []	□無 □有 []	□無 □有 []	□無 □有 []
総合評価	□改善 □改善傾向 □維持 □改善が認められない	□改善 □改善傾向 □維持 □改善が認められない	□改善 □改善傾向 □維持 □改善が認められない	□改善 □改善傾向 □維持 □改善が認められない
サービス継続の必要性	□無（終了） □有（継続）			

- 1) 1よい 2まあよい 3ふつう 4あまりよくない 5よくない から[]へ該当数字を記入し、必要な事項があれば記載する。
- 2) 1大いにある 2ややある 3ふつう 4ややない 5全くない から[]へ該当数字を記入し、必要な事項があれば記載する。
- 3) 問題があれば、口有 にチェックし、[]へその番号を記入。必要な事項があれば記載する。

※ 利用者の状態及び家族等の状況により、確認できない場合は空欄でもかまわない。

栄養ケア計画書 (通所・居宅) (様式例)

別紙3

氏名	殿	計画作成者:	初 回 作 成 日 : 年 月 日
		所 属 名 :	作 成 (変 更) 日 : 年 月 日
医師の指示	□ な し □ あ り (要 点 指 示 日 /)		
利用者及び家族の意向	説明と同意日 年 月 日		
解決すべき課題 (ニース)	サイン		
長期目標(ゴール)と期間	続柄		

短期目標と期間	栄養ケア①栄養補給・食事、②栄養食事相談、③多職種による課題の解決など	担当者	頻度	期間
特記事項				

榮養ケア提供経過記録

[illegible]

別紙9

○ 口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成18年3月31日老老発第0331008号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
1 口腔機能向上サービスの実務等について （1）通所サービスにおける口腔機能向上サービスの提供体制 ア 口腔機能向上サービスの提供体制は、ヘルスケアサービスの一環として、個々人に最適な実地指導を行い、その実務遂行上の機能や方法手順を効率的に行うための体制をいう。 イ 事業所は、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員（以下「サービス担当者」という。）と介護職員、生活相談員その他の職種の者等（以下「関連職種」という。）が共同した口腔機能向上サービスを行う体制を整備する。 ウ 事業所は、サービス担当者と関連職種が共同して口腔機能向上サービスに関する手順（利用開始時における把握（リスクの確認）、解決すべき課題の把握（アセスメント）、口腔機能改善管理指導計画、モニタリング、評価等）をあらかじめ定める。 エ サービス担当者は、利用者に適切な実地指導を効率的に提供できるよう関連職種との連絡調整を行う。 オ 事業所は、サービス担当者と関連職種が共同して口腔機能向上サービス体制に関する成果を含めて評価し、改善すべき課題を設定し、継続的な品質改善に努める。 （2）口腔機能向上サービスの実務 ア 利用開始時における把握（リスクの確認）の実施 口腔機能向上サービスを行う通所サービスにおける関連職種は、サービス担当者と連携して、口腔衛生、摂食・嚥下機能に関するリスクを把握する。なお、サービス担当者は、関連職種に対し、利用開始時における把握について指導及び助言等を十分に行うこととし、この把握には、別紙1の様式例を参照の上、作成する。 イ 解決すべき課題の把握（アセスメント）の実施 サービス担当者は、利用開始時における口腔衛生等に関するリスクの把握を踏まえ（実施されていない場合は、サービス担当者が実施する。）、利用者毎に口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題を把握する。解決すべき課題の把握の実施にあたっては、別紙1の様式例を参照	1 口腔機能向上サービスの実務等について （1）通所サービスにおける口腔機能向上サービスの提供体制 ア 口腔機能向上サービスの提供体制は、ヘルスケアサービスの一環として、個々人に最適な実地指導を行い、その実務遂行上の機能や方法手順を効率的に行うための体制をいう。 イ 事業所は、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員（以下「サービス担当者」という。）と介護職員、生活相談員その他の職種の者等（以下「関連職種」という。）が共同した口腔機能向上サービスを行う体制を整備する。 ウ 事業所は、サービス担当者と関連職種が共同して口腔機能向上サービスに関する手順（利用開始時における把握（リスクの確認）、解決すべき課題の把握（アセスメント）、口腔機能改善管理指導計画、モニタリング、評価等）をあらかじめ定める。 エ サービス担当者は、利用者に適切な実地指導を効率的に提供できるよう関連職種との連絡調整を行う。 オ 事業所は、サービス担当者と関連職種が共同して口腔機能向上サービス体制に関する成果を含めて評価し、改善すべき課題を設定し、継続的な品質改善に努める。 （2）口腔機能向上サービスの実務 ア 利用開始時における把握（リスクの確認）の実施 口腔機能向上サービスを行う通所サービスにおける関連職種は、サービス担当者と連携して、口腔衛生、摂食・嚥下機能に関するリスクを把握する。なお、サービス担当者は、関連職種に対し、利用開始時における把握について指導及び助言等を十分に行うこととし、この把握には、別紙1の様式例を参照の上、作成する。 イ 解決すべき課題の把握（アセスメント）の実施 サービス担当者は、利用開始時における口腔衛生等に関するリスクの把握を踏まえ（実施されていない場合は、サービス担当者が実施する。）、利用者毎に口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題を把握する。解決すべき課題の把握の実施にあたっては、別紙1の様式例を参照

の上、作成する。

様式例におけるＱＯＬ、食事・衛生等、衛生、機能及びその他の項目については、事業所等の実状にあわせて項目を追加することについては差し支えない。ただし、項目の追加に当たっては、利用者等の過剰な負担とならぬよう十分配慮しなければならない。

ウ 口腔機能改善管理指導計画の作成

① サービス担当者は、関連職種が利用開始時に把握した口腔衛生等に関する内容を確認し、利用者の i) 口腔衛生に関して解決すべき課題（口腔内の清掃、有床義歯の清掃等） ii) 摂食・嚥下機能に関して解決すべき課題（摂食・嚥下機能の維持・向上に必要な実地指導、歯科保健のための食生活指導等） iii) 解決すべき課題に対しサービス担当者と関連職種が共同して取り組むべき課題等について記載した口腔機能改善管理指導計画原案を作成する。なお、この作成には、別紙２の様式例を参照の上、作成する。なお、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第99条若しくは第115条又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第109条若しくは第125条において作成することとされている各計画の中に、口腔機能改善管理指導計画原案に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画原案の作成に代えることができるものとする。

② サービス担当者は、作成した口腔機能改善管理指導計画原案については、関連職種と調整を図り、口腔機能改善管理指導計画原案の内容を、事業所を通じて居宅サービス計画又は介護予防サービス計画にも適切に反映させる。

③ 介護予防通所介護又は通所介護において行われる口腔機能向上サービスの場合、サービス担当者は、それぞれの職種が兼ね備えた専門知識、技術等を用いて実施する。しかし、利用者の心身の状況等に応じ、利用者の主治医又は主治の歯科医師の指示・指導が必要な場合、サービス担当者は、主治医又は主治の歯科医師の指示・指導を受けなければならない。

④ 介護予防通所リハビリテーション又は通所リハビリテーションにおいて行われる口腔機能向上サービスの場合、サービス担当者は、医師又は歯科医師の指示・指導が必要であり、利用者の主治医又は主治

の上、作成する。

様式例におけるＱＯＬ、食事・衛生等、衛生、機能及びその他の項目については、事業所等の実状にあわせて項目を追加することについては差し支えない。ただし、項目の追加に当たっては、利用者等の過剰な負担とならぬよう十分配慮しなければならない。

ウ 口腔機能改善管理指導計画の作成

① サービス担当者は、関連職種が利用開始時に把握した口腔衛生等に関する内容を確認し、利用者の i) 口腔衛生に関して解決すべき課題（口腔内の清掃、有床義歯の清掃等） ii) 摂食・嚥下機能に関して解決すべき課題（摂食・嚥下機能の維持・向上に必要な実地指導、歯科保健のための食生活指導等） iii) 解決すべき課題に対しサービス担当者と関連職種が共同して取り組むべき課題等について記載した口腔機能改善管理指導計画原案を作成する。なお、この作成には、別紙２の様式例を参照の上、作成する。ただし、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第99条若しくは第115条又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第109条若しくは第125条において作成することとされている各計画の中に、口腔機能改善管理指導計画原案に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画原案の作成に代えることができるものとする。

② サービス担当者は、作成した口腔機能改善管理指導計画原案については、関連職種と調整を図り、口腔機能改善管理指導計画原案の内容を、事業所を通じて居宅サービス計画又は介護予防サービス計画にも適切に反映させる。

③ 介護予防通所介護又は通所介護において行われる口腔機能向上サービスの場合、サービス担当者は、それぞれの職種が兼ね備えた専門知識、技術等を用いて実施する。しかし、利用者の心身の状況等に応じ、利用者の主治医又は主治の歯科医師の指示・指導が必要な場合、サービス担当者は、主治医又は主治の歯科医師の指示・指導を受けなければならない。

④ 介護予防通所リハビリテーション又は通所リハビリテーションにおいて行われる口腔機能向上サービスの場合、サービス担当者は、医師又は歯科医師の指示・指導が必要であり、利用者の主治医又は主治

の歯科医師等の指示・指導を受けなければならない。

エ 利用者又はその家族への説明

サービス担当者は、口腔機能向上サービスの提供に際して、口腔機能改善管理指導計画原案を利用者又はその家族に説明し、口腔機能向上サービスの提供に関する同意を得る。

医師又は歯科医師は、指示・指導が必要な場合、口腔機能改善管理指導計画の実施に当たり、その計画内容、利用者又はその家族の同意等を確認する。

オ 口腔機能向上サービスの実施

- ① サービス担当者に関連職種は、口腔機能改善管理指導計画に基づいた口腔機能向上サービスの提供を行う。
- ② サービス担当者は、口腔機能改善管理指導計画に基づいて、口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する実地指導を実施する。
- ③ サービス担当者は、口腔機能向上サービスの提供に当たっては、関連職種に対して、口腔機能改善管理指導計画に基づいて個別又は集団に対応した口腔機能向上サービスの提供ができるように指導及び助言等を行う。
- ④ サービス担当者は、関連職種と共同して口腔機能向上サービスに関するインシデント・アクシデント事例等の把握を行う。
- ⑤ サービス担当者は、口腔機能向上サービス提供の主な経過を記録する。記録の内容は、実施日、指導の要点、解決すべき課題の改善等に関する要点、口腔清掃方法の変更の必要性及び関連職種のケアの状況等について記録する。なお、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第91条、第105条の19若しくは第119条において準用する第19条又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第107条若しくは第123条において準用する第19条に規定するサービスの提供の記録においてサービス担当者が口腔機能向上サービス提供の経過を記録する場合は、当該記録とは別に歯科衛生士等の居宅療養管理指導費又は口腔機能向上加算の算定のために口腔機能向上サービスの提供の経過を記録する必要はないものとする。

カ 実施上の問題点の把握

関連職種は、口腔機能改善管理指導計画に基づき、サービス担当者の指導及び助言等に従い、利用者の目標の達成度、口腔衛生、摂食・嚥下

の歯科医師等の指示・指導を受けなければならない。

エ 利用者又はその家族への説明

サービス担当者は、口腔機能向上サービスの提供に際して、口腔機能改善管理指導計画原案を利用者又はその家族に説明し、口腔機能向上サービスの提供に関する同意を得る。

医師又は歯科医師は、指示・指導が必要な場合、口腔機能改善管理指導計画の実施に当たり、その計画内容、利用者又はその家族の同意等を確認する。

オ 口腔機能向上サービスの実施

- ① サービス担当者に関連職種は、口腔機能改善管理指導計画に基づいた口腔機能向上サービスの提供を行う。
- ② サービス担当者は、口腔機能改善管理指導計画に基づいて、口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する実地指導を実施する。
- ③ サービス担当者は、口腔機能向上サービスの提供に当たっては、関連職種に対して、口腔機能改善管理指導計画に基づいて個別又は集団に対応した口腔機能向上サービスの提供ができるように指導及び助言等を行う。
- ④ サービス担当者は、関連職種と共同して口腔機能向上サービスに関するインシデント・アクシデント事例等の把握を行う。
- ⑤ サービス担当者は、口腔機能向上サービス提供の主な経過を記録する。記録の内容は、実施日、指導の要点、解決すべき課題の改善等に関する要点、口腔清掃方法の変更の必要性及び関連職種のケアの状況等について記録する。なお、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第91条、第105条の19若しくは第119条において準用する第19条又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第107条若しくは第123条において準用する第19条に規定するサービスの提供の記録においてサービス担当者が口腔機能向上サービス提供の経過を記録する場合は、当該記録とは別に歯科衛生士等の居宅療養管理指導費又は口腔機能向上加算の算定のために口腔機能向上サービスの提供の経過を記録する必要はないものとする。

カ 実施上の問題点の把握

関連職種は、口腔機能改善管理指導計画に基づき、サービス担当者の指導及び助言等に従い、利用者の目標の達成度、口腔衛生、摂食・嚥下

機能の改善状況等を適宜把握する。改善状況に係る記録は、別紙5の様式例を参照の上、作成する。口腔機能改善管理指導計画の変更が必要になる状況が疑われる場合には、サービス担当者へ報告し、サービス担当者は、口腔機能改善管理指導計画の変更を検討する。

キ モニタリングの実施

- ① サービス担当者は、目標の達成度、口腔衛生、摂食・嚥下機能の改善状況等を適宜モニタリングし、総合的な評価判定を行うとともに、サービスの質の改善事項を含めた、口腔機能改善管理指導計画の変更の必要性を判断する。モニタリングの記録は、別紙1の様式例を参照の上、作成する。
- ② モニタリングは、口腔機能改善管理指導計画に基づき、対象者が要支援者の場合は概ね一か月毎、対象者が要介護者の場合は概ね二週間毎適宜行う。

ク 再把握の実施（利用終了時における把握の実施）

サービス担当者は、口腔衛生、摂食・嚥下機能に関するリスクにかかる把握を三か月毎に実施し、事業所を通じて利用者を担当する介護支援専門員又は介護予防支援事業者等へ情報を提供する。なお、この把握には、別紙1、別紙2の様式例を参照の上、作成する。

介護支援専門員又は介護予防支援事業者等は、情報提供を受け、サービス担当者と連携して、口腔衛生、摂食・嚥下機能に関するリスクにかかわらず、把握を三か月毎に実施する。

ケ 口腔機能向上サービスの継続及び終了時の説明等

サービス担当者は、総合的な評価を行い、口腔機能向上サービスの継続又は終了の場合には、その結果を利用者又はその家族に説明するとともに、利用者を担当する介護支援専門員又は介護予防支援事業者等に継続又は終了の情報を提供し、サービスを継続又は終了する。サービスの継続又は終了については、利用者又はその家族へ説明し同意を得る。

総合的な評価の結果が改善等により終了する場合は、関連職種や居宅サービス事業所又は介護予防サービス事業所との連携を図り、総合的な評価の結果において医療が必要な場合は、必要に応じて主治医又は主治の歯科医師、介護支援専門員若しくは介護予防支援事業者並びに関係機関（その他の居宅サービス事業所等）との連携を図る。

2 歯科衛生士等の居宅療養管理指導の実務等について

居宅療養管理指導にかかる口腔機能スクリーニング、口腔機能アセスメント、管理指導計画、モニタリング、評価等については、別紙1、2の様

機能の改善状況等を適宜把握する。改善状況に係る記録は、別紙1の様式例を参照の上、作成する。口腔機能改善管理指導計画の変更が必要になる状況が疑われる場合には、サービス担当者へ報告し、サービス担当者は、口腔機能改善管理指導計画の変更を検討する。

キ モニタリングの実施

- ① サービス担当者は、目標の達成度、口腔衛生、摂食・嚥下機能の改善状況等を適宜モニタリングし、総合的な評価判定を行うとともに、サービスの質の改善事項を含めた、口腔機能改善管理指導計画の変更の必要性を判断する。モニタリングの記録は、別紙1の様式例を参照の上、作成する。
- ② モニタリングは、口腔機能改善管理指導計画に基づき、概ね一か月毎に適宜行う。

ク 再把握の実施

サービス担当者は、口腔衛生、摂食・嚥下機能に関するリスクにかかる把握を三か月毎に実施し、事業所を通じて利用者を担当する介護支援専門員又は介護予防支援事業者等へ情報を提供する。なお、この把握には、別紙1、別紙2の様式例を参照の上、作成する。

介護支援専門員又は介護予防支援事業者等は、情報提供を受け、サービス担当者と連携して、口腔衛生、摂食・嚥下機能に関するリスクにかかわらず、把握を三か月毎に実施する。

ケ 口腔機能向上サービスの継続及び終了時の説明等

サービス担当者は、総合的な評価を行い、口腔機能向上サービスの継続又は終了の場合には、その結果を利用者又はその家族に説明するとともに、利用者を担当する介護支援専門員又は介護予防支援事業者等に継続又は終了の情報を提供し、サービスを継続又は終了する。サービスの継続又は終了については、利用者又はその家族へ説明し同意を得る。

総合的な評価の結果が改善等により終了する場合は、関連職種や居宅サービス事業所又は介護予防サービス事業所との連携を図り、総合的な評価の結果において医療が必要な場合は、必要に応じて主治医又は主治の歯科医師、介護支援専門員若しくは介護予防支援事業者並びに関係機関（その他の居宅サービス事業所等）との連携を図る。

2 歯科衛生士等の居宅療養管理指導の実務等について

居宅療養管理指導にかかる口腔機能スクリーニング、口腔機能アセスメント、管理指導計画、モニタリング、評価等については、原則として、別

式例を準用する。	紙 1 及び別紙 2 の様式例を準用する。<u>ただし、別紙 1 及び別紙 2 の様式例によらない場合であっても、個々の利用者の口腔機能に着目した居宅療養管理指導が適切に行われており、当該指導に必要とされる事項が記載されている場合にあっては、別の様式を利用して差し支えない。</u>
-----------------	--

ふりがな			□男	□女	□明□大□昭	年	月	日生まれ	歳
氏名	要介護度・病名等								
	かかりつけ歯科医		□あり	□なし	入れ歯の使用		□あり	□なし	
サービスの説明 と同意の記録	開始時	平成	年	月	日	同意者：本人・家族・その他（ ）		担当者名：	
	継続時	平成	年	月	日	同意者：本人・家族・その他（ ）		担当者名：	

1. 関連職種等による質問と観察

(実施期間中に少なくとも1回記入。1 回目：平成 年 月 日 2 回目：平成 年 月 日)

質問項目・観察項目等		評価項目		1 回目	2 回目	
質 問	①固いものは食べにくいですか	1.いいえ	2.はい			
	②お茶や汁物でむせることがありますか	1.いいえ	2.はい			
	③口が渇きやすいですか	1.いいえ	2.はい			
	④自分の歯まだ入れ歯で左右の奥歯をしっかりと噛みられますか	1.両方できる	2.片方だけできる	3.どちらもできない		
	⑤全体的にみて、過去1ヶ月間のあなたの健康状態はいかがですか	1.最高によい	2.とても良い	3.良い		
		4.あまり良くない	5.良くない	6. ぜんぜん良くない		
	⑥お口の健康状態はいかがですか	1.よい	2.やや良い	3.ふつう	4.やや悪い	5.悪い
	⑦口臭	1.ない	2.弱い	3.強い		
	⑧自発的な口腔清掃習慣	1.ある	2.多少ある	3.ない		
	⑨むせ	1.ない	2.多少ある	3.ある		
	⑩食事中の食べこぼし	1.ない	2.多少ある	3.多い		
観 察	⑪表情の豊富さ	1.豊富	2.やや豊富	3.ふつう	4.やや乏しい	5.乏しい
	特記事項等※1					

2. 専門職による課題把握のためのアセスメント、モニタリング (事前、モニタ、事後でそれぞれ記入)

事前	平成	年	月	日	モニタリング※2	平成	年	月	日	事後	平成	年	月	日
	記入者 □言語聴覚士	歯科衛生士	看護師	記録者 □言語聴覚士	□歯科衛生士	□看護師	記入者		記録者 □言語聴覚士	□歯科衛生士	□看護師	事後		
							事前	モニタ				事後		
観察・評価等														
①右側の咬筋の緊張の触診（咬合力）	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
②左側の咬筋の緊張の触診（咬合力）	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
③歯や義歯のよぐれ	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
④舌のよぐれ	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
⑤RSSTの積算時間（専門職の判断により必要に応じて実施）	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
⑥オーラルディアドコネシス（専門職の判断により必要に応じて実施）	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
⑦ブクブクうがい（空ブクブクでも可）	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
	1.強い	2.弱い	3.無し											
⑧特記事項等※1														
⑨問題点	□かむ	□飲み込み	□口のかわき	□口臭	□歯みがき	□食べこぼし								
	□むせ	□会話	□その他（ ）											

※1 対象者・利用者の状況により質問項目・観察項目が実施できない場合は、特記事項等の欄に理由を記入する。

※2 モニタリングは、利用開始日の翌月の結果をモニタリングの欄に記載する。

3. 総合評価

①口腔機能向上サービスの利用前後の比較であてはまるものをチェック	□ 食事がよりおいしくなった	□ 薄味がわかるようになった	□ 噛めるものが増えた
□ むせが減った	□ 口の渇きが減った	□ かみしめられるようになった	□ 薬が飲みやすくなった
□ 食事時間が短くなった	□ 食べこぼしが減った	□ 口臭が減った	□ 元気がなくなった
□ 口の中に食べ物が残らなくなった	□ 話しやすくなった	□ 起きている時間が減った	□ 元気がなくなった
□ 会話がなくなった	□ 起きている時間が減った	□ 元気がなくなった	□ 元気がなくなった
□ その他（ ）			
②事業またはサービスを継続しないことによる口腔機能の著しい低下のおそれ	□ なし	□ なし	□ なし
③事業またはサービスの継続の必要性	□ あり（継続）	□ なし（終了）	□ なし
④計画変更の必要性	□ あり	□ なし	□ なし
⑤備考			

別紙 10

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

改 正 前	改 正 後
第一 届出項目について 居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所・施設」という。）から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表（以下「施設サービス単位数表」という。）、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号。以下「特定診療費単位数表」という。）、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成二十年厚生労働省告示第二百七十三号。以下「特別療養費単位数表」という。）、介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の中で、介護給付費の算定に際して、 ① 事前に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないことが告示上明記されている事項 ② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、 ・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う 上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、（別紙1）「介護給付費算定に係る体制等状況	第一 届出項目について 居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所・施設」という。）から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表（以下「施設サービス単位数表」という。）、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号。以下「特定診療費単位数表」という。）、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成二十年厚生労働省告示第二百七十三号。以下「特別療養費単位数表」という。）、介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の中で、介護給付費の算定に際して、 ① 事前に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないことが告示上明記されている事項 ② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、 ・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う 上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、（別紙1）「介護給付費算定に係る体制等状況

一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」（以下「体制状況一覧表」という。）、介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所については、（別紙１－２）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）」（以下「体制状況一覧表」という。）、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、（別紙１－３）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）」（以下「体制等一覧」という。）に掲げる項目とする。

第二 （別紙２）「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所・施設の状況」については、事業所・施設の指定（許可）申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。
- ③ 「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。
- ④ 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所（以下「サテライト事業所」という。）を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。
- ⑤ 「実施事業」については、該当事業欄に○印を記載させること。
- ⑥ 「異動等の区分」については、今回届出を行う事業所・施設の異動の別（１新規・２変更・３終了）について記載させること。
- ⑦ 「異動項目」については、体制状況一覧表で選択した項目をそのまま記載させること。
- ⑧ 「特記事項」については、変更の届出を行う際、変更内容がわかるよう変更前の状況と変更後の状況の詳細を記載させること。

第三 （別紙３）「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（基準該当事業者用）」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、基準該当サービス事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「市町村が定める率」については、全国共通の介護報酬額に対して市町村の判断により定める支給基準の上限を百分率（〇〇〇％）で記載させること。例えば、全国共通の介護報酬額と同じ場合は、「一〇〇％」と記載させ、全国共通の介護報酬額より５％減じる場合は、「

一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」（以下「体制状況一覧表」という。）、介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所については、（別紙１－２）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）」（以下「体制状況一覧表」という。）、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、（別紙１－３）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）」（以下「体制等一覧」という。）に掲げる項目とする。

第二 （別紙２）「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所・施設の状況」については、事業所・施設の指定（許可）申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。
- ③ 「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。
- ④ 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所（以下「サテライト事業所」という。）を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。
- ⑤ 「実施事業」については、該当事業欄に○印を記載させること。
- ⑥ 「異動等の区分」については、今回届出を行う事業所・施設の異動の別（１新規・２変更・３終了）について記載させること。
- ⑦ 「異動項目」については、体制状況一覧表で選択した項目をそのまま記載させること。
- ⑧ 「特記事項」については、変更の届出を行う際、変更内容がわかるよう変更前の状況と変更後の状況の詳細を記載させること。

第三 （別紙３）「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（基準該当事業者用）」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、基準該当サービス事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「市町村が定める率」については、全国共通の介護報酬額に対して市町村の判断により定める支給基準の上限を百分率（〇〇〇％）で記載させること。例えば、全国共通の介護報酬額と同じ場合は、「一〇〇％」と記載させ、全国共通の介護報酬額より５％減じる場合は、「

九五%」と記載させることになる。

なお、市町村が前記の率を設定し、あるいは変更した場合は、（別紙４）「基準該当サービスに係る特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例居宅介護サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に係る上限の率の設定について」により届出を求めるものとする。

- ③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるので、第二の②から⑧までを準用されたい。

第四 （別紙３－２）「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用）（介護予防支援事業者用）」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、地域密着型サービス事業所又は介護予防支援事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「市町村が定める単位の有無」については、市町村の判断により定める単位の有無別（１有・２無）について記載する。
- ③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるので、第二の②から⑧までを準用されたい。

第五 体制状況一覧表の記載要領について

１ 各サービス共通事項

- ① 「地域区分」は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十二年厚生省告示第二十二号）に規定する地域区分をいい、事業所の所在する地域の地域区分を記載させること。
- ② 「割引」については、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護

九五%」と記載させることになる。

なお、市町村が前記の率を設定し、あるいは変更した場合は、（別紙４）「基準該当サービスに係る特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例居宅介護サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に係る上限の率の設定について」により届出を求めるものとする。

- ③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるので、第二の②から⑧までを準用されたい。

第四 （別紙３－２）「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用）（介護予防支援事業者用）」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、地域密着型サービス事業所又は介護予防支援事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「市町村が定める単位の有無」については、市町村の判断により定める単位の有無別（１有・２無）について記載する。
- ③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるので、第二の②から⑧までを準用されたい。

第五 体制状況一覧表の記載要領について

１ 各サービス共通事項

- ① 「地域区分」は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十二年厚生省告示第二十二号）に規定する地域区分をいい、事業所の所在する地域の地域区分を記載させること。
- ② 「割引」については、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護

老人福祉施設、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を実施する事業所又は施設が、居宅サービス単位数表、施設サービス単位数表、介護予防サービス介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表に定める額より低い額で介護サービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。

なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる（別紙５）「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」又は（別紙５－２）「地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

③ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」で設備等に係る届出を行う場合は、当該施設又は設備等の状況が分かる（別紙６）「平面図」を添付させること。

④ 「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」で人員配置の状況に係る届出を行う場合は、（別紙７）「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付させること。なお、各事業所・施設において使用している勤務割表（変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表）等により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない。

⑤ 訪問介護、訪問看護、通所介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防通所介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護で、サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。

2 訪問介護

① 「施設等の区分」については、事業所の運営規程において定める「指定訪問介護の内容」に従って記載させること。例えば、指定訪問介護の内容を身体介護中心型に限定する場合は「身体介護」を、指定訪問介護の内容を限定しない場合は「身体介護」「生活援助」「通院等乗降介助」のすべてを記載させること。

② 「特別地域加算」については、事業所の所在する地域が厚生労働大

老人福祉施設、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を実施する事業所又は施設が、居宅サービス単位数表、施設サービス単位数表、介護予防サービス介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表に定める額より低い額で介護サービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。

なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる（別紙５）「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」又は（別紙５－２）「地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

③ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」で設備等に係る届出を行う場合は、当該施設又は設備等の状況が分かる（別紙６）「平面図」を添付させること。

④ 「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」で人員配置の状況に係る届出を行う場合は、（別紙７）「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付させること。なお、各事業所・施設において使用している勤務割表（変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表）等により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない。

⑤ 訪問介護、訪問看護、通所介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防通所介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護で、サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。

2 訪問介護

① 「施設等の区分」については、事業所の運営規程において定める「指定訪問介護の内容」に従って記載させること。例えば、指定訪問介護の内容を身体介護中心型に限定する場合は「身体介護」を、指定訪問介護の内容を限定しない場合は「身体介護」「生活援助」「通院等乗降介助」のすべてを記載させること。

② 「特別地域加算」については、事業所の所在する地域が厚生労働大

臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第二十四号）及び厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十四号）に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ③ 「特定事業所加算」については、厚生労働大臣が定める基準（平成十二年厚生省告示第二十五号。以下「二十五号告示」という。）<u>第二号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と記載させること。</u>なお、（別紙 10）「特定事業所加算に係る届出書（訪問介護事業所）」を添付させること。 3 訪問入浴介護 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。 4 訪問看護 ① 「施設等の区分」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第六十条第一項第一号に規定する事業所の場合は「訪問介護ステーション」を、第二号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。	臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第二十四号）及び厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十四号）に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ③ 「特定事業所加算」については、厚生労働大臣が定める基準（平成十二年厚生省告示第二十五号。以下「二十五号告示」という。）<u>第二号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と記載させること。</u>なお、（別紙 10）「特定事業所加算に係る届出書（訪問介護事業所）」を添付させること。 ④ 「3級ヘルパー体制」については、<u>二十五号告示第一号に該当する場合に、「あり」と記載させること。</u> ⑤ 「中山間地域における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号。）<u>第一号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</u> <u>また、「規模に関する状況」については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号。以下「二十六号告示」という。）第一号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</u> 3 訪問入浴介護 ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。 ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。 <u>また、「規模に関する状況」については、二十六号告示第二号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</u> ③ 「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 4 訪問看護 ① 「施設等の区分」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第六十条第一項第一号に規定する事業所の場合は「訪問介護ステーション」を、第二号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。
--	---

- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。
- ③ 「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体制」については、(別紙8)「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。

5 訪問リハビリテーション

「施設等の区分」については、病院又は診療所の場合は「病院又は診療所」を、介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と記載させること。

6 通所介護

- ① 「施設等の区分」については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号。以下「二十六号告示」という。）第一号イに該当する場合は「小規模型事業所」と、同号ロに該当する場合は「通常規模型事業所」、同号ハに該当する場合は「療養通所介護事業所」と、それぞれ記載させること。
- ② 「大規模事業所」については、二十六号告示第二号に該当する事業所の場合に「該当」と記載させること。
- ③ 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に「対応可」と記載させること。
- ④ 「個別機能訓練体制」については、事業所が同一の日の異なる時間帯に二以上の単位（指定居宅サービス基準第九十三条に規定する指定通所介護の単位をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、配置の状況を指定通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、二つの指定通所介護の単位を実施している事業所にあって、一方の指定通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定通所介護の単位で加

- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。
- ③ 「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体制」については、(別紙8)「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。
- ④ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、二十六号告示第三号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

- ⑤ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12-2)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

5 訪問リハビリテーション

- ① 「施設等の区分」については、病院又は診療所の場合は「病院又は診療所」を、介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と記載させること。

- ② 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12-3)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

6 通所介護

- ① 「施設等の区分」については、二十六号告示第四号イに該当する場合は「小規模型事業所」と、同号ロに該当する場合は「通常規模型事業所」と、同号ハに該当する場合は「大規模型事業所（Ⅰ）」と、同号ニに該当する場合は「大規模型事業所（Ⅱ）」と、同号ホに該当する場合は「療養通所介護事業所」と、それぞれ記載させること。

- ② 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に「対応可」と記載させること。

- ③ 「個別機能訓練体制」については、事業所が同一の日の異なる時間帯に二以上の単位（指定居宅サービス基準第九十三条に規定する指定通所介護の単位をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、配置の状況を指定通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、二つの指定通所介護の単位を実施している事業所にあって、一方の指定通所介護の単位で加算Ⅰの対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定通所介護の単位

算対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「あり」と記載させること。

⑤ 「入浴介助体制」については、浴室部分の状況がわかる「平面図」を添付させること。

⑥ 「若年性認知症ケア体制」については、居宅サービス単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑦ 「栄養マネジメント」については、居宅サービス単位数表注9に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑧ 「口腔機能向上体制」については、居宅サービス単位数表注10に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第九十三条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定通所介護の単位数ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

7 通所リハビリテーション

① 「施設等の区分」については、指定居宅サービス基準第百十一条第一項に規定する事業所のうち病院又は診療所の場合は「通常規模の医療機関」と、第一項に規定する事業所のうち介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と、第二項に規定する診療所の場合は「小規模診療所」と、それぞれ記載させること。

② 「大規模事業所」については、二十六号告示第三号に該当する事業所の場合と「該当」に記載させること。

③ 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、6③を準用されたい。

④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6⑤を準用されたい。

⑤ 「若年性認知症ケア体制」については、居宅サービス単位数表注9

で加算Ⅰの対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「加算Ⅰ」と記載させること。

なお、個別機能訓練体制を限定しない場合は、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」の全てを記載させること。

④ 「入浴介助体制」については、浴室部分の状況がわかる「平面図」を添付させること。

⑤ 「栄養改善体制」については、居宅サービス単位数表注9に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑥ 「口腔機能向上体制」については、居宅サービス単位数表注10に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第九十三条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定通所介護の単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、二十五号告示第九号に該当する場合に、「あり」と記載させること。

⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12-4)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

7 通所リハビリテーション

① 「施設等の区分」については、二十六号告示第五号イに規定する事業所の場合は「通常規模の事業所」、同号ハに規定する事業所の場合は「大規模の事業所(Ⅰ)」、同号ニに規定する事業所の場合は「大規模の事業所(Ⅱ)」と、それぞれ記載させること。

② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、6②を準用されたい。

③ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6④を準用されたい。

に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑥ 「栄養マネジメント」については、居宅サービス単位数表注 10 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑦ 「口腔機能向上体制」については、居宅サービス単位数表注 11 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑧ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百十一条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定通所リハビリテーションの単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

8 福祉用具貸与

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい

9 短期入所生活介護

① 「施設等の区分」については、指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定短期入所生活介護事業所のうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

なお、指定居宅サービス基準第百四十条の十六に規定する一部ユニ

④ 「栄養改善体制」については、居宅サービス単位数表注 15 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑤ 「口腔機能向上体制」については、居宅サービス単位数表注 16 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百十一条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定通所リハビリテーションの単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

⑦ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、二十六号告示第六号に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。

⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12-5)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

8 福祉用具貸与

① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい

② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、二十六号告示第二十一号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

9 短期入所生活介護

① 「施設等の区分」については、指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定短期入所生活介護事業所のうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

なお、指定居宅サービス基準第百四十条の十六に規定する一部ユニ

ット型指定短期入所生活介護事業所の場合にあつては、指定居宅サービス基準第二百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所であるかどうかの区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「単独型」又は「併設型・空床型」と、ユニット部分については「単独型ユニット型」又は「併設型・空床型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

- ② 「ユニットケア体制」については、二十六号告示第六号に該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ③ 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注3に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号。以下「夜勤職員基準」という。）第一号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、実際に利用者に対して送迎が可能な場合に記載させること。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「二十七号告示」という。）第三号ロからホまでのいずれか該当するものを記載させること。なお、指定居宅サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員数が指定居宅サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。
- ⑦ 「緊急受入体制」又は「夜間看護体制」については、（別紙9）「緊急受入体制及び夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。
- ⑧ 「栄養管理の評価」については、「栄養士」又は「管理栄養士」と記載させる場合は、二十七号告示第三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、（別紙11）「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

ット型指定短期入所生活介護事業所の場合にあつては、指定居宅サービス基準第二百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所であるかどうかの区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「単独型」又は「併設型・空床型」と、ユニット部分については「単独型ユニット型」又は「併設型・空床型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

- ② 「ユニットケア体制」については、二十六号告示第九号に該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ③ 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注3に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号。以下「夜勤職員基準」という。）第一号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、実際に利用者に対して送迎が可能な場合に記載させること。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「二十七号告示」という。）第三号ロからホまでのいずれか該当するものを記載させること。なお、指定居宅サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員数が指定居宅サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。
- ⑦ 「緊急受入体制」及び「看護体制加算」については、（別紙9-2）「緊急受入体制及び看護体制加算に係る届出書」を添付させること。
- ⑧ 「夜勤職員配置加算」については、二十六号告示第十号に該当する場合は、「あり」と記載させること。
- ⑨ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。

- ⑨ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④まで、⑥及び⑦については内容が重複するので、届出は不要とすること。
- ⑩ 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

10 短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であつて指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表9イ（1）（一）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅰ）」と、同項イ（1）（二）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅱ）」と、同項イ（三）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅲ）」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表9イ（2）（一）に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）」と、同項イ（2）（二）に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）」と、同項イ（2）（三）に該当する場

⑩ 「療養食加算」については、二十五号告示十四号に該当する場合は「あり」と記載させること。

⑪ 「サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）」及び「サービス提供体制強化加算（空床型）」については、（別紙12-6）「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書」を添付させること。

なお、届出の際は、「サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）」と「サービス提供体制強化加算（空床型）」についてそれぞれ、記載させること。

⑫ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④まで及び⑥から⑪については内容が重複するので、届出は不要とすること。

介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。

なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば足りるものである。

⑬ 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

10 短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であつて指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表9イ（1）（一）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅰ）」と、同項イ（1）（二）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅱ）」と、同項イ（三）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅲ）」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表9イ（2）（一）に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）」と、同項イ（2）（二）に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）」と、同項イ（2）（三）に該当する場

合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）」と記載させること。

なお、介護老人保健施設である指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設（Ⅰ）」、「介護老人保健施設（Ⅱ）」又は「介護老人保健施設（Ⅲ）」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）」、「ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）」又は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）」と、それぞれ記載させること。

- ② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ③ 「リハビリテーション機能強化」については、居宅サービス単位数表注4に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「認知症ケア加算」については、居宅サービス単位数表注5に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第二号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。
- ⑥ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百四十二条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑧ 「緊急受入体制」については、（別紙9）「緊急受入体制及び夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。
- ⑨ 「栄養管理の評価」については、「栄養士」又は「管理栄養士」と記載させる場合は、二十七号告示第四号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、（別紙・）「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- ⑩ 「特別療養費項目」については、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第二百七十四号。以下「特別療養費に係る施設基準等」という。）第五号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第六号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）」と記載させること。

なお、介護老人保健施設である指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設（Ⅰ）」、「介護老人保健施設（Ⅱ）」又は「介護老人保健施設（Ⅲ）」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）」、「ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）」又は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）」と、それぞれ記載させること。

- ② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ③ 「リハビリテーション機能強化」については、居宅サービス単位数表注4に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「認知症ケア加算」については、居宅サービス単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第二号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。
- ⑥ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百四十二条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑧ 「緊急受入体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑦を準用されたい。
- ⑨ 「特別療養費加算項目」については、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第二百七十四号。以下「特別療養費に係る施設基準等」という。）第五号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第六号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑪ 「リハビリテーション提供体制」については、特別療養費に係る施設基準等第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第九号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑫ 「療養体制維持特別加算」については、居宅サービス単位数表注 11 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑬ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、②、④及び⑤並びに⑦から⑫までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

11 短期入所療養介護（病院療養型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表 9 ロ（1）に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ（2）に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表 9 ロ（3）に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロエに該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」又は「病院経過型」と、ユニット部分に

⑩ 「リハビリテーション提供体制」については、特別療養費に係る施設基準等第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第九号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑪ 「療養体制維持特別加算」については、居宅サービス単位数表注 15 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑫ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ⑨を準用されたい。

⑬ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9 ⑩を準用されたい。

⑭ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6 ⑧を準用されたい。

⑮ 「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12-7）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

⑯ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、②、④及び⑤並びに⑦から⑮までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

11 短期入所療養介護（病院療養型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表 9 ロ（1）に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ（2）に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表 9 ロ（3）に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロエに該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」又は「病院経過型」と、ユニット部分に

については「ユニット型病院療養型」又は「ユニット型病院経過型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出を要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、二十六号告示第八号ニ（１）から（３）まで又は同号ホ（１）及び（２）のいずれか該当するものを記載させること。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。
- ⑤ 「療養環境基準」については、二十六号告示第十二号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。
- ⑥ 「医師の配置基準」については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十九条の規定が適用されている場合は「医療法施行規則第四十九条適用」と、適用されていない場合は「基準」と、それぞれ記載させること。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第二号ロ（１）に該当する場合は「基準型」と、同号ロ（３）（二）に該当する場合は「加算型Ⅰ」と、同号ロ（３）（二）に該当する場合は「加算型Ⅱ」と、同号ロ（３）（三）に該当する場合は「加算型Ⅲ」と記載させ、前記のいずれにも該当しない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑧ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。
- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領により記載させること。

ア 医師の欠員については、医師の配置状況が指定居宅サービス基準の六割未満の場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分（病院療養型の場合は「Ⅲ」）を選択し、「その他該当する体制等」欄の「医師」を選択する。ただし、以下に規定する地域に所在する事業所であって医師の確保に関する計画を都道府県

については「ユニット型病院療養型」又は「ユニット型病院経過型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出を要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、二十六号告示第十二号ニ（１）から（３）まで又は同号ホ（１）及び（２）のいずれか該当するものを記載させること。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。
- ⑤ 「療養環境基準」については、二十六号告示第十六号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。
- ⑥ 「医師の配置基準」については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十九条の規定が適用されている場合は「医療法施行規則第四十九条適用」と、適用されていない場合は「基準」と、それぞれ記載させること。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第二号ロ（１）に該当する場合は「基準型」と、同号ロ（３）（二）に該当する場合は「加算型Ⅰ」と、同号ロ（３）（二）に該当する場合は「加算型Ⅱ」と、同号ロ（３）（三）に該当する場合は「加算型Ⅲ」と記載させ、同号ロ（３）（四）に該当する場合は「加算型Ⅳ」と記載させ、前記のいずれにも該当しない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑧ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。
- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領により記載させること。

ア 医師の欠員については、医師の配置状況が指定居宅サービス基準の六割未満の場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分（病院療養型の場合は「Ⅲ」）を選択し、「その他該当する体制等」欄の「医師」を選択する。ただし、以下に規定する地域に所在する事業所であって医師の確保に関する計画を都道府県

知事に届け出た場合は、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「医師」のみ選択する。なお、医師に欠員がある場合であって、かつ、以下に規定する地域に事業所が所在する場合であっても、看護職員又は介護職員に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分を選択し、「医師」及び欠員該当職種を選択する。

～厚生労働大臣が定める地域～

人口五万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

イ 看護職員及び介護職員の欠員（看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合が二割未満の場合を含む。）については、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」の該当職種を選択する。

⑩ 「特定診療費項目」については、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等（平成十二年厚生省告示第三十一号。以下「特定診療費に係る施設基準等」という。）第五号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第六号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑪ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第七号イに該当する場合は「理学療法Ⅰ」を、同号ロに該当する場合は「作業療法」を、同号ハに該当する場合は「理学療法Ⅱ」を、第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第十号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っ

知事に届け出た場合は、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「医師」のみ選択する。なお、医師に欠員がある場合であって、かつ、以下に規定する地域に事業所が所在する場合であっても、看護職員又は介護職員に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分を選択し、「医師」及び欠員該当職種を選択する。

～厚生労働大臣が定める地域～

人口五万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

イ 看護職員及び介護職員の欠員（看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合が二割未満の場合を含む。）については、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」の該当職種を選択する。

⑩ 「特定診療費項目」については、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等（平成十二年厚生省告示第三十一号。以下「特定診療費に係る施設基準等」という。）第五号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第六号に該当する場合は「薬剤管理指導」と、第九号に該当する場合は「集団コミュニケーション療法」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑪ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第七号イに該当する場合は「理学療法Ⅰ」を、同号ロに該当する場合は「作業療法」を、第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第十号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること

ている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑫ 「緊急受入体制」については、（別紙9）「緊急受入体制及び夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。

⑬ 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設）と同様であるので、10⑨を準用されたい。

⑭ 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、③から⑦まで、⑨（介護支援専門員に係る届出を除く。）、及び⑩から⑬までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

12 短期入所療養介護（診療所療養型）

① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「診療所療養型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所療養型」と記載させること。

なお、療養病床を有する診療所である指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所療養型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所療養型」と、それぞれ記載させること。

② 「人員配置区分」については、二十六号告示第八号ト庄又は面のいずれか該当するものを記載させること。

③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。

④ 「設備基準」については、二十六号告示第十三号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑫ 「緊急受入体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑦を準用されたい。

⑬ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。

⑭ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。

⑮ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。

⑯ 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、③から⑦まで、⑨（介護支援専門員に係る届出を除く。）、及び⑩から⑮までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

12 短期入所療養介護（診療所型）

① 「施設等の区分」については、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

なお、診療所である指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所型」と、それぞれ記載させること。

② 「人員配置区分」については、二十六号告示第八号ト庄又は面のいずれか該当するものを記載させること。

③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。

④ 「設備基準」については、二十六号告示第十三号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ⑥ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。
- ⑧ 「緊急受入体制」については、（別紙9）「緊急受入体制及び夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。
- ⑨ 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設）と同様であるので、10⑨を準用されたい。

- ⑩ 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑥から⑨までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

13 短期入所療養介護（認知症疾患型）

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって居宅サービス単位数表9ニ（2）に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については居宅サービス単位数表9ニ（2）に該当する場合は「認知症経過型」と、それ以外は「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユ

- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ⑥ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。
- ⑧ 「緊急受入体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑦を準用されたい。

- ⑨ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。

- ⑩ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。

- ⑪ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。

- ⑫ 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑥から⑪までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

13 短期入所療養介護（認知症疾患型）

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって居宅サービス単位数表9ニ（2）に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については居宅サービス単位数表9ニ（2）に該当する場合は「認知症経過型」と、それ以外は「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユ

ニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出を要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、二十六号告示第八号ヌ（１）から（５）までのいずれか該当するものを記載させること。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。
- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。
- ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第十号に該当する場合は「精神科作業療法」と記載させること。また、これ以外に、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。
- ⑧ 「緊急受入体制」については、（別紙９）「緊急受入体制及び夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。
- ⑨ 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設）と同様であるので、10⑨を準用されたい。

- ⑩ 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③、④及び⑥から⑨までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

14 短期入所療養介護（基準適合診療所型）

- ① 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。
- ② 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設）と同様であるので、10⑨を準用されたい。

15 特定施設入居者生活介護

ニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出を要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、二十六号告示第八号ヌ（１）から（５）までのいずれか該当するものを記載させること。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。
- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。
- ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第十号に該当する場合は「精神科作業療法」と記載させること。また、これ以外に、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。
- ⑧ 「緊急受入体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑦を準用されたい。

- ⑨ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。

- ⑩ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑩を準用されたい。

- ⑪ 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③、④及び⑥から⑩までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

14 特定施設入居者生活介護

① 「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、高齢者専用賃貸住宅の場合は「高齢者専用賃貸住宅」と記載させること。 ② 「人員配置区分」については、指定居宅サービス基準第百九十二条の二に規定する事業所の場合は「外部サービス利用型」と、それ以外の事業所の場合は「一般型」と記載させること。 ③ 「個別機能訓練体制」については、居宅サービス単位数表注2に該当する場合に「あり」と記載させること。 ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百七十五条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。 ⑤ 「夜間看護体制」については、<u>(別紙9)「緊急受入体制及び夜間看護体制に係る届出書」</u>を添付させること。 16 居宅介護支援 ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。 ② 「特定事業所加算」については、<u>二十五号告示第十九号に該当する事業所の場合に「あり」と記載させること。</u>なお、(別紙10—2)「特定事業所加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」を添付させること。 17 介護老人福祉施設 ① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、二十六号告示第二十八号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、二	① 「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、高齢者専用賃貸住宅の場合は「高齢者専用賃貸住宅」と、<u>各々について「介護専用型」と「混合型」とを区別して記載させること。</u> ② 「人員配置区分」については、指定居宅サービス基準第百九十二条の二に規定する事業所の場合は「外部サービス利用型」と、それ以外の事業所の場合は「一般型」と記載させること。 ③ 「個別機能訓練体制」については、居宅サービス単位数表注2に該当する場合に「あり」と記載させること。 ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百七十五条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。 ⑤ 「夜間看護体制」については、<u>(別紙9)「夜間看護体制に係る届出書」</u>を添付させること。 15 居宅介護支援 ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。 ② 「特定事業所加算」については、<u>二十五号告示第三十七号のイに該当する場合は、「加算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は、「加算型Ⅱ」と記載させること。</u>なお、(別紙10—2)「特定事業所加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」を添付させること。 ③ 「<u>中山間地域等における小規模事業所加算</u>」における「<u>地域に関する状況</u>」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。 <u>また、「規模に関する状況」については、二十六号告示第五十八号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</u> 16 介護老人福祉施設 ① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、二十六号告示第二十八号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、二
---	---

十六号告示第二十八号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

なお、指定介護老人福祉施設基準第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、入所定員の区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護福祉施設」又は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

- ② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ③ 「重度化対応体制」については、二十六号告示第三十一号に該当する場合に「対応可」と記載させること。なお、（別紙9—2）「重度化対応体制に係る届出書」を添付させること。
- ④ 「準ユニットケア体制」については、二十六号告示第三十二号に該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑤ 「個別機能訓練体制」については、施設サービス単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注9に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第五号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑨ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注10に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑩ 「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十一号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。
- ⑪ 「栄養管理の評価」については、「栄養士」、「管理栄養士」又は「栄養ケア・マネジメント体制」と記載させる場合は、二十七号告示第十一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、（別紙11）「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- ⑫ 「身体拘束廃止取組の有無」については、二十五号告示第二十号に

十六号告示第二十八号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

なお、指定介護老人福祉施設基準第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、入所定員の区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護福祉施設」又は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

- ② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ③ 「準ユニットケア体制」については、二十六号告示第四十二号に該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ④ 「個別機能訓練体制」については、施設サービス単位数表注9に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注11に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注12に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第五号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑧ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注13に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十一号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。
- ⑩ 「栄養マネジメント体制」については、二十七号告示第十一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、（別紙11）「栄養マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- ⑪ 「身体拘束廃止取組の有無」については、三十八号告示第二十号に

該当する場合に「あり」と記載させること。

⑬ 「看取り介護体制」については、施設サービス単位数表ヌに該当する場合に「あり」と記載させること。

⑭ 「在宅・入所相互利用体制」については、施設サービス単位数表ヲに該当する場合に「対応可」と記載させること。

⑮ 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届出させることとし、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

18 介護老人保健施設

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設であつて「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設でないもののうち、施設サービス単位数表２イ（１）に該当する場合は「介護保健施設（Ⅰ）」と、同項イ（２）に該当する場合は「介護保健施設（Ⅱ）」と、同項イ（３）に該当する場合は「介護保健施設（Ⅲ）」とそれぞれ

該当する場合に「あり」と記載させること。

⑫ 「看取り介護体制」については、施設サービス単位数表ヌに該当する場合に「あり」と記載させること。

⑬ 「在宅・入所相互利用体制」については、施設サービス単位数表ヲに該当する場合に「対応可」と記載させること。

⑭ 「日常生活継続支援加算」については、二十六号告示第三十二号に該当する場合に、「あり」と記載させること。

⑮ 「看護体制加算」については、（別紙９－３）「看護体制加算に係る届出書」を添付させること。

⑯ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑧を準用されたい。

⑰ 「若年性認知症入所者受入加算」については、二十六号告示第二十七号に該当する場合に、「あり」と記載させること。

⑱ 「認知症専門ケア加算」については、二十六号告示第二十四号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。

⑲ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。

⑳ 「看取り介護体制」については、（別紙９－４）「看取り看護体制に係る届出書」を添付させること。

㉑ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑪を準用されたい。

㉒ 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届出させることとし、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

17 介護老人保健施設

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設であつて「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設でないもののうち、施設サービス単位数表２イ（１）に該当する場合は「介護保健施設（Ⅰ）」と、同項イ（２）に該当する場合は「介護保健施設（Ⅱ）」と、同項イ（３）に該当する場合は「介護保健施設（Ⅲ）」とそれぞれ

記載させること。また、ユニット型介護老人保健施設のうち、施設サービス単位数表2ロ(1)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(Ⅰ)」と、同項ロ(2)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(Ⅱ)」と、同項ロ(3)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(Ⅲ)」とそれぞれ記載させること。

なお、介護老人保健施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護保健施設(Ⅰ)」、「介護保健施設(Ⅱ)」又は「介護保健施設(Ⅲ)」と、ユニット部分については「ユニット型介護保健施設(Ⅰ)」、「ユニット型介護保健施設(Ⅱ)」又は「ユニット型介護保健施設(Ⅲ)」と、それぞれ記載させること。

- ② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ③ 「認知症ケア加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10④を準用されたい。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑤を準用されたい。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑥ 「栄養管理の評価」については、「栄養士」、「管理栄養士」又は「栄養ケア・マネジメント体制」と記載させる場合は、二十七号告示第十二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、（別紙11）「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- ⑦ 「身体拘束廃止取組の有無」については、二十五号告示第二十一号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「特別療養費項目」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑩を準用されたい。
- ⑨ 「リハビリテーション提供体制」については、特別療養費に係る施設基準等第七号に該当する場合は「リハビリテーション指導管理」を、第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第九号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たって

記載させること。また、ユニット型介護老人保健施設のうち、施設サービス単位数表2ロ(1)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(Ⅰ)」と、同項ロ(2)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(Ⅱ)」と、同項ロ(3)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(Ⅲ)」とそれぞれ記載させること。

なお、介護老人保健施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護保健施設(Ⅰ)」、「介護保健施設(Ⅱ)」又は「介護保健施設(Ⅲ)」と、ユニット部分については「ユニット型介護保健施設(Ⅰ)」、「ユニット型介護保健施設(Ⅱ)」又は「ユニット型介護保健施設(Ⅲ)」と、それぞれ記載させること。

- ② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ③ 「認知症ケア加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10④を準用されたい。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑤を準用されたい。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑥ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16⑩を準用すること。
- ⑦ 「身体拘束廃止取組の有無」については、二十五号告示第二十一号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「特別療養費加算項目」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑨を準用されたい。
- ⑨ 「リハビリテーション提供体制」については、特別療養費に係る施設基準等第七号に該当する場合は「リハビリテーション指導管理」を、第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第九号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たって

は、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑩ 「療養体制維持特別加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑫を準用されたい。

19 介護療養型医療施設（病院療養型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であって指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもののうち、施設サービス単位数表3イ（1）に該当する場合は「病院療養型」と、同項イ（2）に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設であるもののうち施設サービス単位数表3イ（3）に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と、同項イ（4）に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

なお、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」又は「病院経過型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」

は、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑩ 「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16⑰を準用すること。

⑪ 「療養食加算」短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。

⑫ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑨を準用されたい。

⑬ 「ターミナルケア体制」については、厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生省告示第二十三号。以下「二十三号告示」という。）第四十三号に該当する場合は、「あり」と記載させること。

⑭ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16⑱を準用すること。

⑮ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。

⑯ 「療養体制維持特別加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑪を準用されたい。

18 介護療養型医療施設（病院療養型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であって指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもののうち、施設サービス単位数表3イ（1）に該当する場合は「病院療養型」と、同項イ（2）に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設であるもののうち施設サービス単位数表3イ（3）に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と、同項イ（4）に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

なお、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」又は「病院経過型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」

又は「ユニット型病院経過型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出を要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11③を準用されたいこと。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。
- ⑥ 「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑥を準用されたい。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑦を準用されたい。
- ⑧ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。
- ⑨ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑩ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。
- ⑪ 「栄養管理の評価」については、「栄養士」、「管理栄養士」又は「栄養ケア・マネジメント体制」と記載させる場合は、二十七号告示第十三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、（別紙11）「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

又は「ユニット型病院経過型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出を要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11③を準用されたい。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。
- ⑥ 「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑥を準用されたい。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑦を準用されたい。
- ⑧ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。
- ⑨ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑩ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。
- ⑪ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16⑩を準用すること。
- ⑫ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。
- ⑬ 「若年性認知症患者受入加算」については、二十五号告示第四十四号に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑫ 「身体拘束廃止取組の有無」については、二十五号告示第二十三号に該当する場合に「あり」と記載させること。

20 介護療養型医療施設（診療所型）

① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

なお、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所型」と、それぞれ記載させること。

② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12②を準用されたい。

③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。

④ 「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。

⑥ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。

⑦ 「栄養管理の評価」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑪を準用されたい。

⑭ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16⑬を準用すること。

⑮ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、特定診療費に係る施設基準等第十号に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑯ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。

⑰ 「身体拘束廃止取組の有無」については、二十五号告示第二十三号に該当する場合に「あり」と記載させること。

19 介護療養型医療施設（診療所型）

① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

なお、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所型」と、それぞれ記載させること。

② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12②を準用されたい。

③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。

④ 「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。

⑥ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。

⑦ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16⑩を準用すること。

⑧ 「療養食体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、

⑧ 「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑫を準用されたい。

21 介護療養型医療施設（認知症疾患型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービス単位数表3ハ（2）に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については施設サービス単位数表3ハ（2）に該当する場合は「認知症経過型」と、それ以外は「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

9⑩を準用されたい。

⑨ 「若年性認知症患者受入加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、18⑬を準用されたい。

⑩ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16⑱を準用すること。

⑪ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、18⑮を準用されたい。

⑫ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。

⑬ 「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、18⑰を準用されたい。

20 介護療養型医療施設（認知症疾患型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービス単位数表3ハ（2）に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については施設サービス単位数表3ハ（2）に該当する場合は「認知症経過型」と、それ以外は「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13③を準用されたい。 ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。 ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑧を準用されたい。 ⑥ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13⑦を準用されたい。 ⑦ <u>「栄養管理の評価」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑪を準用されたい。</u> ⑧ 「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型施設（病院療養型）と同様であるので、19⑫を準用されたい。 22 介護予防訪問介護 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。 23 介護予防訪問入浴介護 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。	③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13③を準用されたい。 ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。 ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑧を準用されたい。 ⑥ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13⑦を準用されたい。 ⑦ <u>「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16⑩を準用すること。</u> ⑧ <u>「療養食体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。</u> ⑨ <u>「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、18⑮を準用されたい。</u> ⑩ <u>「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。</u> ⑪ 「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型施設（病院療養型）と同様であるので、18⑰を準用されたい。 21 介護予防訪問介護 ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。 ② <u>「3級ヘルパー体制」については、訪問介護と同様であるので、2④を準用されたい。</u> ③ <u>「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。</u> <u>また、「規模に関する状況」については、二十六号告示第五十九号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</u> 22 介護予防訪問入浴介護 ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。 ② <u>「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。</u>
---	--

24 介護予防訪問看護

- ① 「施設等の区分」については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第六十三条第一項第一号に規定する事業所の場合は「訪問介護ステーション」を、第二号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。
- ③ 「緊急時介護予防訪問看護加算」及び「特別管理体制」については、（別紙8）「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。

- ④ 一体的に運営されている「訪問看護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

25 介護予防訪問リハビリテーション

「施設等の区分」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5を準用されたい。

26 介護予防通所介護

- ① 「運動機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ② 「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数

また、「規模に関する状況」については、二十六号告示第六十号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

- ③ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問入浴介護と同様であるので、3③を準用されたい。

23 介護予防訪問看護

- ① 「施設等の区分」については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第六十三条第一項第一号に規定する事業所の場合は「訪問介護ステーション」を、第二号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。
- ③ 「緊急時介護予防訪問看護加算」及び「特別管理体制」については、（別紙8）「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。

- ④ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、二十六号告示第六十一号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

- ⑤ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問看護と同様であるので、4⑤を準用されたい。

- ⑥ 一体的に運営されている「訪問看護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

24 介護予防訪問リハビリテーション

- ① 「施設等の区分」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5を準用されたい。
- ② 「サービス提供体制強化加算」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5②を準用されたい。

25 介護予防通所介護

- ① 「運動機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ② 「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数

表二に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ③ 「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ホに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「事業所評価加算〔申出〕の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表へに規定する加算について、介護予防通所介護事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」に記載させること。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防サービス基準第九十七条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所介護の単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

- ⑥ 一体的に運営されている「通所介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

27 介護予防通所リハビリテーション

- ① 「運動機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ロに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ② 「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ③ 「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「事業所評価加算〔申出〕の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ホに規定する加算について、介護予防通所リハビリテーション事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」に記載させること。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防サービス基準第百十七条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごと一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

表二に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ③ 「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ホに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「事業所評価加算〔申出〕の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表へに規定する加算について、介護予防通所介護事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」に記載させること。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防サービス基準第九十七条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所介護の単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

- ⑥ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。

- ⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、6⑨を準用されたい。

- ⑧ 一体的に運営されている「通所介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

26 介護予防通所リハビリテーション

- ① 「運動機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ロに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ② 「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ③ 「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「事業所評価加算〔申出〕の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ホに規定する加算について、介護予防通所リハビリテーション事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」に記載させること。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防サービス基準第百十七条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごと一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

⑥ 一体的に運営がされている「通所リハビリテーション」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

28 介護予防福祉用具貸与

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。

29 介護予防短期入所生活介護

① 「施設等の区分」については、指定介護予防短期入所生活介護事業所であって指定介護予防サービス基準第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所のうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

なお、指定介護予防サービス基準第百六十七条第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合にあつては、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所であるかどうかの区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「単独型」又は「併設型・空床型」と、ユニット部分については「単独型ユニット型」又は「併設型・空床型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。

⑥ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。

⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、通所リハビリテーションと同様であるので、7⑨を準用されたい。

⑧ 一体的に運営がされている「通所リハビリテーション」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

27 介護予防福祉用具貸与

① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。

② 「中山間地域等における小規模事業所加算」については、における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、二十六号告示第七十四号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

28 介護予防短期入所生活介護

① 「施設等の区分」については、指定介護予防短期入所生活介護事業所であって指定介護予防サービス基準第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所のうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

なお、指定介護予防サービス基準第百六十七条第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合にあつては、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所であるかどうかの区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「単独型」又は「併設型・空床型」と、ユニット部分については「単独型ユニット型」又は「併設型・空床型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。

- ③ 「機能訓練指導体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表注３に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第八号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十六号ロからホまでのいずれか該当するものを記載させること。なお、指定介護予防サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員数が指定介護予防サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。
- ⑦ 「栄養管理の評価」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑧を準用されたい。

⑧ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④まで、⑥及び⑦については内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑨ 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活事業所の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

- ③ 「機能訓練指導体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表注３に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第八号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十六号ロからホまでのいずれか該当するものを記載させること。なお、指定介護予防サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員数が指定介護予防サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。

⑦ 「療養食体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。

⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧準用されたい。

⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑪を準用されたい。

⑩ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④まで及び⑥から⑨については内容が重複するので、届出は不要とすること。

また、介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。

なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば足りるものである。

⑪ 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活事業所の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

⑩ 一体的に運営がされている「短期入所生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

30 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第一号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表9イ（１）（一）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅰ）」と、同項イ（１）（二）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅱ）」と、同項イ（１）（三）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅲ）」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表9イ（２）（一）に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）」と、同項イ（２）（二）に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）」と、同項イ（２）（三）に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）」と記載させること。

なお、介護老人保健施設である指定介護予防サービス基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設（Ⅰ）」、「介護老人保健施設（Ⅱ）」又は「介護老人保健施設（Ⅲ）」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）」、「ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）」又は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）」と、それぞれ記載させること。

② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。

③ 「リハビリテーション機能強化」については、介護予防サービス介護給付費単位数表注3に該当する場合に「あり」と記載させること。

④ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第九号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。

⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。

⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百四十五条に規定する員数を配置していない場合に記載させるこ

⑫ 一体的に運営がされている「短期入所生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

29 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第一号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表9イ（１）（一）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅰ）」と、同項イ（１）（二）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅱ）」と、同項イ（１）（三）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅲ）」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表9イ（２）（一）に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）」と、同項イ（２）（二）に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）」と、同項イ（２）（三）に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）」と記載させること。

なお、介護老人保健施設である指定介護予防サービス基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設（Ⅰ）」、「介護老人保健施設（Ⅱ）」又は「介護老人保健施設（Ⅲ）」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）」、「ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）」又は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）」と、それぞれ記載させること。

② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。

③ 「リハビリテーション機能強化」については、介護予防サービス介護給付費単位数表注4に該当する場合に「あり」と記載させること。

④ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第九号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。

⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。

⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百四十五条に規定する員数を配置していない場合に記載させるこ

と。

⑦ 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑨を準用されたい。

⑧ 「特別療養費項目」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑩を準用されたい。

⑨ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑪を準用されたい。

⑩ 「療養体制維持特別加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑫を準用されたい。

⑪ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、②、④及び⑤並びに⑦から⑩までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑫ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（介護老人保健施設型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

31 介護予防短期入所療養介護（病院療養型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第二号又は第三号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ（1）に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ（2）に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるもののうち、指定介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ（3）に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ（4）に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と

と。

⑦ 「特別療養費加算項目」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑨を準用されたい。

⑧ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑩を準用されたい。

⑨ 「療養体制維持特別加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑪を準用されたい。

⑩ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑨を準用されたい。

⑪ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。

⑫ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。

⑬ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。

⑭ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、②、④及び⑤並びに⑦から⑬までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑮ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（介護老人保健施設型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

30 介護予防短期入所療養介護（病院療養型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第二号又は第三号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ（1）に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ（2）に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるもののうち、指定介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ（3）に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ（4）に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と

と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定介護予防サービス基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」又は「病院経過型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」又は「ユニット型病院経過型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11③を準用されたい。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。
- ⑥ 「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑥を準用されたい。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑦を準用されたい。
- ⑧ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。
- ⑩ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑪ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。
- ⑫ 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑬を準用されたい。

と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定介護予防サービス基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」又は「病院経過型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」又は「ユニット型病院経過型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11③を準用されたい。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。
- ⑥ 「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑥を準用されたい。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑦を準用されたい。
- ⑧ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。
- ⑩ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑪ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。

- ⑫ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。

⑬ 「介護療養型医療施設」の「病院療養型」に係る届出をした場合は、③から⑦、⑨（介護支援専門員に係る届出を除く。）、及び⑩から⑬については内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑭ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（病院療養型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

32 介護予防短期入所療養介護（診療所療養型）

① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第四号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもの場合は「診療所療養型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所療養型」と記載させること。

なお、療養病床を有する診療所である指定介護予防サービス基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所療養型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所療養型」と、それぞれ記載させること。

② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12②を準用されたい。

③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。

④ 「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。

⑥ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。

⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。

⑬ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。

⑭ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。

⑮ 「介護療養型医療施設」の「病院療養型」に係る届出をした場合は、③から⑦、⑨（介護支援専門員に係る届出を除く。）、及び⑩から⑭については内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑯ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（病院療養型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

31 介護予防短期入所療養介護（診療所型）

① 「施設等の区分」については、診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第四号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

なお、診療所である指定介護予防サービス基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所型」と、それぞれ記載させること。

② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12②を準用されたい。

③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。

④ 「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。

⑥ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。

⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。

⑧ 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12⑨を準用されたい。

⑨ 「介護療養型医療施設」の「診療所療養型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑥から⑧までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑩ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（診療所療養型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

33 介護予防短期入所療養介護（認知症疾患型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって介護予防サービス介護給付費単位数表9ニ（2）に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護予防サービス基準第二百五条第五項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防サービス基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については介護予防サービス介護給付費単位数表9ニ（2）に該当する場合は「認知症経過型」と、それ以外は「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等

⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。

⑨ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。

⑩ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。

⑪ 「介護療養型医療施設」の「診療所療養型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑥から⑩については内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑫ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（診療所療養型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

32 介護予防短期入所療養介護（認知症疾患型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって介護予防サービス介護給付費単位数表9ニ（2）に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護予防サービス基準第二百五条第五項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防サービス基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については介護予防サービス介護給付費単位数表9ニ（2）に該当する場合は「認知症経過型」と、それ以外は「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等

について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出を要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13③を準用されたい。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。
- ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13⑦を準用されたい。
- ⑧ 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13⑨を準用されたい。

⑨ 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③、④及び⑥から⑧までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑩ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（認知症疾患型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

34 介護予防短期入所療養介護（基準適合診療所型）

- ① 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ② 「栄養管理の評価」については、短期入所療養介護（基準適合診療所型）と同様であるので、14②を準用されたい。
- ③ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（基準適合診療所型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

35 介護予防特定施設入居者生活介護

- ① 「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人

について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出を要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13③を準用されたい。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。
- ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13⑦を準用されたい。

⑧ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。

⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。

⑩ 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③、④及び⑥から⑨までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑪ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（認知症疾患型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

33 介護予防特定施設入居者生活介護

- ① 「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人

ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、高齢者専用賃貸住宅の場合は「高齢者専用賃貸住宅」と記載させること。

- ② 「人員配置区分」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、15②を準用されたい。
- ③ 「個別機能訓練体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、15③を準用されたい。
- ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、15④を準用されたい。
- ⑤ 一体的に運営がされている「特定施設入居者生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容が重複する別紙等の添付は不要とすること。

36 夜間対応型訪問介護

「施設等の区分」については、二十六号告示第十七号イに該当する場合は「Ⅰ型」と、同号ロに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。

37 認知症対応型通所介護

- ① 「施設等の区分」については、二十六号告示第十八号イに該当する場合は「単独型」、同号ロに該当する場合は「併設型」と、同号ハに該当する場合は「グループホーム等活用型」と記載させること。
- ② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、6③を準用されたい。
- ③ 「個別機能訓練体制」については、事業所が同一の日の異なる時間帯に二以上の単位（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第四十二条に規定する指定認知症対応型通所介護の単位をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、配置の状況を指定認知症対応型通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、二つの

ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、高齢者専用賃貸住宅の場合は「高齢者専用賃貸住宅」と記載させること。

- ② 「人員配置区分」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14②を準用されたい。
- ③ 「個別機能訓練体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14③を準用されたい。
- ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14④を準用されたい。
- ⑤ 一体的に運営がされている「特定施設入居者生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容が重複する別紙等の添付は不要とすること。

34 夜間対応型訪問介護

① 「施設等の区分」については、二十六号告示第十七号イに該当する場合は「Ⅰ型」と、同号ロに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。

② 「3級ヘルパー体制」については、訪問介護と同様であるので、2④を準用されたい。

③ 「24時間通報対応加算」については、二十五号告示第二十号に該当する場合に、「あり」と記載させること。

④ 「サービス提供体制強化加算」については、（別紙12-8）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

35 認知症対応型通所介護

① 「施設等の区分」については、二十六号告示第十八号イに該当する場合は「単独型」、同号ロに該当する場合は「併設型」と、同号ハに該当する場合は「グループホーム等活用型」と記載させること。

② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、6②を準用されたい。

③ 「個別機能訓練体制」については、事業所が同一の日の異なる時間帯に二以上の単位（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第四十二条に規定する指定認知症対応型通所介護の単位をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、配置の状況を指定認知症対応型通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、二つの

指定認知症対応型通所介護の単位を実施している事業所であって、一方の指定認知症対応型通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定認知症対応型通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「あり」と記載させること。

- ④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6⑤を準用されたい。
- ⑤ 「栄養マネジメント」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注6に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「口腔機能向上体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型サービス基準第四十二条、グループホーム等活用型においては、第四十五条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位数ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

38 小規模多機能型居宅介護

「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第六十三条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

39 認知症対応型共同生活介護

- ① 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第三号を満たしている場合には「基準型」を、基準を満たしていない場合には「減算型」と記載させること。
- ② 「医療連携体制」については、二十六号告示第二十号に該当する場合は「対応可」と記載させること。

指定認知症対応型通所介護の単位を実施している事業所であって、一方の指定認知症対応型通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定認知症対応型通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「加算Ⅰ」と記載させること。

- ④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6④を準用されたい。
- ⑤ 「栄養改善体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「口腔機能向上体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型サービス基準第四十二条、グループホーム等活用型においては、第四十五条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位数ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

- ⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、（別紙12-9）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

36 小規模多機能型居宅介護

- ① 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第六十三条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
- ② 「看護職員配置加算」については、二十六号告示第二十四号に該当する場合には、「あり」と記載させること。
- ③ 「サービス提供体制強化加算」については、（別紙12-10）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

37 認知症対応型共同生活介護

- ① 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第三号を満たしている場合には「基準型」を、基準を満たしていない場合には「減算型」と記載させること。
- ② 「医療連携体制」については、二十六号告示第二十号に該当する場合は「対応可」と記載させること。

- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第九十条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と記載させること。

40 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

- ① 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）については、二十六号告示第十九号ロに該当する場合に記載させること。
- ② 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、38①を準用されたい。
- ③ 「医療連携体制」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、38②を準用されたい。
- ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、38③を準用されたい。

- ⑤ 一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第九十条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と記載させること。

- ④ 「夜間ケア加算」については、二十六号告示第二十六号に該当する場合に、「あり」と記載させること。

- ⑤ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。

- ⑥ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16⑱を準用すること。

- ⑦ 「看取り介護加算」については、二十三号告示第二十六号に該当する場合に、「あり」と記載させること。

- ⑧ 「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12－11）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

38 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

- ① 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）については、二十六号告示第十九号ロに該当する場合に記載させること。

- ② 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、37①を準用されたい。

- ③ 「医療連携体制」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、37②を準用されたい。

- ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、37③を準用されたい。

- ④ 「夜間ケア加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、37④を準用されたい。

- ⑤ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。

- ⑥ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16⑱を準用すること。

- ⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、37⑧を準用されたい。

- ⑧ 一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

41 地域密着型特定施設入居者生活介護

- ① 「施設等の区分」については、指定地域密着型特定施設であって、指定地域密着型サービス基準第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設でないもののうち、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、高齢者専用賃貸住宅の場合は「高齢者専用賃貸住宅」と記載させること。また、サテライト型特定施設であるもののうち、有料老人ホームの場合は「サテライト型有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「サテライト型軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「サテライト型養護老人ホーム」と、高齢者専用賃貸住宅の場合は「サテライト型高齢者専用賃貸住宅」と記載させること。
- ② 「個別機能訓練体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注2に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第百十条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。
- ④ 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、38⑤を準用されたい。

42 地域密着型介護老人福祉施設

- ① 「施設等の区分」については、指定地域密着型介護老人福祉施設であって指定地域密着型サービス基準第百六十条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設でないもののうち、第百三十一条第一項第四号に規定するサテライト型居住施設に該当しない場合は「地域密着型介護福祉施設」と、サテライト型居住施設に該当する場合は「サテライト介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、サテライト型居住施設に該当しない場合は「ユニット型地域密着型介護福祉施設」と、サテライト型居住施設に該当する場合には「ユニット型サテライト型地域密着型介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、二十六号告示第二十二号ロ又はハに該当する場合には「経過的施設」と、それ以外の場合は「経過的施設以外」と記載させること。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。

39 地域密着型特定施設入居者生活介護

- ① 「施設等の区分」については、指定地域密着型特定施設であって、指定地域密着型サービス基準第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設でないもののうち、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、高齢者専用賃貸住宅の場合は「高齢者専用賃貸住宅」と記載させること。また、サテライト型特定施設であるもののうち、有料老人ホームの場合は「サテライト型有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「サテライト型軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「サテライト型養護老人ホーム」と、高齢者専用賃貸住宅の場合は「サテライト型高齢者専用賃貸住宅」と記載させること。
- ② 「個別機能訓練体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注2に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第百十条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。
- ④ 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14⑤を準用されたい。

40 地域密着型介護老人福祉施設

- ① 「施設等の区分」については、指定地域密着型介護老人福祉施設であって指定地域密着型サービス基準第百六十条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設でないもののうち、第百三十一条第一項第四号に規定するサテライト型居住施設に該当しない場合は「地域密着型介護福祉施設」と、サテライト型居住施設に該当する場合は「サテライト介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、サテライト型居住施設に該当しない場合は「ユニット型地域密着型介護福祉施設」と、サテライト型居住施設に該当する場合には「ユニット型サテライト型地域密着型介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、二十六号告示第二十二号ロ又はハに該当する場合には「経過的施設」と、それ以外の場合は「経過的施設以外」と記載させること。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。

- ④ 「重度化対応体制」については、二十六号告示第二十五号に該当する場合に「対応可」と記載させること。なお、（別紙9—2）「重度化対応体制に係る届出書」を添付させること。
- ⑤ 「準ユニットケア加算」については、二十六号告示第二十六号に該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑥ 「個別機能訓練体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「常勤専従医師配置」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「精神科医師定期的療養指導」については、地域密着型サービス単位数表注9に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑨ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第四号イ、ロ又はハに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑩ 「障害者生活支援体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注10に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑪ 「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。
- ⑫ 「栄養管理の評価」については、「栄養士」又は「管理栄養士」と記載させる場合は、二十七号告示第十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、（別紙11）「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- ⑬ 「身体拘束廃止取組の有無」については、二十五号告示第十一号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑭ 「看取り介護体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注12に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑮ 「在宅・入所相互利用体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表カに該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑯ 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合にあっては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届出させることとし、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。
- ⑰ 「小規模拠点集集体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表ヨに該当する場合に「あり」と記載させること。

- ④ 「準ユニットケア加算」については、二十六号告示第二十六号に該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑤ 「個別機能訓練体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注9に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「常勤専従医師配置」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注11に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「精神科医師定期的療養指導」については、地域密着型サービス単位数表注12に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第四号イ、ロ又はハに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑨ 「障害者生活支援体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注13に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑩ 「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。
- ⑪ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16⑩を準用すること。
- ⑫ 「身体拘束廃止取組の有無」については、二十五号告示第十一号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑬ 「看取り介護体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16⑩を準用すること。
- ⑭ 「在宅・入所相互利用体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表カに該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑮ 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合にあっては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届出させることとし、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。
- ⑯ 「小規模拠点集集体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表ヨに該当する場合に「あり」と記載させること。

43 介護予防認知症対応型通所介護

- ① 「施設等の区分」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、36①を準用されたい。
- ② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるため、6③を準用されたい。
- ③ 「個別機能訓練体制」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、36④を準用されたい。
- ④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6④を準用されたい。
- ⑤ 「栄養改善体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注6に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「口腔機能向上体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条、グループホーム活用型については、第八条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位数ごとの

⑰ 「日常生活継続支援加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16⑭を準用されたい。

⑱ 「看護体制加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑧を準用されたい。

⑲ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。

⑳ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑨を準用されたい。

㉑ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16⑱を準用すること。

㉒ 「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16㉑を準用すること。

㉓ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。

41 介護予防認知症対応型通所介護

- ① 「施設等の区分」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、35①を準用されたい。
- ② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるため、6③を準用されたい。
- ③ 「個別機能訓練体制」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、35④を準用されたい。
- ④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6④を準用されたい。
- ⑤ 「栄養改善体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「口腔機能向上体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条、グループホーム活用型については、第八条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位数ごとの

一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

- ⑧ 認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等が添付されている場合に、介護予防認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等の添付は不要とすること。

44 介護予防小規模多機能型居宅介護

- ① 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

- ② 一体的に運営がされている「小規模多機能居宅介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

45 介護予防認知症対応型共同生活介護

- ① 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、38①を準用されたい。
- ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と記載させること。

46 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

- ① 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）については、認

一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

- ⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。

- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型通所介護と同様であるので、35⑨を準用されたい。

- ⑩ 認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等が添付されている場合に、介護予防認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等の添付は不要とすること。

42 介護予防小規模多機能型居宅介護

- ① 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

- ② 「サービス提供体制強化加算」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるので、36③を準用されたい。

- ③ 一体的に運営がされている「小規模多機能居宅介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

43 介護予防認知症対応型共同生活介護

- ① 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、38①を準用されたい。

- ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と記載させること。

- ③ 「夜間ケア加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、37④を準用されたい。

- ④ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。

- ⑤ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16⑩を準用すること。

- ⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、37⑧を準用されたい。

44 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

- ① 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）については、認

知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるので、39①を準用されたい。 ② 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、<u>39②</u>を準用されたい。 ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、<u>39④</u>を準用されたい。 <u>④</u> 一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護（短期利用型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。	知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるので、39①を準用されたい。 ② 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、<u>38②</u>を準用されたい。 ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、<u>38③</u>を準用されたい。 <u>④ 「夜間ケア加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、37④を準用されたい。</u> <u>⑤ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。</u> <u>⑥ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、16⑱を準用すること。</u> <u>⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、37⑧を準用されたい。</u> <u>⑧</u> 一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護（短期利用型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。
--	---

(別紙 1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等					割 引
各サービス共通			地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他					ー
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助	特別地域加算	1 なし 2 あり					1 なし 2 あり
			3級ヘルパー体制	1 なし 2 あり					
			特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ					
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当					
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当					
12	訪問入浴介護		特別地域加算	1 なし 2 あり					1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当					
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当					
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり					
				1 なし 2 あり					
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所	特別地域加算	1 なし 2 あり					
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当					
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当					
			緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり					
			特別管理体制	1 対応不可 2 対応可					
			ターミナルケア体制	1 なし 2 あり					
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり					
14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設	サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり					
				1 なし 2 あり					
15	通所介護	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ） 5 療養通所介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員					1 なし 2 あり
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可					
			入浴介助体制	1 なし 2 あり					
			個別機能訓練体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり					
			栄養改善体制	1 なし 2 あり					
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり					
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ					
				1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士					
16	通所リハビリテーション	4 通常規模の事業所 5 大規模の事業所（Ⅰ） 6 大規模の事業所（Ⅱ）	時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可					
			入浴介助体制	1 なし 2 あり					
			認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり					
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり					
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり					
			栄養改善体制	1 なし 2 あり					
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					
				1 なし 2 あり					
				1 なし 2 あり					
17	福祉用具貸与		特別地域加算	1 なし 2 あり					
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当					
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当					
				1 非該当 2 該当					

21	短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
22	短期入所療養介護	1 介護老人保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ） 5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）		ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
23	短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	看護体制加算	1 なし 2 あり	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
33	特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム（介護専用型） 2 軽費老人ホーム（介護専用型） 3 養護老人ホーム（介護専用型） 4 高齢者専用賃貸住宅（介護専用型） 5 有料老人ホーム（混合型） 6 軽費老人ホーム（混合型） 7 養護老人ホーム（混合型） 8 高齢者専用賃貸住宅（混合型）	1 一般型 2 外部サービス利用型	若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	1 なし 2 あり
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	

43	居宅介護支援			特別地域加算	1 なし 2 あり	
				特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
51	介護老人福祉施設	1 介護福祉施設 2 小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型小規模介護福祉施設		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	1 なし 2 あり
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり	
				看護体制加算	1 なし 2 あり	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
				精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
				障害者生活支援体制	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				看取り介護体制	1 なし 2 あり	
				在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
52	介護老人保健施設	1 介護保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護保健施設（Ⅰ） 5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護保健施設（Ⅲ）		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				ターミナルケア体制	1 なし 2 あり	
				特別療養費加算項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養体制維持特別加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				リハビリテーション提供体制	1 リハビリテーション指導管理 2 言語聴覚療法 3 精神科作業療法 4 その他	

53	介護療養型医療施設	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I 型 3 II 型 4 III 型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅳ 5 減算型 6 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
		2 診療所型 7 ユニット型診療所型	1 I 型 2 II 型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
		3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型	5 I 型 6 II 型 7 III 型 8 IV 型 9 V 型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等				
各サービス共通				地域区分	1	2	3	4
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		特別地域加算	1	なし	2	あり
				3級ヘルパー体制	1	なし	2	あり
				特定事業所加算	1	なし	2	加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1	なし	2	あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当
				サービス提供体制強化加算	1	なし	2	あり
15	通所介護	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ）		職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員 3 介護職員
				時間延長サービス体制	1	対応不可	2	対応可
				入浴介助体制	1	なし	2	あり
				個別機能訓練体制	1	なし	2	加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり
				栄養改善体制	1	なし	2	あり
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり
				サービス提供体制強化加算	1	なし	2	加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 （別紙１）居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援

- 備考 １ 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- ２ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙６）を添付してください。
- ３ 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙７）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- ４ 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙５）を添付してください。
- ５ 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙８）を添付してください。
- ６ 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
- （例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養マネジメント体制」…管理栄養士の配置状況、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、
「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- ７ 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- ８ 「入浴介助体制」については、浴室の平面図を添付してください。
- ９ 「個別機能訓練体制」については、加算Ⅰ及び加算Ⅱのどちらも算定する事業所は、双方を選択してください。
- １０ 「栄養マネジメント体制」については、「栄養マネジメントに関する届出書」（別紙１１）を添付してください。
- １１ 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- １２ 「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」（別紙９）を添付してください。
- １３ 「緊急受入体制」「看護体制加算」については、「緊急受入体制及び看護体制加算に係る届出書」（別紙９－２）を添付してください。
- １４ 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙９－３）を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙９－４）を添付してください。
- １５ 「特定事業所加算」については、「特定事業所加算に係る届出書」（訪問介護事業所については別紙１０、居宅介護支援事業所については別紙１０－２）を添付してください。
- １６ 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙１２）～（別紙１２－１１）までのいずれかを添付してください。
- １７ 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- １８ 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
- （１）看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- （２） ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員（病院において従事するものを除く。）、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）
- イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の６０％を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞

厚生労働大臣が定める地域は、人口５万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- １ 離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ２ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第２条第１項に規定する辺地
- ３ 山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により指定された振興山村
- ４ 過疎地域活性化特別措置法（平成２年法律第１５号）第２条第１項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、（１）に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。
（（１）が優先する。）

ウ 介護支援専門員（病院において従事する者に限る。）の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。

- 注 １ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- ２ 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- ３ 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- ４ 短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。

備考 （別紙１）介護サービス・施設サービス・居宅介護支援 サテライト事業所

- 備考 １ この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙 1 - 2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）

[illegible]

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等					割 引
各サービス共通			地域区分	1 特別区	2 特甲地	3 甲地	4 乙地	5 その他	ー
61	介護予防訪問介護		特別地域加算	1 なし	2 あり				1 なし 2 あり
			3級ヘルパー体制	1 なし	2 あり				
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当	2 該当				
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当	2 該当				
62	介護予防訪問入浴介護		特別地域加算	1 なし	2 あり				1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当	2 該当				
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当	2 該当				
			サービス提供体制強化加算	1 なし	2 あり				
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所	特別地域加算	1 なし	2 あり				
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当	2 該当				
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当	2 該当				
			緊急時介護予防訪問看護加算	1 なし	2 あり				
64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設	特別管理体制	1 対応不可	2 対応可				
			サービス提供体制強化加算	1 なし	2 あり				
			サービス提供体制強化加算	1 なし	2 あり				
			サービス提供体制強化加算	1 なし	2 あり				
65	介護予防通所介護		職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員			1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり				
			運動器機能向上体制	1 なし	2 あり				
			栄養改善体制	1 なし	2 あり				
			口腔機能向上体制	1 なし	2 あり				
			事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし	2 あり				
			サービス提供体制強化加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ			

66	介護予防通所リハビリテーション			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				運動器機能向上体制	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
67	介護予防福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
24	介護予防短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算（空床型）	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
25	介護予防短期入所療養介護	1 介護老人保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ） 5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション機能強化	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				特別療養費加算項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
				療養体制維持特別加算	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				リハビリテーション提供体制	1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他	

26	介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I 型 3 II 型 4 III 型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅳ 5 減算型 6 加算型Ⅲ	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
		2 診療所型 7 ユニット型診療所型	1 I 型 2 II 型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I 型 6 II 型 7 III 型 8 IV 型 9 V 型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
35	介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
		2 軽費老人ホーム		個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
		3 養護老人ホーム				
		4 高齢者専用賃貸住宅				

(別紙１－２)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号													
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等										
各サービス共通				地域区分	1	特別区	2	特甲地	3	甲地	4	乙地	5	その他
61	介護予防訪問介護			特別地域加算	1	なし	2	あり						
				3級ヘルパー体制	1	なし	2	あり						
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当						
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当						
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1	なし	2	あり						
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当						
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当						
				サービス提供体制強化加算	1	なし	2	あり						
65	介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員				
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり						
				運動器機能向上体制	1	なし	2	あり						
				栄養改善体制	1	なし	2	あり						
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり						
				事業所評価加算（申出）の有無	1	なし	2	あり						
				サービス提供体制強化加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ				

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 （別紙１－２）介護予防サービス・介護予防支援

- 備考 １ 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- ２ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙６）を添付してください。
- ３ 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙７）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- ４ 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙５）を添付してください。
- ５ 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙８）を添付してください。
- ６ その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
- （例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、
「医師の配置」…医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- ７ 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- ８ 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙１２）～（別紙１２-１１）までのいずれかを添付してください。
- ９ 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- １０ 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
- （１）看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- （２） ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）
- イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の６０％を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。
- ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞

厚生労働大臣が定める地域は、人口５万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- １ 離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ２ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第２条第１項に規定する辺地
- ３ 山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により指定された振興山村
- ４ 過疎地域活性化特別措置法（平成２年法律第１５号）第２条第１項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、（１）に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。

（（１）が優先する。）

- 注 １ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、介護予防短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- ２ 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- ３ 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- ４ 介護予防短期入所療養介護にあつては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。
- ５ 一体的に運営がされている介護サービスに係る届出がされ、別紙等が添付添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考 （別紙１－２）介護予防サービス・介護予防支援 サテライト事業所

- 備考 １ この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙 1 - 3)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

事業所番号								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等						割引
各サービス共通				地域区分	1 特別区	2 特甲地	3 甲地	4 乙地	5 その他	ー
71	夜間対応型訪問介護	1 I型 2 II型		3級ヘルパー体制	1 なし	2 あり				1 なし 2 あり
				24時間通報対応加算	1 対応不可	2 対応可				
				サービス提供体制強化加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ			
72	認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員			1 なし 2 あり
				時間延長サービス体制	1 対応不可	2 対応可				
				入浴介助体制	1 なし	2 あり				
				個別機能訓練体制	1 なし	2 あり				
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり				
				栄養改善体制	1 なし	2 あり				
				口腔機能向上体制	1 なし	2 あり				
				サービス提供体制強化加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ			
73	小規模多機能型居宅介護			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員		1 なし 2 あり	
				看護職員配置加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ			
				サービス提供体制強化加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ	4 加算Ⅲ		
32	認知症対応型共同生活介護			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 介護従業者			1 なし 2 あり	
				夜間勤務条件基準	1 基準型	2 減算型				
				夜間ケア加算	1 なし	2 あり				
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり				
				看取り介護加算	1 なし	2 あり				
				医療連携体制	1 対応不可	2 対応可				
				認知症専門ケア加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ			
				サービス提供体制強化加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ	4 加算Ⅲ		
38	認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 介護従業者			1 なし 2 あり	
				夜間勤務条件基準	1 基準型	2 減算型				
				夜間ケア加算	1 なし	2 あり				
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり				
				医療連携体制	1 対応不可	2 対応可				
				認知症専門ケア加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ			
				サービス提供体制強化加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ	4 加算Ⅲ		
36	地域密着型特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム 4 高齢者専用賃貸住宅 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム 7 サテライト型養護老人ホーム 8 サテライト型高齢者専用賃貸住宅		職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員		1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし	2 あり				
				夜間看護体制	1 対応不可	2 対応可				

54	地域密着型介護老人福祉施設	1 地域密着型介護福祉施設 2 サテライト型介護福祉施設 3 ユニット型地域密着型介護福祉施設 4 ユニット型サテライト型地域密着型介護福祉施設	1 経過的施設以外 2 経過的施設	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり	
				看護体制加算	1 なし 2 あり	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
				精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
				障害者生活支援体制	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				看取り介護体制	1 なし 2 あり	
				在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
				小規模拠点集合理	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
74	介護予防認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				入浴介助体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
75	介護予防小規模多機能型居宅介護			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
37	介護予防認知症対応型共同生活介護			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	1 なし 2 あり
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
				夜間ケア加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	1 なし 2 あり
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
				夜間ケア加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	

(別紙 1 - 3)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

[illegible]

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等				
各サービス共通			地域区分	1 特別区	2 特甲地	3 甲地	4 乙地	5 その他
71	夜間対応型訪問介護	1 I型 2 II型	3級ヘルパー体制	1 なし	2 あり			
			24時間通報対応加算	1 対応不可	2 対応可			
72	認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型	サービス提供体制強化加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ		
			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員		
			時間延長サービス体制	1 対応不可	2 対応可			
			個別機能訓練体制	1 なし	2 あり			
			入浴介助体制	1 なし	2 あり			
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり			
			栄養改善体制	1 なし	2 あり			
			口腔機能向上体制	1 なし	2 あり			
			サービス提供体制強化加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ		
			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員		
73	小規模多機能型居宅介護		看護職員配置加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ	4 加算Ⅲ	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員		
			時間延長サービス体制	1 対応不可	2 対応可			
			入浴介助体制	1 なし	2 あり			
			個別機能訓練体制	1 なし	2 あり			
			口腔機能向上体制	1 なし	2 あり			
			栄養改善体制	1 なし	2 あり			
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり			
			サービス提供体制強化加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ		
74	介護予防認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員		
			時間延長サービス体制	1 対応不可	2 対応可			
			入浴介助体制	1 なし	2 あり			
			個別機能訓練体制	1 なし	2 あり			
			口腔機能向上体制	1 なし	2 あり			
			栄養改善体制	1 なし	2 あり			
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり			
			サービス提供体制強化加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ		
			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員		
			サービス提供体制強化加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ	4 加算Ⅲ	
75	介護予防小規模多機能型居宅介護		職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員		
			サービス提供体制強化加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ	4 加算Ⅲ	

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 （別紙１－３）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

- 備考 １ 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- ２ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙６）を添付してください。
- ３ 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙７）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- ４ 「割引」を「あり」と記載する場合は「地域密着型サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙５－２）を添付してください。
- ５ その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
- （例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養マネジメント体制」…管理栄養士の配置状況、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- ６ 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- ７ 「入浴介助体制」については、浴室の平面図を添付してください。
- ８ 「栄養マネジメント体制」については、「栄養マネジメントに関する届出書」（別紙１１）を添付してください。
- ９ 「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」（別紙９）を添付してください。
- １０ 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙９－３）を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙９－４）を添付してください。
- １１ 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙１２）～（別紙１２－１１）までのいずれかを添付してください。
- １２ 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
- 看護職員、介護職員、介護従業者、介護支援専門員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- 注 地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考 （別紙１－３）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス サテライト事業所

- 備考 １ この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙2)

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

平成 年 月 日

知事 殿

所在地
名 称 印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名 称							
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 県 郡市						
	連絡先	電話番号			FAX番号			
	法人の種別	法人所轄庁						
	代表者の職・氏名	職名			氏名			
	代表者の住所	(郵便番号 —) 県 郡市						
事業所・施設の状況	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 —) 県 郡市						
	連絡先	電話番号			FAX番号			
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 —) 県 郡市						
	連絡先	電話番号			FAX番号			
	管理者の氏名							
	管理者の住所	(郵便番号 —) 県 郡市						
届出を行う事業所・施設の種類の種類	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定(許可)年月日	異動等の区分			異動(予定)年月日	異動項目(※変更の場合)
	訪問介護			1新規	2変更	3終了		
	訪問入浴介護			1新規	2変更	3終了		
	訪問看護			1新規	2変更	3終了		
	訪問リハビリテーション			1新規	2変更	3終了		
	居宅療養管理指導			1新規	2変更	3終了		
	通所介護			1新規	2変更	3終了		
	療養通所介護			1新規	2変更	3終了		
	通所リハビリテーション			1新規	2変更	3終了		
	短期入所生活介護			1新規	2変更	3終了		
	短期入所療養介護			1新規	2変更	3終了		
	特定施設入居者生活介護			1新規	2変更	3終了		
	福祉用具貸与			1新規	2変更	3終了		
	介護予防訪問介護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防訪問入浴介護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防訪問看護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防訪問リハビリテーション			1新規	2変更	3終了		
	介護予防居宅療養管理指導			1新規	2変更	3終了		
	介護予防通所介護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防通所リハビリテーション			1新規	2変更	3終了		
	介護予防短期入所生活介護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防短期入所療養介護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防特定施設入居者生活介護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防福祉用具貸与			1新規	2変更	3終了		
	居宅介護支援			1新規	2変更	3終了		
	施設	介護老人福祉施設			1新規	2変更	3終了	
介護老人保健施設				1新規	2変更	3終了		
介護療養型医療施設				1新規	2変更	3終了		
介護保険事業所番号								
医療機関コード等								
特記事項	変 更 前			変 更 後				
関係書類		別添のとおり						

備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
6 「異動項目」欄には、(別紙1, 1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

(別紙3)

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する進達書＜基準該当事業者用＞

平成 年 月 日

知事 殿

市町村長名

このことについて、以下のとおり事業者から届出がありましたので関係書類を添えて進達します。

届出者	フリガナ 名 称								
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市							
	連絡先	電話番号				FAX番号			
	法人である場合その種別				法人所轄庁				
	代表者の職・氏名	職名				氏名			
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 都市							
事業所の状況	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市							
	連絡先	電話番号				FAX番号			
	主たる事業所の所在地以外の 場所で一部実施する場合の出 張所等の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市							
	連絡先	電話番号				FAX番号			
	管理者の氏名								
	管理者の住所	(郵便番号 ー) 県 都市							
届出を行う事業所の状況	同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	登録年 月日	異動等の区分			異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)	市町村が定める率 (市町村記載)
	訪問介護			1新規	2変更	3終了			%
	訪問入浴介護			1新規	2変更	3終了			%
	通所介護			1新規	2変更	3終了			%
	短期入所生活介護			1新規	2変更	3終了			%
	福祉用具貸与			1新規	2変更	3終了			%
	居宅介護支援			1新規	2変更	3終了			%
	介護予防訪問介護			1新規	2変更	3終了			%
	介護予防訪問入浴介護			1新規	2変更	3終了			%
	介護予防通所介護			1新規	2変更	3終了			%
	介護予防短期入所生活介護			1新規	2変更	3終了			%
	介護予防福祉用具貸与			1新規	2変更	3終了			%
	介護予防支援			1新規	2変更	3終了			%
基準該当事業所番号									
登録を受けている市町村									
介護保険事業所番号		(指定を受けている場合)							
既に指定等を受けている事業									
医療機関コード等									
特記事項	変 更 前				変 更 後				
関係書類		別添のとおり							

備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。

2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字に「○」を記入してください。

6 「異動項目」欄には、(別紙1, 1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

7 「市町村が定める率」欄には、全国共通の介護報酬額に対する市町村が定める率を記載してください。

8 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。

9 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

介護給付費算定に係る体制等に関する進達書
＜地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用＞＜介護予防支援事業者用＞
平成 年 月 日

知事 殿

市町村長名

このことについて、以下のとおり事業者から届出がありましたので関係書類を添えて進達します。

届出者	フリガナ 名 称										
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市									
	連絡先	電話番号					FAX番号				
	法人である場合その種別					法人所轄庁					
	代表者の職・氏名	職名					氏名				
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 都市									
事業所の状況	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市									
	連絡先	電話番号					FAX番号				
	主たる事業所の所在地以外の 場所で一部実施する場合の出 張所等の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市									
	連絡先	電話番号					FAX番号				
	管理者の氏名										
	管理者の住所	(郵便番号 ー) 県 都市									
届出を行う事業所の状況	同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	指定年 月日	異動等の区分			異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)	市町村が定める単位の有無 (市町村記載)		
	夜間対応型訪問介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無	
	認知症対応型通所介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無	
	小規模多機能型居宅介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無	
	認知症対応型共同生活介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無	
	地域密着型特定施設入居者生活介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無	
	地域密着型介護老人福祉施設			1新規	2変更	3終了			1有	2無	
	介護予防認知症対応型通所介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無	
	介護予防小規模多機能型居宅介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無	
	介護予防認知症対応型共同生活介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無	
介護予防介護支援			1新規	2変更	3終了						
地域密着型サービス事業所番号等											
指定を受けている市町村											
介護保険事業所番号								(指定を受けている場合)			
既に指定等を受けている事業											
医療機関コード等											
特記事項	変 更 前					変 更 後					
関係書類		別添のとおり									

備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。
2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字に「○」を記入してください。
6 「異動項目」欄には、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

(別紙4)

知事 殿

平成 年 月 日

市町村名

基準該当サービスに係る特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例居宅介護サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に係る上限の率の設定について

このことについて、上限の率を下記のとおり設定しましたのでお知らせします。

記

1 全国共通の介護報酬額に対して定める率

項 目	サービスの種類	全国共通の介護報酬額 に対して定める率
特例居宅介護サービス費	訪問介護	%
	訪問入浴介護	%
	通所介護	%
	短期入所生活介護	%
	福祉用具貸与	%
特例介護予防サービス費	介護予防訪問介護	%
	介護予防訪問入浴介護	%
	介護予防通所介護	%
	介護予防短期入所生活介護	%
	介護予防福祉用具貸与	%
特例居宅介護サービス計画費		%
特例介護予防サービス計画費		%

2 適用開始年月日 年 月 日

(別紙 5)

知事 殿

平成 年 月 日

事業所・施設名

指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について

1 割引率等

[illegible]

サービスの種類	割引率	適用条件
訪問介護	(例) 10 %	(例) 毎日 午後2時から午後4時まで
	%	
	%	
訪問入浴介護	%	
	%	
	%	
通所介護	%	
	%	
	%	
短期入所生活介護	%	
	%	
	%	
特定施設入居者生活介護	%	
	%	
	%	
介護老人福祉施設	%	
	%	
	%	
介護予防訪問介護	%	
	%	
	%	
介護予防訪問入浴介護	%	
	%	
	%	
介護予防通所介護	%	
	%	
	%	
介護予防短期入所生活介護	%	
	%	
	%	
介護予防特定施設入居者生活介護	%	
	%	
	%	

備考 「適用条件」欄には、当該割引率が適用される時間帯、曜日、日時について具体的に記載してください。

2 適用開始年月日 年 月 日

(別紙5-2)

平成 年 月 日

市町村長 殿

事業所・施設名

地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について

1 割引率等

事業所番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

サービスの種類	割引率	適用条件
夜間対応型訪問介護	%	
	%	
	%	
認知症対応型通所介護	%	
	%	
	%	
小規模多機能型居宅介護	%	
	%	
	%	
認知症対応型生活共同介護	%	
	%	
	%	
地域密着型特定施設入居者生活介護	%	
	%	
	%	
地域密着型介護老人福祉施設	%	
	%	
	%	
介護予防認知症対応型通所介護	%	
	%	
	%	
介護予防小規模多機能型居宅介護	%	
	%	
	%	
介護予防認知症対応型生活共同介護	%	
	%	
	%	

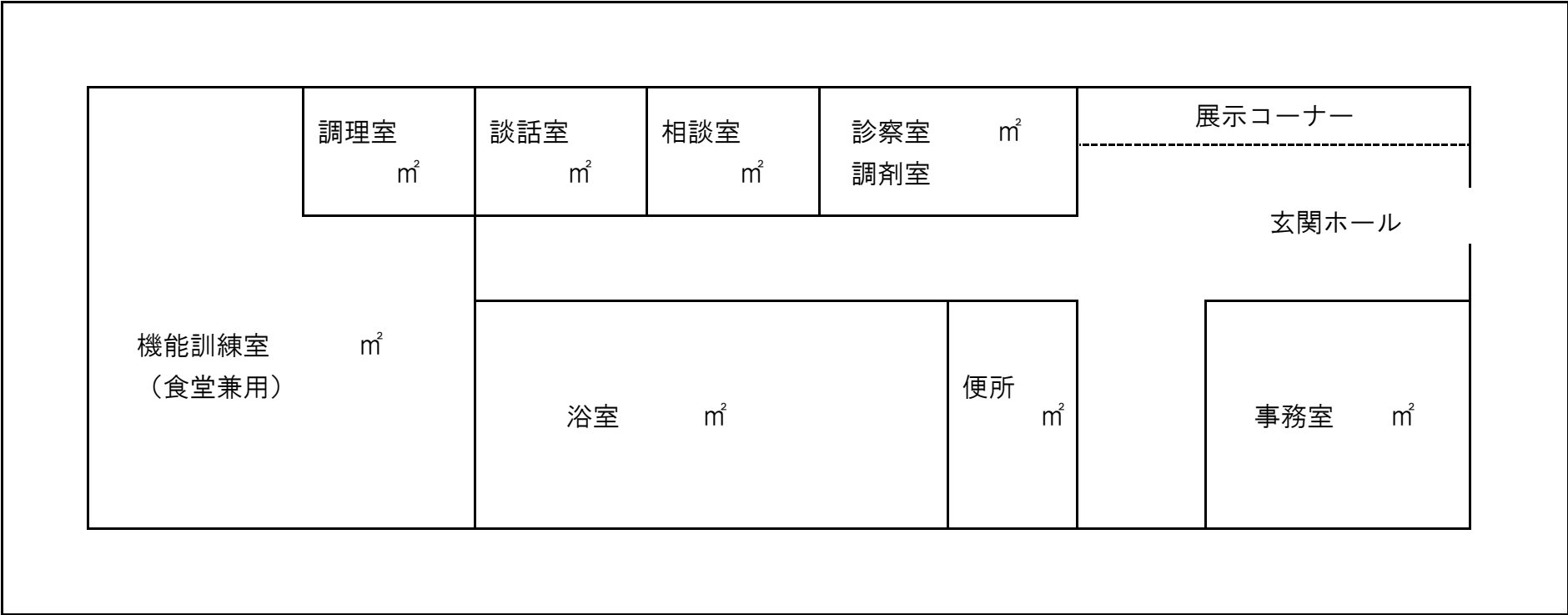
備考 「適用条件」欄には、当該割引率が適用される時間帯、曜日、日時について具体的に記載してください。

2 適用開始年月日 年 月 日

(別紙6)

平面図

事業所・施設の名称		「該当する体制等　—　」
-----------	--	--------------



備考1 届出に係る施設部分の用途や面積が分かるものを提出すること。
2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

(別紙 7)

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (年 月分)

サービス種類 ()

事業所・施設名（ ）

「人員配置区分— 型」又は「該当する体制等— 」 [入所（利用）定員（見込）数等 名]

職 種	勤務 形態	氏 名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の 合計	週平均 の勤務 時間	常勤換 算後の 人数
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
			*																														
（記載例―1）			①	①	③	②	④	①	④																								
（記載例―2）			ab	ab	ab	cd	cd	e	e																								
＜配置状況＞ 看護職員：介護職員 （ ： ） 看護師：准看護師（日中） （ ： ） 看護師：准看護師（夜間） （ ： ）																																	

備考1 ＊欄には、当該月の曜日を記入してください。

2 「人員配置区分」又は「該当する体制等」欄には、別紙「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる人員配置区分の類型又は該当する体制加算の内容をそのまま記載してください。

3 届出を行う従業者について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。勤務時間ごとあるいはサービス提供時間単位ごとに区分して番号を付し、その番号を記入してください。

（記載例1—勤務時間 ①8：30～17：00、②16：30～1：00、③0：30～9：00、④休日）

（記載例2—サービス提供時間 a 9：00～12：00、b 13：00～16：00、c 10：30～13：30、d 14：30～17：30、e 休日）

※複数単位実施の場合、その全てを記入のこと。

4 届出する従業者の職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B～Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

5 常勤換算が必要なものについては、A～Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。

6 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。

7 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

8 各事業所・施設において使用している勤務割表等（変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等）により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況(関係する場合)が確認できる場合はその書類をもって添付書類として差し支え

(別紙 8)

緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書

事業所名		異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
施設等の区分	1 指定（介護予防）訪問看護ステーション	2 病院又は診療所	
届出項目	1 緊急時訪問看護加算	2 特別管理体制	3 ターミナルケア体制

1 緊急時訪問看護加算に係る届出内容

① 連絡相談を担当する職員()人

保健師	人	常勤	人	非常勤	人
看護師	人	常勤	人	非常勤	人

② 連絡方法

--

③ 連絡先電話番号

1	()	4	()
2	()	5	()
3	()	6	()

2 特別管理加算に係る届出内容

- ① 24時間常時連絡できる体制を整備している。
- ② 当該加算に対応可能な職員体制・勤務体制を整備している。
- ③ 病状の変化、医療器具に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備している。

有 ・ 無

有 ・ 無

有 ・ 無

3 ターミナルケア体制に係る届出内容

- ① 24時間常時連絡できる体制を整備している。
- ② 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行う体制を整備している。
- ③ ターミナルケアの提供過程における利用者の心身状況の変化及びこれに対する看護の内容等必要な事項が適切に記録される体制を整備している。

有 ・ 無

有 ・ 無

有 ・ 無

備考 緊急時の訪問看護、特別管理、ターミナルケアのそれぞれについて、体制を敷いている場合について提出してください。

(別紙 9)

夜間看護体制に係る届出書

事業所名		
異動区分	1 新規	2 変更
施設種別	1 特定施設入居者生活介護	2 地域密着型特定施設入居者生活介護

夜間看護体制加算に係る届出内容

看護職員の状況

保健師	常勤	人
看護師	常勤	人
准看護師	常勤	人

24時間常時連絡できる体制を整備している。	有 ・ 無
必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している。	有 ・ 無

緊急受入体制及び看護体制加算に係る届出書

事業所名		
異動区分		
施設種別	1 短期入所生活介護	2 短期入所療養介護
届出項目	1 緊急短期入所ネットワーク加算	2 看護体制加算(Ⅰ) 3 看護体制加算(Ⅱ)

1 緊急短期入所ネットワーク加算に係る届出内容
連携する事業所

法人・事業所名	事業所番号

2 看護体制加算に係る届出内容

利用者数の状況

利用者数	人
------	---

看護職員の状況

看護師	常勤	人
看護職員	常勤換算	人

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

24時間常時連絡できる体制を整備している。	有 ・ 無
-----------------------	-------

備考 緊急時の受入、看護体制のそれぞれについて、体制を整備している場合について提出してください。

看護体制加算に係る届出書

事業所名		
異動等区分		
施設種別	1 介護老人福祉施設	2 地域密着型介護老人福祉施設
届出項目	1 看護体制加算 (Ⅰ) イ 3 看護体制加算 (Ⅱ) イ	2 看護体制加算 (Ⅰ) ロ 4 看護体制加算 (Ⅱ) ロ

看護体制加算に関する届出内容

定員及び入所者の状況

定員		人	入所者数		人
----	--	---	------	--	---

看護職員の状況

保健師	常勤	人	常勤換算	人
看護師	常勤	人	常勤換算	人
准看護師	常勤	人	常勤換算	人

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

24時間常時連絡できる体制を整備している。

有 ・ 無

看取り介護体制に係る届出書

事業所名		
異動等区分		
施設種別	1 介護老人福祉施設	2 地域密着型介護老人福祉施設

看取り介護体制に関する届出内容

看護師の配置状況

看護師	常勤	人
-----	----	---

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有 ・ 無
② 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に説明し、同意を得る体制を整備している。	有 ・ 無
③ 看取りに関する職員研修を行う体制を整備している。	有 ・ 無
④ 看取りを行う際の個室又は静養室の利用が可能となる体制を整備している。	有 ・ 無

特定事業所加算に係る届出書（訪問介護事業所）

事業所名		異動等区分	1 新規	2 変更	3 終了
届出項目	1 特定事業所加算(Ⅰ)	2 特定事業所加算(Ⅱ)	3 特定事業所加算(Ⅲ)		

〔体制要件〕

- (1) 個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。
- (2) 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。
- (3) サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備している。
- (4) 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。
- (5) 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。

有・無

有・無

有・無

有・無

有・無

〔人材要件〕

- (1) 訪問介護員等要件について
下表の①については必ず記載すること。②・③についてはいずれかを記載することで可。

[前年度・前三月]における一月当たりの実績の平均（〔 〕はいずれかに○を付ける）

		常勤換算職員数
①	訪問介護員等の総数	人
②	(1)のうち介護福祉士の総数	人
③	(1)のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の総数	人

→ ①に占める②の割合が30%以上

→ ①に占める③の割合が50%以上

有・無

有・無

- (2) サービス提供責任者要件について

月延べサービス提供時間	時間	訪問介護員等の数	人
サービス提供責任者		職員数	常勤換算職員数
	常勤	人	
	非常勤	人	人

すべてが3年以上の介護業務の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者である

有・無

〔重度要介護者等対応要件〕

[前年度・前三月]における（〔 〕はいずれかに○を付ける）

→利用者の総数のうち、要介護4又は要介護5である者並びに日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者が占める割合が20%以上

有・無

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

特定事業所加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）

事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
届出項目	1 特定事業所加算（Ⅰ） 2 特定事業所加算（Ⅱ）

届出項目が「1 特定事業所加算（Ⅰ）」の場合は①を、「2 特定事業所加算（Ⅱ）」の場合は②を記載すること。 ① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している。 ② 常勤かつ専従の主任介護支援専門員等を配置している。 ③ 介護支援専門員の配置状況 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 30%;">介護支援専門員</td> <td style="width: 30%;">常勤専従</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">人</td> </tr> </table>		介護支援専門員	常勤専従	人	有 ・ 無 有 ・ 無
介護支援専門員	常勤専従	人			
④ 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。		有 ・ 無			
⑤ 24時間常時連絡できる体制を整備している。		有 ・ 無			
⑥ 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が50%以上		有 ・ 無			
⑦ 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。		有 ・ 無			
⑧ 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。		有 ・ 無			
⑨ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。		有 ・ 無			
⑩ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用の有無		有 ・ 無			
⑪ 介護支援専門員1人当たり（常勤換算方法による）の担当利用者数が40名以上の有無		有 ・ 無			

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

(別紙11)

栄養マネジメントに関する届出書

1 事業所名																						
2 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了																					
3 施設種別	① 介護老人福祉施設 ② 介護老人保健施設 ③ 介護療養型医療施設 ④ 地域密着型介護老人福祉施設																					
4 栄養マネジメント の状況	<table border="1"><tr><td>常勤の管理栄養士</td><td>人</td></tr></table> 栄養マネジメントに関わる者 <table border="1"><thead><tr><th>職 種</th><th>氏 名</th></tr></thead><tbody><tr><td>医 師</td><td></td></tr><tr><td>管 理 栄 養 士</td><td></td></tr><tr><td>歯 科 医 師</td><td></td></tr><tr><td>看 護 師</td><td></td></tr><tr><td>介護支援専門員</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>		常勤の管理栄養士	人	職 種	氏 名	医 師		管 理 栄 養 士		歯 科 医 師		看 護 師		介護支援専門員							
常勤の管理栄養士	人																					
職 種	氏 名																					
医 師																						
管 理 栄 養 士																						
歯 科 医 師																						
看 護 師																						
介護支援専門員																						

※ 「栄養マネジメントに関わる者」には、共同で栄養ケア計画を作成している者の職種及び氏名を記入してください。

(別紙12)

平成 年 月 日

サービス提供体制強化加算に関する届出書（（介護予防）訪問入浴介護事業所）

1 事業所名															
2 異動区分	① 新規	② 変更	③ 終了												
3 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 ③ 健康診断等を定期的に実施すること。		有・無 有・無 有・無												
4 介護福祉士等の状況	下表の①については、必ず記載すること。②・③については、いずれかに記載すること。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>①</td> <td>介護職員の総数 （常勤換算）</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）</td> <td>人</td> <td>→ ①に占める②の割合が30%以上</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①のうち介護福祉士及び介護職員基礎研修課程修了者の総数 （常勤換算）</td> <td>人</td> <td>→ ①に占める③の割合が50%以上</td> </tr> </table>		①	介護職員の総数 （常勤換算）	人		②	①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が30%以上	③	①のうち介護福祉士及び介護職員基礎研修課程修了者の総数 （常勤換算）	人	→ ①に占める③の割合が50%以上	有・無 有・無
①	介護職員の総数 （常勤換算）	人													
②	①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が30%以上												
③	①のうち介護福祉士及び介護職員基礎研修課程修了者の総数 （常勤換算）	人	→ ①に占める③の割合が50%以上												

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

(別紙12-2)

平成 年 月 日

サービス提供体制強化加算に関する届出書（（介護予防）訪問看護事業所）

1 事業所名									
2 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了								
3 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。		有 ・ 無						
	② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。		有 ・ 無						
	③ 健康診断等を定期的実施すること。		有 ・ 無						
4 勤続年数の状況	<table><tr><td>①</td><td>看護師等の総数 （常勤換算）</td><td>人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち勤続年数3年以上の者の総数 （常勤換算）</td><td>人</td></tr></table> → ①に占める②の割合が30%以上		①	看護師等の総数 （常勤換算）	人	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数 （常勤換算）	人	有 ・ 無
①	看護師等の総数 （常勤換算）	人							
②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数 （常勤換算）	人							

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

(別紙12-3)

平成 年 月 日

サービス提供体制強化加算に関する届出書（（介護予防）訪問リハビリテーション事業所）

1 事業所名									
2 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了								
3 勤続年数の状況	<table><tr><td>①</td><td>サービスを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の総数</td><td>人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち勤続年数3年以上の者の総数</td><td>人</td></tr></table> → ①のうち②の者が1名以上		①	サービスを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の総数	人	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数	人	有 ・ 無
①	サービスを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の総数	人							
②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数	人							

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

(別紙12-4)

平成 年 月 日

サービス提供体制強化加算に関する届出書（（介護予防）通所介護事業所・療養通所介護事業所）

1 事業所名									
2 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了								
3 施設種別	① （介護予防）通所介護 ② 療養通所介護								
4 届出項目	① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）								
5 介護福祉士等の 状況	<table><tr><td>①</td><td>介護職員の総数 （常勤換算）</td><td>人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）</td><td>人</td></tr></table> → ①に占める②の割合が 40%以上		①	介護職員の総数 （常勤換算）	人	②	①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）	人	有・無
①	介護職員の総数 （常勤換算）	人							
②	①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）	人							
6 勤続年数の 状況	<table><tr><td>①</td><td>サービスを直接提供する者の 総数 （常勤換算）</td><td>人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち勤続年数3年以上の 者の総数 （常勤換算）</td><td>人</td></tr></table> → ①に占める②の割合が 30%以上		①	サービスを直接提供する者の 総数 （常勤換算）	人	②	①のうち勤続年数3年以上の 者の総数 （常勤換算）	人	有・無
①	サービスを直接提供する者の 総数 （常勤換算）	人							
②	①のうち勤続年数3年以上の 者の総数 （常勤換算）	人							

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

(別紙12-5)

平成 年 月 日

サービス提供体制強化加算に関する届出書（（介護予防）通所リハビリテーション事業所）

1 事業所名									
2 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了								
3 届出項目	① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）								
4 介護福祉士等の状況	<table><tr><td>①</td><td>介護職員の総数 （常勤換算）</td><td>人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）</td><td>人</td></tr></table> → ①に占める②の割合が 40%以上		①	介護職員の総数 （常勤換算）	人	②	①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）	人	有 ・ 無
①	介護職員の総数 （常勤換算）	人							
②	①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）	人							
5 勤続年数の状況	<table><tr><td>①</td><td>サービスを直接提供する者の 総数 （常勤換算）</td><td>人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち勤続年数3年以上の 者の総数 （常勤換算）</td><td>人</td></tr></table> → ①に占める②の割合が 30%以上		①	サービスを直接提供する者の 総数 （常勤換算）	人	②	①のうち勤続年数3年以上の 者の総数 （常勤換算）	人	有 ・ 無
①	サービスを直接提供する者の 総数 （常勤換算）	人							
②	①のうち勤続年数3年以上の 者の総数 （常勤換算）	人							

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

平成 年 月 日

サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書
 (介護予防)短期入所生活介護事業所・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設

1 事業所名	
2 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了
3 施設種別	①(介護予防)短期入所生活介護(単独型) ②(介護予防)短期入所生活介護(併設型) ③(介護予防)短期入所生活介護(空床利用型) ④ 介護老人福祉施設 ⑤ 地域密着型介護老人福祉施設
4 届出項目	① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ④ 日常生活継続支援加算

○サービス提供体制強化加算に係る届出内容

5 介護福祉士等の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>介護職員の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が50%以上	①	介護職員の総数 (常勤換算)	人	②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	有・無
①	介護職員の総数 (常勤換算)	人						
②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人						
6 常勤職員の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>看護・介護職員の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が75%以上	①	看護・介護職員の総数 (常勤換算)	人	②	①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人	有・無
①	看護・介護職員の総数 (常勤換算)	人						
②	①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人						
7 勤続年数の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>サービスを直接提供する者の 総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち勤続年数3年以上の 者の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が30%以上	①	サービスを直接提供する者の 総数 (常勤換算)	人	②	①のうち勤続年数3年以上の 者の総数 (常勤換算)	人	有・無
①	サービスを直接提供する者の 総数 (常勤換算)	人						
②	①のうち勤続年数3年以上の 者の総数 (常勤換算)	人						

○日常生活継続支援加算に係る届出内容

8 入所者の状況及び 介護福祉士の状況 ※介護老人福祉施設 のみ	入所者の状況 (下表の①については必ず記載すること。②・③についてはいずれかを記載すること可。) <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>入所者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち要介護状態区分が要 介護4又は要介護5の者の数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①のうち日常生活自立度のラ ンクⅢ、Ⅳ又はMに該当する 者の数</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が65%以上 → ①に占める③の割合が60%以上 介護福祉士の割合 <table border="1"> <tr> <td>介護福祉士数</td> <td>常勤換算</td> <td>人</td> </tr> </table> → 介護福祉士数：入所者数が1：6以上	①	入所者数	人	②	①のうち要介護状態区分が要 介護4又は要介護5の者の数	人	③	①のうち日常生活自立度のラ ンクⅢ、Ⅳ又はMに該当する 者の数	人	介護福祉士数	常勤換算	人	有・無 有・無 有・無
①	入所者数	人												
②	①のうち要介護状態区分が要 介護4又は要介護5の者の数	人												
③	①のうち日常生活自立度のラ ンクⅢ、Ⅳ又はMに該当する 者の数	人												
介護福祉士数	常勤換算	人												

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

備考2 介護老人福祉施設と(介護予防)短期入所生活介護において、別の加算を取得する場合は、別に本届出書を提出してください。空床利用型の(介護予防)短期入所生活介護について届け出る場合は、本体施設である介護老人福祉施設における状況を記載してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書

((介護予防) 短期入所療養介護事業所・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)

1 事業所名									
2 異動区分	① 新規	② 変更	③ 終了						
3 施設種別	① (介護予防) 短期入所療養介護 ② 介護老人保健施設 ③ 介護療養型医療施設								
4 届出項目	① サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ② サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) ③ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)								
5 介護福祉士等の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>介護職員の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が50%以上		①	介護職員の総数 (常勤換算)	人	②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	有・無
①	介護職員の総数 (常勤換算)	人							
②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人							
6 常勤職員の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>看護・介護職員の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が75%以上		①	看護・介護職員の総数 (常勤換算)	人	②	①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人	有・無
①	看護・介護職員の総数 (常勤換算)	人							
②	①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人							
7 勤続年数の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が30%以上		①	サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人	有・無
①	サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人							
②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人							

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

平成 年 月 日

サービス提供体制強化加算に関する届出書（夜間対応型訪問介護事業所）

1 事業所名														
2 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了													
3 届出項目	① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）													
4 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 ③ 健康診断等を定期的に実施すること。	有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無												
5 介護福祉士等の状況	下表①については、必ず記載すること。②・③については、いずれかを記載すること可。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>①</td> <td>訪問介護員の総数 （常勤換算）</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）</td> <td>人</td> <td>→ ①に占める②の割合が 30%以上</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①のうち介護福祉士及び介護職員基礎研修課程修了者の総数 （常勤換算）</td> <td>人</td> <td>→ ①に占める③の割合が 50%以上</td> </tr> </table>	①	訪問介護員の総数 （常勤換算）	人		②	①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が 30%以上	③	①のうち介護福祉士及び介護職員基礎研修課程修了者の総数 （常勤換算）	人	→ ①に占める③の割合が 50%以上	有 ・ 無 有 ・ 無
①	訪問介護員の総数 （常勤換算）	人												
②	①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が 30%以上											
③	①のうち介護福祉士及び介護職員基礎研修課程修了者の総数 （常勤換算）	人	→ ①に占める③の割合が 50%以上											

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

(別紙12-9)

平成 年 月 日

サービス提供体制強化加算に関する届出書（（介護予防）認知症対応型通所介護事業所）

1 事業所名									
2 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了								
3 届出項目	① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）								
4 介護福祉士等の状況	<table><tr><td>①</td><td>介護職員の総数 （常勤換算）</td><td>人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）</td><td>人</td></tr></table> → ①に占める②の割合が 40%以上		①	介護職員の総数 （常勤換算）	人	②	①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）	人	有 ・ 無
①	介護職員の総数 （常勤換算）	人							
②	①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）	人							
5 勤続年数の状況	<table><tr><td>①</td><td>サービスを直接提供する者の 総数 （常勤換算）</td><td>人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち勤続年数3年以上の 者の総数 （常勤換算）</td><td>人</td></tr></table> → ①に占める②の割合が 30%以上		①	サービスを直接提供する者の 総数 （常勤換算）	人	②	①のうち勤続年数3年以上の 者の総数 （常勤換算）	人	有 ・ 無
①	サービスを直接提供する者の 総数 （常勤換算）	人							
②	①のうち勤続年数3年以上の 者の総数 （常勤換算）	人							

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書（（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所）

1 事業所名									
2 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了								
3 届出項目	① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）								
4 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。		有 ・ 無 有 ・ 無						
5 介護福祉士等の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く）の総数（常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が40%以上		①	小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く）の総数（常勤換算）	人	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	有 ・ 無
①	小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く）の総数（常勤換算）	人							
②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人							
6 常勤職員の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>小規模多機能型居宅介護従業者の総数（常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち常勤の者の総数（常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が60%以上		①	小規模多機能型居宅介護従業者の総数（常勤換算）	人	②	①のうち常勤の者の総数（常勤換算）	人	有 ・ 無
①	小規模多機能型居宅介護従業者の総数（常勤換算）	人							
②	①のうち常勤の者の総数（常勤換算）	人							
7 勤続年数の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>小規模多機能型居宅介護従業者の総数（常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が30%以上		①	小規模多機能型居宅介護従業者の総数（常勤換算）	人	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）	人	有 ・ 無
①	小規模多機能型居宅介護従業者の総数（常勤換算）	人							
②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）	人							

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

平成 年 月 日

サービス提供体制強化加算に関する届出書（（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所）

1 事業所名									
2 異動区分	① 新規	② 変更	③ 終了						
3 届出項目	① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）								
4 介護福祉士等の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>介護職員の総数 （常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が 50%以上		①	介護職員の総数 （常勤換算）	人	②	①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）	人	有 ・ 無
①	介護職員の総数 （常勤換算）	人							
②	①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）	人							
5 常勤職員の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>看護・介護職員の総数 （常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち常勤の者の総数 （常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が 75%以上		①	看護・介護職員の総数 （常勤換算）	人	②	①のうち常勤の者の総数 （常勤換算）	人	有 ・ 無
①	看護・介護職員の総数 （常勤換算）	人							
②	①のうち常勤の者の総数 （常勤換算）	人							
6 勤続年数の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>サービスを直接提供する者の 総数 （常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち勤続年数3年以上の 者の総数 （常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が 30%以上		①	サービスを直接提供する者の 総数 （常勤換算）	人	②	①のうち勤続年数3年以上の 者の総数 （常勤換算）	人	有 ・ 無
①	サービスを直接提供する者の 総数 （常勤換算）	人							
②	①のうち勤続年数3年以上の 者の総数 （常勤換算）	人							

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

別紙 11

○ 介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年11月16日老老発31号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）

改 正 前	改 正 後
1 介護給付費請求書に関する事項（様式第一） (1) (略) 2 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二から第十まで） (1) (略) (2) 項目別の記載要領 ①～③ (略) ④ア～オ (略) カ 要介護状態区分 請求対象となる期間における被保険者の要介護状態区分を被保険者証等をもとに記載すること。月の途中で要介護状態区分の区分変更認定等（要介護状態と要支援状態をまたがる変更の場合を含む。）があつて、要介護状態区分が変わった場合は、月の末日における要介護状態区分（月の末日において要介護認定等の非該当者である場合は、最後に受けていた要介護認定等の要介護状態区分）を記載すること。<u>介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十一条に規定する経過措置に基づき要支援一又は要支援二の者であつて施設に入所している場合</u>、月途中で要介護状態と要支援状態をまたがる変更を行う場合等、記載すべき要介護状態区分又は要支援状態区分が様式に存在しない場合は、補記を行うこと（ただし、補記する名称は「要支援一」等正確に記載し、「要一」等の省略は不可とする。）。この場合において、当該要介護状態区分と、当該月の支給限度基準額設定のもととなった要介護状態区分は一致しない場合があることに留意すること。 キ～コ (略) ⑤～⑧ (略) ⑨ア～オ (略)	1 介護給付費請求書に関する事項（様式第一） (1) (略) 2 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二から第十まで） (1) (略) (2) 項目別の記載要領 ①～③ (略) ④ア～オ (略) カ 要介護状態区分 請求対象となる期間における被保険者の要介護状態区分を被保険者証等をもとに記載すること。月の途中で要介護状態区分の区分変更認定等（要介護状態と要支援状態をまたがる変更の場合を含む。）があつて、要介護状態区分が変わった場合は、月の末日における要介護状態区分（月の末日において要介護認定等の非該当者である場合は、最後に受けていた要介護認定等の要介護状態区分）を記載すること。月途中で要介護状態と要支援状態をまたがる変更を行う場合等、記載すべき要介護状態区分又は要支援状態区分が様式に存在しない場合は、補記を行うこと（ただし、補記する名称は「要支援一」等正確に記載し、「要一」等の省略は不可とする。）。この場合において、当該要介護状態区分と、当該月の支給限度基準額設定のもととなった要介護状態区分は一致しない場合があることに留意すること。 キ～コ (略) ⑤～⑧ (略) ⑨ア～オ (略) カ <u>入所（院）（居）前の状況</u> <u>当該施設に入所（院）（居）した場合に、入所（院）（居）前の直近の状況として該当する番号を○で囲むこと。</u>

カ 退所（院）（居）後の状況 月の途中で退所（院）（居）した場合に、退所（院）（居）後の状況として該当する番号を○で囲むこと。 月の途中で、転出等により保険者をまたがる異動が発生し、かつ継続して入所（院）（居）している場合に、退所（院）（居）年月日に転出日を記載する場合には、退所（院）（居）後の状況として「5 その他」を○で囲むこと。 ⑩給付費明細欄（様式第七及び第七の二においては請求計算の欄に記載） （略） 〈日割り計算を行う事由〉 ・要介護認定と要支援認定をまたがる区分変更認定（※1）、<u>経過的要介護</u>から要介護五の間若しくは要支援一と要支援二の間での区分変更認定（※1）、資格取得・喪失（※2）、転入・転出（※2）及び認定有効期間の開始・終了（※2） ・サービス事業者の事業開始・事業廃止、更新制の導入に伴う指定有効期間・効力停止期間の開始・終了 ・月の一部の期間が公費適用期間であった場合 ・サービス事業者の変更があった場合（同一保険者内に限る。） ・サービス提供開始（ただし、前月以前から引き続きサービスを提供している場合を除く。）・利用者との契約解除（※2） （※1）の事由については、夜間対応型訪問介護以外の場合に適用される。	<u>医療保険適用病床から介護保険適用病床に転床した場合は、「2. 医療機関」を○で囲むこと。</u> <u>同一月内に同一の施設の入退所（院）（居）を繰り返した場合、月初日に入所（院）（居）中であれば、当該入所（院）（居）前の直近の状況を○で囲むこと。月初日に入所（院）（居）中でなければ、当該月の最初の入所（院）（居）前の直近の状況を○で囲むこと。</u> <u>月の途中で、転出等により保険者をまたがる異動が発生し、かつ継続して入所（院）（居）している場合は、入所（院）（居）後の状況として「8. その他」を○で囲むこと。</u> <u>長期入所等により、入所前の状況が不明な場合は、当該施設への入所前の状況として「8. その他」を○で囲むこと。</u> キ 退所（院）（居）後の状況 月の途中で退所（院）（居）した場合に、退所（院）（居）後の状況として該当する番号を○で囲むこと。 月の途中で、転出等により保険者をまたがる異動が発生し、かつ継続して入所（院）（居）している場合に、退所（院）（居）年月日に転出日を記載する場合には、退所（院）（居）後の状況として「5 その他」を○で囲むこと。 ⑩給付費明細欄（様式第七及び第七の二においては1枚に複数の給付費明細欄が存在するが、記載方法は他の様式と同様） （略） 〈日割り計算を行う事由〉 ・要介護認定と要支援認定をまたがる区分変更認定（※1）、<u>要介護一</u>から要介護五の間若しくは要支援一と要支援二の間での区分変更認定（※1）、資格取得・喪失（※2）、転入・転出（※2）及び認定有効期間の開始・終了（※2） ・サービス事業者の事業開始・事業廃止、更新制の導入に伴う指定有効期間・効力停止期間の開始・終了 ・月の一部の期間が公費適用期間であった場合 ・サービス事業者の変更があった場合（同一保険者内に限る。） ・サービス提供開始（ただし、前月以前から引き続きサービスを提供している場合を除く。）・利用者との契約解除（※2） （※1）の事由については、夜間対応型訪問介護以外の場合に適用される。
---	--

(※2)の事由については、小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護のみに適用される。

ア サービス内容 (様式第七及び第七の二を除く)

請求対象サービスの内容を識別するための名称として介護給付費単位数サービスコード表のサービスコード内容略称を記載すること。欄内に書ききれない場合はサービス種類の名称(訪問介護、訪問看護等)を記載するだけでも差し支えないこと。

イ (略)

ウ 単位数

請求対象サービスに対応する一回、一日又は一月あたりの介護給付費の単位数を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。ただし、介護給付費の割引、率による加減算等、介護給付費の単位数を計算で求める場合は、介護給付費単位数表の計算方法及び端数処理(単位数の算定に関する端数処理は、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。))を行うごとに小数点以下の四捨五入を行っていくこととし、絶えず整数値に割合を乗じていく計算とする。)にしたがって算出した単位数を記載すること。また、特別地域加算の場合は、特別地域加算の対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載すること。

以下に該当する場合は記載を省略すること。

(略)

エ 回数日数 (様式第二及び第二の二においては「回数」の欄、様式第七及び第七の二を除く)

(略)

オ サービス単位数 (様式第七及び第七の二を除く)

(略)

カ～ク (略)

ケ 請求金額 (様式第七及び第七の二の場合のみ)

「ウ 単位数」に単位数単価を乗じて得た結果(小数点以下切り捨て)を記載すること。

(※2)の事由については、小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護のみに適用される。

ア サービス内容

請求対象サービスの内容を識別するための名称として介護給付費単位数サービスコード表のサービスコード内容略称を記載すること。欄内に書ききれない場合はサービス種類の名称(訪問介護、訪問看護等)を記載するだけでも差し支えないこと。

イ (略)

ウ 単位数

請求対象サービスに対応する一回、一日又は一月あたりの介護給付費の単位数を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。ただし、介護給付費の割引、率による加減算等、介護給付費の単位数を計算で求める場合は、介護給付費単位数表の計算方法及び端数処理(単位数の算定に関する端数処理は、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。))を行うごとに小数点以下の四捨五入を行っていくこととし、絶えず整数値に割合を乗じていく計算とする。)にしたがって算出した単位数を記載すること。また、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算又は中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の場合は、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載すること。

以下に該当する場合は記載を省略すること。

(略)

エ 回数日数 (様式第二、第二の二、第七及び第七の二においては「回数」の欄)

(略)

オ サービス単位数

(略)

カ～ク (略)

ケ サービス単位数合計 (様式第七及び第七の二の場合のみ)

「オ サービス単位数」の合計単位数を記載すること。

コ 請求額合計 (様式第七及び第七の二の場合のみ)

「ケ サービス単位数合計」に単位数単価を乗じて得た結果(小数点以下切り捨て)を記載すること。

⑪～⑬ (略)

⑭ア (略)

イ 公費

公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。当該率等については(別表2)を参照すること。

障害者対策(いわゆる特別対策)における訪問介護(介護予防を含む)及び夜間対応型訪問介護については、公費負担医療に準じた取扱いを行うため、保険給付率を加えた率(例えば保険給付率が九〇%、公費負担率が四%の場合は九四(%))として記載すること。

⑮ア～エ (略)

オ 限度額管理対象単位数

当該サービス種類のうち、支給限度額管理対象部分(特別地域加算及びターミナルケア加算を除く。)のサービス単位数を合計して記載すること。

カ 限度額管理対象外単位数

当該サービス種類のうち、限度額管理対象外(特別地域加算及びターミナルケア加算)のサービス単位数を合計して記載すること。

キ～セ (略)

⑯～⑳ (略)

3 給付管理票に関する事項(様式第十一)

(1) (略)

(2) ①～⑥ (略)

⑦要介護状態区分

サービス利用票(控)に記載された要介護状態区分を記載すること。要介護状態区分については、月途中で変更があった場合には、いずれか重い方の要介護状態区分を記載すること(経過的要介護と要支援一においては経過的要介護、経過的要介護と要支援二においては要支援二が、重い方の区分となる。)。月途中で要介護状態と要支援状態をまたがる変更があった場合、介護予防支援事業者(地域包括支援センター)が経過的要介護から要介護五までの記載を行う場合があるので留意すること。

⑪～⑬ (略)

⑭ア (略)

イ 公費

公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。当該率等については(別表2)を参照すること。

障害者対策(いわゆる特別対策)における訪問介護(介護予防を含む)及び夜間対応型訪問介護については、公費負担医療に準じた取扱いを行うため、保険給付率を加えた率(例えば保険給付率が九〇%、公費負担率が一〇%の場合は一〇〇(%))として記載すること。

⑮ア～エ (略)

オ 限度額管理対象単位数

当該サービス種類のうち、支給限度額管理対象部分(特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、ターミナルケア加算及び事業所開始時支援加算を除く。)のサービス単位数を合計して記載すること。

カ 限度額管理対象外単位数

当該サービス種類のうち、限度額管理対象外(特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、ターミナルケア加算及び事業所開始時支援加算)のサービス単位数を合計して記載すること。

キ～セ (略)

⑯～⑳ (略)

3 給付管理票に関する事項(様式第十一)

(1) (略)

(2) ①～⑥ (略)

⑦要介護状態区分

サービス利用票(控)に記載された要介護状態区分を記載すること。要介護状態区分については、月途中で変更があった場合には、いずれか重い方の要介護状態区分を記載すること。月途中で要介護状態と要支援状態をまたがる変更があった場合、介護予防支援事業者(地域包括支援センター)が要介護一から要介護五までの記載を行う場合があるので留意すること。

⑧～22 (略) 4 公費の介護給付費明細書に関する事項 (1)・(2) (略)	⑧～22 (略) 4 公費の介護給付費明細書に関する事項 (1)・(2) (略)
(表) <u>2 (1) ③</u> <u>別表 1</u> <u>別表 2</u> <u>別表 3</u>	(表) <u>2 (1) ③ (内容変更有)</u> <u>別表 1 (内容変更有)</u> <u>別表 2 (内容変更有)</u> <u>別表 3 (内容変更有)</u>

2 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二から様式第十まで）

(1) 共通事項

③介護給付費明細書様式ごとの要記載内容

様式	サービス提供年月	公費負担者・受給者番号	保険者番号	被保険者欄	請求事業者	居宅サービス計画	介護予防サービス計画	開始日・中止日等	入退所日（居）等 （短期入所（利用）分）	入退所（居）日等 （介護保険施設等分）	給付費明細欄	緊急時施設療養費	特定診療費	特別療養費	請求額集計欄 （限度額管理欄等を含む）	請求額集計欄	特定入所者介護（予防）サービス費等	社会福祉法人による軽減欄
様式第二	○	○	○	○	○	○		○			○				○			○
様式第二の二	○	○	○	○	○		○	○			○				○			○
様式第三	○	○	○	○	○	○			○		○				○		○	○
様式第三の二	○	○	○	○	○		○		○		○				○		○	○
様式第四	○	○	○	○	○	○			○		○	○		○	○		○	
様式第四の二	○	○	○	○	○		○		○		○	○		○	○		○	
様式第五	○	○	○	○	○	○			○		○		○		○		○	
様式第五の二	○	○	○	○	○		○		○		○		○		○		○	
様式第六	○	○	○	○	○					○	○					○		
様式第六の二	○	○	○	○	○					○	○					○		
様式第六の三	○	○	○	○	○					○	○				○			
様式第六の四	○	○	○	○	○					○	○				○			
様式第六の五	○	○	○	○	○	○			○		○				○			
様式第六の六	○	○	○	○	○		○		○		○				○			
様式第七	○	○	○	○	*1						○							
様式第七の二	○	○	○	○	*2						○							
様式第八	○	○	○	○	○					○	○					○	○	○
様式第九	○	○	○	○	○					○	○	○		○		○	○	
様式第十	○	○	○	○	○					○	○		○			○	○	

*1は居宅介護支援事業者欄
*2は介護予防支援事業者欄
（地域包括支援センター）

(別表 1)

摘要欄記載事項

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
サテライト事業所からのサービス提供（訪問介護・訪問看護・通所介護・介護予防訪問介護・介護予防訪問看護・介護予防通所介護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護）		「サテライト」の略称として英字 2 文字を記載すること。 例 S T	
訪問介護	身体介護 4 時間以上の場合	計画上の所要時間を分単位で記載すること。 例 260 分 単位を省略することも可。 例 260	身体介護 4 時間以上については、1 回あたりの点数の根拠を所要時間にて示すこと。
訪問看護	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20030501 (死亡日が2003年5月1日の場合)	
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護・要支援認定を受けた日を記載すること。 例 20060501 (退院(所)日が2006年5月1日の場合)	
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導		算定回数に応じて訪問日等を記載すること（訪問日等が複数あるときは「、」で区切る）。 例 6、20 日 単位を省略することも可。 例 6、20	
通所リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護認定を受けた日を記載すること。 例 20060501 (退院(所)日が2006年5月1日の場合)	
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与特別地域加算、 <u>中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</u> を算定する場合	別記を参照 福祉用具貸与を開始した日付を記載すること。 例 6 日 単位を省略することも可。 例 6	
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	外部サービス利用型における福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	別記を参照	
介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設サービス	退所前後訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 例 20日 単位を省略することも可。 例 20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20060501 （死亡日が2006年5月1日の場合）	
介護保健施設サービス	退所前後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 例 20日 単位を省略することも可。 例 20	
	老人訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 例 20日 単位を省略することも可。 例 20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	当該施設に入所した日を記載すること。 例 20060501 （入所日が2006年5月1日の場合）	
	ターミナルケア加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20080501 （死亡日が2008年5月1日の場合）	

介護療養施設サービス	他科受診時費用	他科受診を行った日を記載すること（複数日行われたときは「、」で区切る）。 例 6、20日 単位を省略することも可。 例 6、20	
	退院前後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 例 20日 単位を省略することも可。 例 20	
	老人訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 例 20日 単位を省略することも可。 例 20	
介護療養施設サービス	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20090501 (死亡日が2009年5月1日の場合)	
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費（加算を除く）	通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例 100302 (通所サービスを10日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合) 例 150000 (通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合)	同日内に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、記載すること。（例えば通所と訪問のサービスを同日に提供した場合、通所と訪問のそれぞれで1日として記載すること。）
	事業開始時支援加算を算定する場合	小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を開始した日を記載すること。 例 20090401 (事業開始日が2009年4月1日の場合)	
介護給付費の割引		割引の率を%の記号をつけて記載すること。 例 5% %を省略することも可。 例 5	

複数の適用記載事項がある場合は、表上の掲載順に従って「／」で区切って記載すること。
例 ST／260／5%（サテライト事業所から260分の訪問介護を5%の割引率で実施した場合。）

(別表2)

保険優先公費の一覧（適用優先度順）

項番	制度	給付対象	法別番号	資格証明等	公費の給付率	負担割合	介護保険と関連する給付対象
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護、医療機関の介護予防短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費並びに介護老人保健施設の短期入所療養介護、介護老人保健施設の短期入所療養介護及び介護保健施設サービスにかかる特別療養費
2	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護
3	障害者自立支援法「更生医療」	身体障害者に対する更生医療（リハビリテーション）	15	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション、医療機関の介護予防通所リハビリテーション及び介護療養施設サービス
4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様（医療全般）	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て
5	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について（平成14年4月1日健発第0401007号）	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
6	特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある（※）	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
7	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知）「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	同上	同上

8	「水俣病総合対策費の国庫補助について」（平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知） 「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域において過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者における水俣病にもみられる症状に関する医療	88	医療手帳、保健手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 （※）	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護老人保健施設サービスにおいては緊急時施設療養費に限る）
9	「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」（平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知） 「研究治療費の支給」	メチル水銀の曝露に起因するものでないことが明らかなものを除く疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 （※）	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護老人保健施設サービスにおいては緊急時施設療養費に限る）
10	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について（平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知） 「医療費の支給」	茨城県神栖町におけるジフェニルアルシンの曝露に起因する疾病等の医療	87	医療手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 （※）	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護老人保健施設サービスにおいては緊急時施設療養費に限る）
11	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）「指定疾病に係る医療」	指定疾病に係る医療	66	石綿健康被害 医療手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護老人保健施設サービスにおいては緊急時施設療養費に限る）
12	特別対策（障害者施策） 「全額免除」	障害者施策利用者への支援措置	58	受給者証	100	介護保険優先 残りを全額公費	訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
13	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について（平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知） 「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護、介護予防訪問介護	81	被爆者 健康手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 （※）	訪問介護、介護予防訪問介護
14	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について（平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知） 「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、地域密着型介護老人福祉施設サービス、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護、 <u>小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護</u>	81	被爆者 健康手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 （※）	介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設サービス、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護、 <u>小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護</u>
15	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成19年法律第127号）「介護支援給付」	介護保険の給付対象サービス	25	介護券	100	介護保険優先 利用者本人負担額がある	介護保険の給付対象と同様
16	生活保護法の「介護扶助」	介護保険の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先 利用者本人負担額がある	介護保険の給付対象と同様

※ ただし、保険料滞納による介護給付等の額の減額分については公費負担しない。

名称	識別番号	摘要欄記載事項、算定条件その他																					
感染対策指導管理	01	1日につき算定																					
褥瘡管理	34	1日につき算定																					
初期入院診療管理	05	入院中1回(又は2回)算定																					
重度療養管理	35	摘要欄に患者の状態(イからへまで)を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例 ハ <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">患者の状態</th><th>記号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td><td>常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</td><td>イ</td></tr> <tr> <td>ロ</td><td>呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</td><td>ロ</td></tr> <tr> <td>ハ</td><td>中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態</td><td>ハ</td></tr> <tr> <td>ニ</td><td>人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</td><td>ニ</td></tr> <tr> <td>ホ</td><td>重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</td><td>ホ</td></tr> <tr> <td>ヘ</td><td>膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</td><td>ヘ</td></tr> </tbody> </table>	患者の状態		記号	イ	常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ	ロ	呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	ロ	ハ	中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態	ハ	ニ	人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ニ	ホ	重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	ホ	ヘ	膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	ヘ
患者の状態		記号																					
イ	常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ																					
ロ	呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	ロ																					
ハ	中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態	ハ																					
ニ	人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ニ																					
ホ	重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	ホ																					
ヘ	膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	ヘ																					
特定施設管理	02	1日につき算定																					
特定施設管理個室加算	03	同上																					
特定施設管理2人部屋加算	04	同上																					
重症皮膚潰瘍管理指導	06	1日につき算定																					
薬剤管理指導	09	摘要欄に算定日を記載すること。 例 6日、20日 単位を省略することも可。 例 6、20 月4回を限度として算定																					
特別薬剤管理指導加算	10	1回につき算定																					
医学情報提供(Ⅰ)	11	同上																					
医学情報提供(Ⅱ)	12	同上																					
理学療法(Ⅰ)	18	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定																					
理学療法(Ⅱ)	19	同上																					
理学療法リハビリ計画加算	20	月1回を限度(発症の月に限り)として算定																					
理学療法日常動作訓練指導加算	22	月1回を限度として算定																					
理学療法リハビリ体制強化加算	48	理学療法(Ⅰ)1回につき算定																					
作業療法	25	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定																					
作業療法リハビリ計画加算	27	月1回を限度(発症の月に限り)として算定																					
作業療法日常動作訓練指導加算	29	月1回を限度として算定																					
作業療法リハビリ体制強化加算	49	作業療法1回につき算定																					
言語聴覚療法	39	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定																					
言語聴覚療法リハビリ体制強化加算	50	言語聴覚療法1回につき算定																					
理学療法(Ⅰ)(減算)	42	利用を開始又は入院した日から起算して4月を超えた期間において、個別リハビリテーションの合計回数が月10回を超えた場合に、11回目以降に算定																					
理学療法(Ⅱ)(減算)	43	同上																					
作業療法(減算)	45	同上																					
言語聴覚療法(減算)	47	同上																					
摂食機能療法	31	1日につき(月4回を限度)算定																					
短期集中リハビリ加算	52	摘要欄に当該施設に入院した日付を記載すること。 例 20060501 (入院日が2006年5月1日の場合) 理学療法、作業療法、言語聴覚両方又は摂食機能療法を行った場合、1日につき算定																					
精神科作業療法	32	1日につき算定																					
認知症老人入院精神療法	33	1週間につき算定																					
集団コミュニケーション療法	54	1回につき算定(1日3回を限度)																					
認知症短期集中リハビリ加算	55	1日につき算定(1週に3日を限度)																					

別紙 1 2

○ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第34号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(抄)
(傍線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
(別 添) 第一 福祉用具 1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 (1)～(5) (略) (6) 体位変換器 貸与告示第六号に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。 (7)～(11) (略) (12) 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 貸与告示第十二項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり(つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。 ① 床走行式 つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、<u>キャスタで床を移動</u>し、目的の場所に人を移動させるもの。 ②③ (略) 2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目 (1) (略) (2) 特殊尿器 尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。 (3) 入浴補助用具 購入告示に第三項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。 ①～⑥ (略)	(別 添) 第一 福祉用具 1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 (1)～(5) (略) (6) 体位変換器 貸与告示第六号に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位<u>又は座位へ</u>の体位の変換を容易に行うことができるものをいう。 (7)～(11) (略) (12) 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 貸与告示第十二項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり(つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。 ① 床走行式 つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、<u>キャスタ等で床又は階段等を移動</u>し、目的の場所に人を移動させるもの。 ②③ (略) 2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目 (1) (略) (2) 特殊尿器 尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。 (3) 入浴補助用具 購入告示に第三項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。 ①～⑥ (略)

3 (略) 第二 (略)	⑦ <u>入浴用介助ベルト</u> <u>身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。</u> 3 (略) 第二 (略)
----------------------------	---

別紙 1 3

○ 居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給について(平成 1 2 年 3 月 8 日老企第 4 2 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知) (抄)
(傍線部分は改正部分)

改 正 前										改 正 後																																																																																																																																															
1 ～ 5 (略) (別紙 1) (略) (別紙 2)										1 ～ 5 (略) (別紙 1) (略) (別紙 2)																																																																																																																																															
住宅改修が必要な理由書 (P1)										住宅改修が必要な理由書 (P1)																																																																																																																																															
<基本情報> <table><tr><td rowspan="4">利用 者</td><td>被保険者 番号</td><td></td><td>年齢</td><td>歳</td><td>生年月日</td><td>明治 大正 昭和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>性別</td><td>☐男 ☐女</td></tr><tr><td>被保険者 氏名</td><td></td><td>要介護認定 (該当に○)</td><td>要支援</td><td colspan="6">要介護</td></tr><tr><td></td><td></td><td>1・2</td><td>経過的</td><td colspan="6">1・2・3・4・5</td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="9"></td></tr></table> <table><tr><td rowspan="4">作成 者</td><td>現地確認日</td><td>平成 年 月 日</td><td>作成日</td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td>所属事業所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>資格 (作成者が介護支援専門員 でないとき)</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>連絡先</td><td colspan="3"></td></tr></table>										利用 者	被保険者 番号		年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	性別	☐ 男 ☐ 女	被保険者 氏名		要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護								1・2	経過的	1・2・3・4・5						住所										作成 者	現地確認日	平成 年 月 日	作成日	平成 年 月 日	所属事業所				資格 (作成者が介護支援専門員 でないとき)				氏名				連絡先				<基本情報> <table><tr><td rowspan="4">利用 者</td><td>被保険者 番号</td><td></td><td>年齢</td><td>歳</td><td>生年月日</td><td>明治 大正 昭和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>性別</td><td>☐男 ☐女</td></tr><tr><td>被保険者 氏名</td><td></td><td>要介護認定 (該当に○)</td><td>要支援</td><td colspan="6">要介護</td></tr><tr><td></td><td></td><td>1・2</td><td>経過的</td><td colspan="6">1・2・3・4・5</td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="9"></td></tr></table> <table><tr><td rowspan="4">作成 者</td><td>現地確認日</td><td>平成 年 月 日</td><td>作成日</td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td>所属事業所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>資格 (作成者が介護支援専門員 でないとき)</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>連絡先</td><td colspan="3"></td></tr></table>										利用 者	被保険者 番号		年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	性別	☐ 男 ☐ 女	被保険者 氏名		要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護								1・2	経過的	1・2・3・4・5						住所										作成 者	現地確認日	平成 年 月 日	作成日	平成 年 月 日	所属事業所				資格 (作成者が介護支援専門員 でないとき)				氏名				連絡先											
利用 者	被保険者 番号		年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日		性別	☐ 男 ☐ 女																																																																																																																																													
	被保険者 氏名		要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護																																																																																																																																																				
			1・2	経過的	1・2・3・4・5																																																																																																																																																				
	住所																																																																																																																																																								
作成 者	現地確認日	平成 年 月 日	作成日	平成 年 月 日																																																																																																																																																					
	所属事業所																																																																																																																																																								
	資格 (作成者が介護支援専門員 でないとき)																																																																																																																																																								
	氏名																																																																																																																																																								
連絡先																																																																																																																																																									
利用 者	被保険者 番号		年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	性別	☐ 男 ☐ 女																																																																																																																																														
	被保険者 氏名		要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護																																																																																																																																																				
			1・2	経過的	1・2・3・4・5																																																																																																																																																				
	住所																																																																																																																																																								
作成 者	現地確認日	平成 年 月 日	作成日	平成 年 月 日																																																																																																																																																					
	所属事業所																																																																																																																																																								
	資格 (作成者が介護支援専門員 でないとき)																																																																																																																																																								
	氏名																																																																																																																																																								
連絡先																																																																																																																																																									
保 険 者 <table><tr><td>確認日</td><td>平成 年 月 日</td><td>評 価 欄</td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td><td></td></tr></table>										確認日	平成 年 月 日	評 価 欄	氏 名			保 険 者 <table><tr><td>確認日</td><td>平成 年 月 日</td><td>評 価 欄</td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td><td></td></tr></table>										確認日	平成 年 月 日	評 価 欄	氏 名																																																																																																																												
確認日	平成 年 月 日	評 価 欄																																																																																																																																																							
氏 名																																																																																																																																																									
確認日	平成 年 月 日	評 価 欄																																																																																																																																																							
氏 名																																																																																																																																																									
<総合的状況> <table><tr><td rowspan="2">利用者の身体状況</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定</td></tr><tr><td>改修前</td><td>改修後</td></tr><tr><td rowspan="10">介護状況</td><td rowspan="10"></td><td>●車いす</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●特殊寝台</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●床ずれ防止用具</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●体位変換器</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●手すり</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●スロープ</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●歩行器</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●歩行補助つえ</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●認知症老人徘徊感知機器</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td rowspan="10">住宅改修により、 利用者等は日常生活 をどう変えたいか</td><td rowspan="10"></td><td>●移動用リフト</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●トイレ便座</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●特殊便座</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●入浴補助用具</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●風呂浴槽</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●その他</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>・</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>・</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>・</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>・</td><td>☐</td><td>☐</td></tr></table>										利用者の身体状況		福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定		改修前	改修後	介護状況		●車いす	☐	☐	●特殊寝台	☐	☐	●床ずれ防止用具	☐	☐	●体位変換器	☐	☐	●手すり	☐	☐	●スロープ	☐	☐	●歩行器	☐	☐	●歩行補助つえ	☐	☐	●認知症老人徘徊感知機器	☐	☐	住宅改修により、 利用者等は日常生活 をどう変えたいか		●移動用リフト	☐	☐	●トイレ便座	☐	☐	●特殊便座	☐	☐	●入浴補助用具	☐	☐	●風呂浴槽	☐	☐	●その他	☐	☐	・	☐	☐	・	☐	☐	・	☐	☐	・	☐	☐	<総合的状況> <table><tr><td rowspan="2">利用者の身体状況</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定</td></tr><tr><td>改修前</td><td>改修後</td></tr><tr><td rowspan="10">介護状況</td><td rowspan="10"></td><td>●車いす</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●特殊寝台</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●床ずれ防止用具</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●体位変換器</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●手すり</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●スロープ</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●歩行器</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●歩行補助つえ</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●認知症老人徘徊感知機器</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td rowspan="10">住宅改修により、 利用者等は日常生活 をどう変えたいか</td><td rowspan="10"></td><td>●移動用リフト</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●トイレ便座</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●特殊便座</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●入浴補助用具</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●風呂浴槽</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>●その他</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>・</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>・</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>・</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>・</td><td>☐</td><td>☐</td></tr></table>										利用者の身体状況		福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定		改修前	改修後	介護状況		●車いす	☐	☐	●特殊寝台	☐	☐	●床ずれ防止用具	☐	☐	●体位変換器	☐	☐	●手すり	☐	☐	●スロープ	☐	☐	●歩行器	☐	☐	●歩行補助つえ	☐	☐	●認知症老人徘徊感知機器	☐	☐	住宅改修により、 利用者等は日常生活 をどう変えたいか		●移動用リフト	☐	☐	●トイレ便座	☐	☐	●特殊便座	☐	☐	●入浴補助用具	☐	☐	●風呂浴槽	☐	☐	●その他	☐	☐	・	☐	☐	・	☐	☐	・	☐	☐	・	☐	☐
利用者の身体状況		福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定																																																																																																																																																							
		改修前	改修後																																																																																																																																																						
介護状況		●車いす	☐	☐																																																																																																																																																					
		●特殊寝台	☐	☐																																																																																																																																																					
		●床ずれ防止用具	☐	☐																																																																																																																																																					
		●体位変換器	☐	☐																																																																																																																																																					
		●手すり	☐	☐																																																																																																																																																					
		●スロープ	☐	☐																																																																																																																																																					
		●歩行器	☐	☐																																																																																																																																																					
		●歩行補助つえ	☐	☐																																																																																																																																																					
		●認知症老人徘徊感知機器	☐	☐																																																																																																																																																					
		住宅改修により、 利用者等は日常生活 をどう変えたいか		●移動用リフト	☐	☐																																																																																																																																																			
●トイレ便座	☐			☐																																																																																																																																																					
●特殊便座	☐			☐																																																																																																																																																					
●入浴補助用具	☐			☐																																																																																																																																																					
●風呂浴槽	☐			☐																																																																																																																																																					
●その他	☐			☐																																																																																																																																																					
・	☐			☐																																																																																																																																																					
・	☐			☐																																																																																																																																																					
・	☐			☐																																																																																																																																																					
・	☐			☐																																																																																																																																																					
利用者の身体状況		福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定																																																																																																																																																							
		改修前	改修後																																																																																																																																																						
介護状況		●車いす	☐	☐																																																																																																																																																					
		●特殊寝台	☐	☐																																																																																																																																																					
		●床ずれ防止用具	☐	☐																																																																																																																																																					
		●体位変換器	☐	☐																																																																																																																																																					
		●手すり	☐	☐																																																																																																																																																					
		●スロープ	☐	☐																																																																																																																																																					
		●歩行器	☐	☐																																																																																																																																																					
		●歩行補助つえ	☐	☐																																																																																																																																																					
		●認知症老人徘徊感知機器	☐	☐																																																																																																																																																					
		住宅改修により、 利用者等は日常生活 をどう変えたいか		●移動用リフト	☐	☐																																																																																																																																																			
●トイレ便座	☐			☐																																																																																																																																																					
●特殊便座	☐			☐																																																																																																																																																					
●入浴補助用具	☐			☐																																																																																																																																																					
●風呂浴槽	☐			☐																																																																																																																																																					
●その他	☐			☐																																																																																																																																																					
・	☐			☐																																																																																																																																																					
・	☐			☐																																																																																																																																																					
・	☐			☐																																																																																																																																																					
・	☐			☐																																																																																																																																																					
P 2 (略)										P 2 (略)																																																																																																																																															



老計発第 0313002 号
老振発第 0313004 号
老老発第 0313004 号
平成 21 年 3 月 13 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課長



振興課長



老人保健課長



「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」等の一部改正について

標記については、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 30 号）」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 31 号）」「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 32 号）」「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 33 号）」「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 34 号）」「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 35 号）」「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 36 号）」「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 67 号）」「厚生労働大臣が定め

る者等の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 68 号）」、「厚生労働大臣が定める基準一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 69 号）」、「厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 70 号）」、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 71 号）」、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護等の算定方法の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 72 号）」、「厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 73 号）」、「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 74 号）」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 75 号）」、「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 76 号）」、「居室、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 77 号）」、「介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保健施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 78 号）」、「厚生労働大臣が定める特別療養費にかかる施設基準等の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 79 号）」、「厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 80 号）」、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 81 号）」、「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護等に係る厚生労働大臣が定める者を定める件（平成 21 年厚生労働省告示第 82 号）」、「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域を定める件（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号）」及び「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 84 号）」が公布され、平成 21 年 4 月 1 日から適用されることとなった。

これらの改正に伴う通知の制定及び改正の内容については、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号 厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課長連名通知）の一部改正について
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成 18 年 9 月 11 日老振発第 0911001 号・老老発第 0911001 号 厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）の一部改正について
別紙 3 のとおり改正する。
- 4 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る人員基準及び介護報酬上の取り扱いについて（平成 15 年 5 月 30 日老振発第 0530001 号 老老発第 0530001 号 厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）の一部改正について
別紙 4 のとおり改正する。
- 5 リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 18 年 3 月 27 日老老発第 0327001 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）の一部改正について
別紙 5 のとおり改正する。
- 6 介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について（平成 12 年 3 月 31 日老企発第 59 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について
別紙 6 のとおり改正する。
- 7 栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 17 年 9 月 7 日 老老発第 0907002 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）の一部改正について
別紙 7 のとおり改正する。
- 8 居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例

及び様式例の提示について（平成 18 年 3 月 31 日老老発第 0331009 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）の一部改正について
別紙 8 のとおり改正する。

- 9 口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 18 年 3 月 31 日老老発第 0331008 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）の一部改正について
別紙 9 のとおり改正する。

- 10 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について
別紙 10 のとおり改正する。

- 11 介護給付費請求書等の記載要領について（平成 13 年 11 月 16 日老老発 31 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）の一部改正について
別紙 11 のとおり改正する。

- 12 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成 12 年 1 月 31 日老企発第 34 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について
別紙 12 のとおり改正する。

- 13 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について（平成 12 年 3 月 8 日老企発第 42 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について
別紙 13 のとおり改正する。



老振発第 0313002 号

老老発第 0313002 号

平成 21 年 3 月 13 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



老人保健課長



介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

平成 21 年 4 月の介護報酬改定を踏まえ、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 30 号。以下「改正省令」という。）が平成 21 年 3 月 13 日に公布され、平成 21 年 4 月 1 日に施行することとされたところである。

その改正の内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（政令指定都市を含む。）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第一 改正の内容

1 居宅療養管理指導に関する事項

（施行規則第 9 条、第 9 条の 2、第 22 条の 8、第 22 条の 9）

- （1）保健師、看護師又は准看護師については、従前は、歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行うことは認められていたが、居宅要介護者及び居宅要支援者の居宅において実施される療養上の相談及び

支援を行うための保健師、看護師又は准看護師による居宅療養管理指導の必要があることから、居宅療養管理指導を行うことができる者に、医療機関や訪問看護ステーションにおける保健師、看護師又は准看護師を加えたものであること。

なお、介護予防居宅療養管理指導についても同様の改正を行うこと。

- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第71条第1項の規定に基づいて居宅療養管理指導の指定があったものとみなされた病院又は診療所（以下、「病院等」という。）が保健師、看護師又は准看護師による居宅療養管理指導を行うことができる体制にある場合には、新たな指定等の必要はなく、保健師、看護師又は准看護師による居宅療養管理指導を行うことができること。なお、指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーションが保健師、看護師又は准看護師による居宅療養管理指導を行う場合にあっては、居宅療養管理指導について法第70条の指定居宅サービス事業者の指定が必要となること。

なお、介護予防居宅療養管理指導についても同様の改正を行うこと。

- (3) 訪問看護ステーションにおける居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の指定の申請にあっては、改正省令による改正後の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第118条又は第140条の6の規定に基づいて行うこととなるが、その際、当該訪問看護ステーションが既に指定訪問看護事業者又は指定介護予防訪問看護事業者として指定を受けている場合においては、当該事業者が施行規則第116条第1項各号又は第140条の6第1項各号の規定に基づき申請書等を提出していることをもって、居宅療養管理指導等の指定申請に係る施行規則第118条第1項各号（第1号から第3号まで、第5号、第7号及び第10号を除く。）又は施行規則第140条の6第1項各号（第1号から第3号まで、第5号、第7号及び第10号を除く。）に規定する事項に係る申請書の記載又は書類の提出に代えることができる。

2 通所リハビリテーションに関すること

（施行規則第127条）

- (1) 法第71条第1項の規定に基づき、病院等が健康保険法第63条第3条第1号の規定により保険医療機関の指定があったときに、その指定の際に当該病院等による行われる居宅サービスに係る法第41条第1項の指定があったものとみなされるサービスに、通所リハビリテーションを加えること。

なお、介護予防サービスにおいても同様の改正を行うこと。

- (2) 法第71条第1項の規定に基づいて通所リハビリテーションの指定があったものとみなされる病院等については、通所リハビリテーションが実施される病院等の環境にかんがみ、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表の脳血管疾患等リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料に係る施設基準に適合しているものとして届出をしていることを想定している。

なお、介護予防通所リハビリテーションにおいても同様であること。

- (3) 改正省令の施行の際現に通所リハビリテーションに係る法第41条第1項本文の指定を受けている病院等の開設者については、当該指定に係る法第70条の2の指定の更新の際にみなし指定に切り替えることとし、指定の更新の申請を行う必要はないこと。なお、その際、事業所番号の取扱いについては、従前の事業所番号を用いること。

なお、介護予防通所リハビリテーションにおいても同様であること。

3 短期入所療養介護に関すること

（施行規則第14条、第22条の14、附則第2条）

- (1) 法第8条第10項の規定に基づき、短期入所療養介護を行うことができる施設として、施行規則第14条に介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟（介護療養型医療施設を除く。）が、附則第2条の規定により基準適合診療所が規定されているところであるが、改正省令においては、これらのうち、診療所に関する規定を整理することとしたこと。具体的には、療養病床以外の病床を有する診療所については、指定基準を満たす場合は全て短期入所療養介護を行うことができることとし、また、これに伴い、従来の基準適合診療所の規定を削除したこと。

なお、介護予防サービスにおいても同様の改正を行うこと。

- (2) 短期入所療養介護の指定に関しては、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設については「みなし指定」を規定しており、その他の療養病床を有する病院等については別途申請を要することとしていたところであるが、改正省令により新たに短期入所療養介護を行うことができることとされた診療所については、介護療養型医療施設とは異なり、短期入所療養介護事業所として指定されるためには別途申請を行う必要があること。

なお、介護予防短期入所療養介護についても同様であること。



老振発第0313001号
平成21年3月13日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省老健局振興課長

居宅介護支援費の退院・退所加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る様式例の提示について

標記について、今般下記のとおり定めたので御承知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等とその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、当該様式は当該加算の算定を担保するための標準様式例として提示するものであり、当該様式以外の様式等の使用を拘束する趣旨のものではない旨、念のため申し添える。

記

- ・ 退院・退所加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る様式例（別紙）

退院・退所情報提供書

(面談日) 平成 年 月 日

情報提供元の医療機関・施設名

所属

電話番号

ふりがな 利用者氏名	(男・女)		
生年月日 (明・大・昭)	年	月	日 (歳)
入院期間	入院日	年 月 日 ~	退院 (予定) 日 年 月 日

	入院・入所中の状況	(特記事項)
疾病の状態	主病名 主症状 既往歴 服薬状況 (自立・一部介助・介助・その他)	(感染症等)
食事	自立・一部介助・介助・その他 (ペースト・刻み・ソフト食・普通／経管栄養)	
口腔ケア	自立・一部介助・介助・その他	
移動	自立・一部介助・介助・その他 (見守り・手引き・杖・歩行器・ シルバーカー・車椅子)	(独自の方法・転倒危険)
入浴	自立・一部介助・介助・不可 (シャワー・清拭)	
排泄	自立・見守り・介助／オムツ (常時・夜間のみ)	(留置カテーテル等)
夜間の状態	良眠・不穏 (状態 :)	
療養上の留意する事項		



老振発第 0313003 号
老老発第 0313003 号
平成 21 年 3 月 13 日

各都道府県介護保険主管部（局）長宛

厚生労働省老健局 振興課長



老人保健課長



事業所評価加算の平成 21 年度における特別措置について（通知）

平成 21 年度介護報酬改定においては、介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所サービス」という。）における事業所評価加算について、加算の算定に用いる評価基準値の算出式の見直しを行ったところである。この見直しを行った評価基準値の算出式（以下「新算出式」という。）による加算算定は平成 21 年 4 月から行われるところ、平成 21 年度の事業所評価加算の算定は、平成 20 年 1 月から 12 月までを評価対象期間として新算出式によって行われるものであり、その事務については、事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成 18 年老振発第 0911001 号・老老発第 0911001 号厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長連名通知。以下「平成 18 年事務処理手順通知」という。）を発出しているところである。

一方で、新算出式を踏まえて平成 20 年 1 月から 12 月の評価対象期間に行ったサービスの評価基準値が事業所評価加算の要件を満たす場合、平成 20 年 10 月 15 日までに事業所評価加算（申出）の届出を行う必要があるところ、新算出式が平成 21 年 4 月に適用されることにかんがみ、今般、平成 20 年 10 月 15 日までに事業所評価加算（申出）の届出を行っていない事業所に対し、平成 20 年 1 月から 12 月の評価対象期間に対する新算出式による事業所評価加算の算定について、平成 21 年度に限り、一定の特別措置を行うこととする。

その際の事務処理手順及び様式例について、特別措置であることから平成 18 年事務処理手順通知とは別に、下記のとおりお示しするので、御了知の上、関係市町村、関係団体、関係機関にその周知をお願いする。

記

1 平成 21 年度における事業所評価加算の特別措置の概要

事業所評価加算については、平成 18 年事務処理手順通知と同じであるが、今回の特別

措置の評価対象となる期間は平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間とし、当該期間において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における介護予防通所サービスの提供につき加算を行うものである。なお、特別措置の対象事業所は、平成 20 年 10 月 15 日までに各都道府県へ平成 18 年事務処理手順通知中の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「事業所評価加算（申出）」の届出を行わなかった事業所とする。

ただし、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）において「評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り 1 月につき所定単位数を加算する」と規定されていることから、今回の特別措置の評価対象期間の満了日は平成 20 年 12 月 31 日であるため平成 21 年度内に限り所定単位数を加算することとする。具体的には、6（1）にあるとおり、平成 21 年度特別措置の事業所評価加算の算定要件を満たしている旨の通知が平成 21 年 8 月下旬に事業所に届くこととなり、周知期間等を踏まえ、平成 21 年 10 月サービス分から平成 22 年 3 月サービス分（半年分）について平成 21 年度の事業所評価加算の算定を可能とする。

2 事業所評価加算の対象事業所の決定に係る事務処理の流れ

事業所評価加算の対象事業所の決定については、従前の平成 18 年事務処理手順通知中「事業所評価加算の対象事業所の決定に関する事務フロー（概要）」（別紙 1）で示すとおりである。

3 事業所による事業所評価加算（申出）の届出

選択的サービスの加算の届出を行い、介護予防通所サービスを提供している事業所において、今回の特別措置として平成 21 年度の事業所評価加算の算定を希望する場合には、各事業所が平成 21 年 6 月 1 日までに各都道府県へ「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「事業所評価加算（申出）」の届出を行う必要がある。（平成 22 年度以降に再度算定を希望する場合には、その旨の届出は不要であり、平成 22 年度以降に算定を希望しなくなった場合にはその旨の届出が必要となる。）

各都道府県は、平成 21 年 6 月 1 日までに受理した事業所評価加算（申出）の届出を平成 21 年 6 月処理分の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。

4 国保連合会における事務処理

（1）評価対象事業所の抽出

以下の要件のいずれにも該当する事業所を抽出する。

- ① 平成 21 年 6 月 1 日までの届出分の事業所台帳にて、「事業所評価加算（平成 21 年度特別措置）（申出）の有無」が「2・あり」であること。
- ② 事業所台帳にて、「運動器機能向上体制の有無」「栄養改善体制の有無」「口腔機能向上体制の有無」のいずれか一つ以上を「2・あり」として届出を行っていること。

（2）評価対象受給者の抽出

受給者台帳及び（1）の評価対象事業所の給付実績（当該事業者から国保連合会へ請求された現物給付分に限る。）より、以下の要件のいずれにも該当する受給者を抽出する。

- ① （1）の評価対象事業所にて、選択的サービスに係る加算を連続して 3 月以上算

定していること。

② 前記算定より後の月に要支援認定の更新又は変更認定を受けた者

なお、②の更新・変更認定については、当該認定が平成 20 年 11 月以降の場合には、平成 22 年度の加算に係る評価対象受給者となり、今回の特別措置の対象ではない。

(3) サービス提供終了確認情報の授受

① (2) の評価対象受給者のうち、要支援状態区分に変更がなかった者について、「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表(平成 21 年度特別措置)」(別紙 2)を作成し、平成 21 年 6 月下旬に地域包括支援センター(介護予防支援事業所)宛に送付する。

② 地域包括支援センター(介護予防支援事業所)から送付される「サービス提供終了確認情報(平成 21 年度特別措置)」(別紙 3)を平成 21 年 7 月下旬までに収受する。

(4) 評価基準値の算出等

① 評価基準値の算出

事業所評価加算の対象事業所については、次の算定式に適合している必要があり、(1) の評価対象事業所について、事業所番号・介護予防サービスの種類毎に評価基準値を算出する。

なお、評価対象受給者について、事業所の所在地が他都道府県であるものについては、所在地である都道府県の国保連合会へ当該情報の交換を行った上で、評価基準値を算出する。

要支援度の維持者数(A) + 改善者数(B) × 2

≥ 0.7

評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数(C)

A : (3) ②のサービス提供終了確認情報におけるサービス提供終了者数

B : (2) の評価対象受給者のうち、要支援状態区分が1ランク改善(要支援2→要支援1又は要支援1→非該当)又は2ランク改善(要支援2→非該当)した人数

C : 評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

なお、今回の特別措置の評価対象期間は、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとされているが、平成 20 年 11 月以降に更新・変更認定が行われた者については、平成 22 年度の評価対象受給者とする。

② 算定基準適合一覧表等の送付

①の算出結果により、次のとおり資料を作成し、平成 21 年 8 月上旬に都道府県宛に送付する。

- ・ 評価基準値が 0.7 以上の場合 : 「事業所評価加算算定基準適合事業所一覧表(平成 21 年度特別措置)」(別紙 4)の作成
- ・ 評価基準値が 0.7 未満及び評価対象期間における介護予防通所サービス事業

所の利用実人員が 10 人未満の場合：「事業所評価加算算定基準不適合事業所一覧表（平成 21 年度特別措置）」（別紙 5）の作成

5 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）における事務処理

（1）サービス提供終了の確認

地域包括支援センター（介護予防支援事業所）においては、国保連合会から送付された「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表（平成 21 年度特別措置）」（別紙 2）の対象者（要支援状態区分に変更がなかった者）について、ケアプランに定める目標に照らし、当該介護予防通所サービス事業者によるサービスの提供が終了していることの確認を平成 21 年 7 月上旬から中旬までに行うこと。

（2）サービス提供終了確認情報の作成・送付

（1）において、サービスの提供が終了しているものと確認された者については、「サービス提供終了確認情報（平成 21 年度特別措置）」（別紙 3）を作成し、平成 21 年 7 月下旬までに国保連合会宛に送付すること。

6 都道府県における事務処理

（1）事業所に対する決定通知

「事業所評価加算算定基準適合事業所一覧表（平成 21 年度特別措置）」（別紙 4）及び「事業所評価加算算定基準不適合事業所一覧表（平成 21 年度特別措置）」（別紙 5）を踏まえ、各都道府県において事業所評価加算の対象事業所を決定し、当該加算の算定の可否を平成 21 年 8 月中旬までに事業所に通知する。

（2）地域包括支援センター（介護予防支援事業者）、住民等に対する周知

事業所評価加算の対象事業所情報を平成 21 年 8 月下旬を目途に公表し、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）、住民等に周知することにより、10 月サービスからの利用者の事業所の選択、介護予防支援事業所における給付管理業務、ケアプラン作成等に支障の生ずることがないように対応されたい。

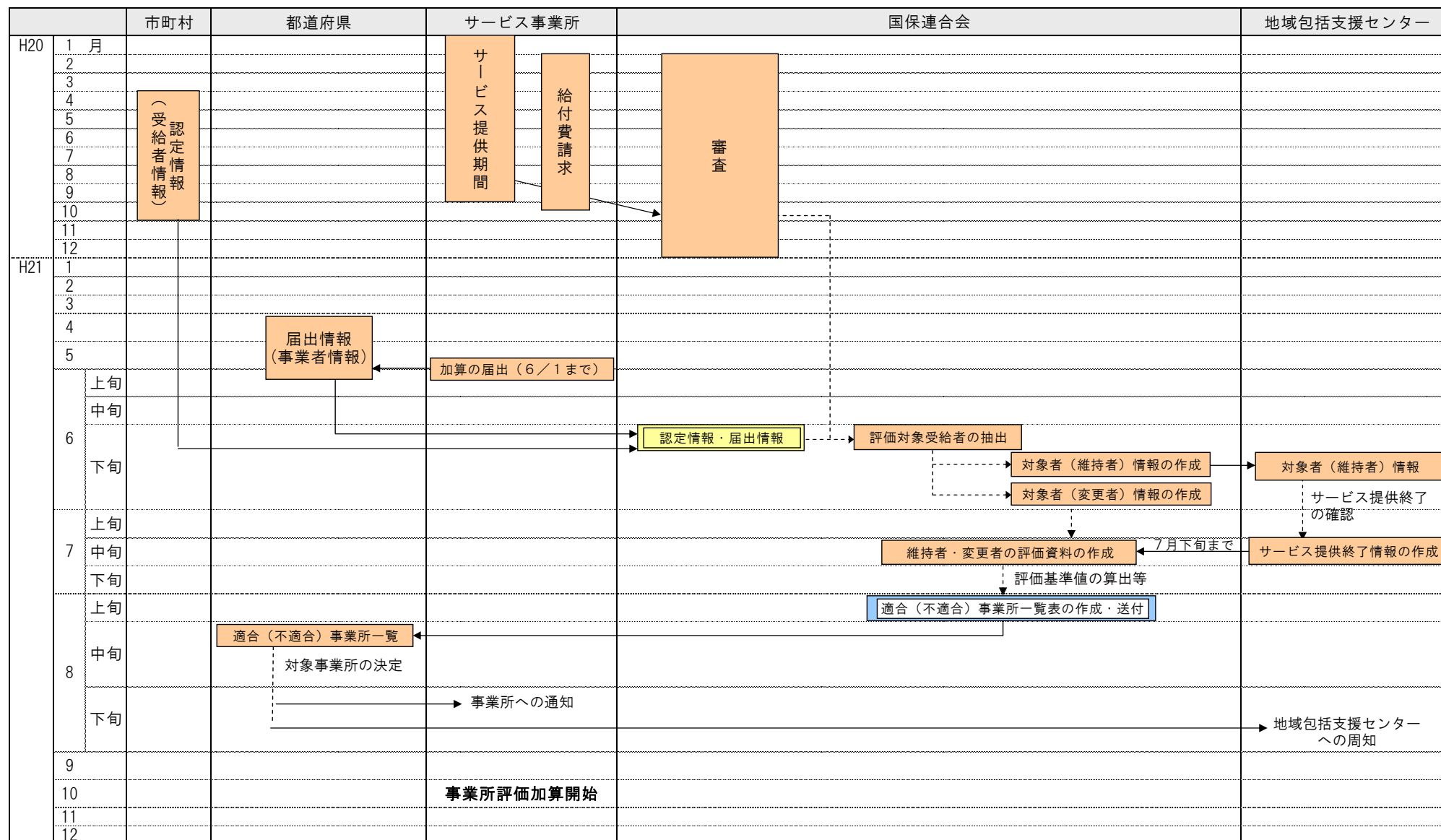
7 その他

今回の特別措置については、平成 21 年度の事業所評価加算の算定についてのみとする。

(別紙1)

事業所評価加算の対象事業所の決定に関するスケジュール（平成21年度特別措置）

告示で定める評価期間



＜国保連合会 → 地域包括支援センター＞

サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表(平成21年度特別措置)

平成 年 月 日

頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所番号	
事業所名	〇〇〇〇〇センター

[illegible]

- ・事業所番号 … 地域包括支援センターの指定介護予防支援事業所番号
- ・事業所名 … 地域包括支援センター名
- ・証記載保険者番号 … 被保険者証に記載されている保険者番号
- ・証記載保険者名 … 被保険者証に記載されている保険者（市区町村）名
- ・被保険者番号 … 被保険者証に記載されている被保険者番号
- ・被保険者氏名 … 被保険者証に記載されている被保険者の氏名

- ・サービス種類名 … 「予防通所介護」又は「予防通所リハビリ」
- ・サービス事業所番号 … サービス提供事業所の指定介護予防サービス事業所番号
- ・サービス事業所名 … サービス提供事業所の名称
- ・サービス提供開始年月 … 選択的サービスの提供開始年月
- ・サービス提供終了年月 … 選択的サービスの提供終了年月

＜地域包括支援センター → 国保連合会＞

平成 年 月 日
頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

- ・事業所番号 … 地域包括支援センターの指定介護予防支援事業所番号
- ・事業所名 … 地域包括支援センター名
- ・証記載保険者番号 … 被保険者証に記載されている保険者番号
- ・被保険者番号 … 被保険者証に記載されている被保険者番号

- ・サービス種類 … サービス種類番号
- ・サービス事業所番号 … サービス提供事業所の指定介護予防サービス事業所番号
- ・サービス提供開始年月 … 選択的サービスの提供開始年月
- ・サービス提供終了年月 … 選択的サービスの提供終了年月

事業所評価加算算定基準適合事業所一覧表（平成 21 年度特別措置）

以下に示す事業所について、平成 21 年 10 月～平成 22 年 3 月の事業所評価加算算定のための基準（※ 1）に適合しましたので、お知らせいたします。

都道府県番号	
都道府県名	〇〇県

平成 年 月 日

頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所 番 号	サービス事業所名	サービス 種 類	サービス種類名	利用実 人員数	評価対象受給者総数 (C)	改善者数 (B)	要支援度の維持者数 (A)	評価基準値 (※ 2)
	〇〇〇〇〇事業所		予防通所介護	300	100	12	50	0.74

※ 1 算定のための基準＝利用実人員数が10人以上であり、評価基準値が0.7以上であること。

※ 2 評価基準値＝
$$\frac{\text{要支援度の維持者数(A)} + \text{改善者数(B)} \times 2}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数(C)}}$$

- ・ 都道府県番号…加算届出先の都道府県番号

・ 都道府県名…加算届出先の都道府県名

・ 事業所番号…サービス提供事業所の指定介護予防サービス事業所番号

・ サービス事業所名…サービス提供事業所の名称

・ サービス種類番号…サービス種類番号

・ サービス種類名…「予防通所介護」又は「予防通所リハビリ」

・ 利用実人員数…評価対象期間内のサービスを利用した実人員数

・ 要支援度の維持者数(A)…サービス提供終了確認情報におけるサービス提供終了者数

・ 改善者数(B)…要支援状態区分が1ランク改善（要支援2→要支援1又は要支援1→非該当）又は2ランク改善（要支援→非該当）した人数
- ・ 評価対象受給者総数(C)…評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

・ 評価基準値…上記(A)～(C)から算出される判定基準となる数値
小数点以下第3位以降を切り上げし、小数点以下第2位までの値で表示する。
表示数値が、『0.70』以上を適合、『0.69』以下を不適合とする。

(別紙 5)

事業所評価加算算定基準不適合事業所一覧表（平成 21 年度特別措置）

以下に示す事業所について、平成 21 年 10 月～平成 22 年 3 月の事業所評価加算算定のための基準（※ 1）に適合しませんでしたので、お知らせいたします。

都道府県番号	
都道府県名	〇〇県

平成 年 月 日

頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所 番 号	サービス事業所名	サービス 種 類	サービス種類名	利用実 人員数	評価対象受給者総数 (C)	改善者数 (B)	要支援度の維持者数 (A)	評価基準値 (※ 2)
	〇〇〇〇〇事業所		予防通所介護	300	100	10	45	0.65

※ 1 算定のための基準＝利用実人員数が10人以上であり、評価基準値が0.7以上であること。

※ 2 評価基準値＝
$$\frac{\text{要支援度の維持者数(A)} + \text{改善者数(B)} \times 2}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数(C)}}$$

- ・ 都道府県番号…加算届出先の都道府県番号

・ 都道府県名…加算届出先の都道府県名

・ 事業所番号…サービス提供事業所の指定介護予防サービス事業所番号

・ サービス事業所名…サービス提供事業所の名称

・ サービス種類番号…サービス種類番号

・ サービス種類名…「予防通所介護」又は「予防通所リハビリ」

・ 利用実人員数…評価対象期間内のサービスを利用した実人員数

・ 要支援度の維持者数(A)…サービス提供終了確認情報におけるサービス提供終了者数

・ 改善者数(B)…要支援状態区分が1ランク改善（要支援2→要支援1又は要支援1→非該当）又は2ランク改善（要支援→非該当）した人数
- ・ 評価対象受給者総数(C)…評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

・ 評価基準値…上記(A)～(C)から算出される判定基準となる数値
小数点以下第3位以降を切り上げし、小数点以下第2位までの値で表示する。
表示数値が、『0.70』以上を適合、『0.69』以下を不適合とする。